

第 1 0 章 条例・規則・告示・要綱

1. 令和4年度（2022年度） 熊本市一般廃棄物処理実施計画

第1 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、市民・事業者・行政等の多様な主体が互いに連携・協働してごみの減量化や資源化に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、持続可能な循環型都市の実現を掲げ策定した「熊本市一般廃棄物処理基本計画」（以下基本計画という。）に基づき、令和4年度（2022年度）の本市における一般廃棄物の発生抑制、減量・リサイクルの推進、適正な収集、運搬及び処分等について必要な事項を定めるものです。

2 計画区域

熊本市全域

なお、本計画において、「植木地区」とは旧植木町の区域を、「熊本地区」とは熊本市全域のうち、植木地区以外の区域を指すものとします。

3 計画期間

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで

第2 ごみ処理

1 ごみ処理の方針

(1) 施策体系

基本計画に基づき、めざす姿『みんなでづくり、未来へつなぐ、循環型都市』の実現に向け、3つの基本方針のもと各種施策を推進します。

めざす姿 『みんなでづくり、未来へつなぐ、循環型都市』	
基本方針1 「ごみを発生させない 多様な主体と連携して取り組む 3R（スリーアール）＋リニューアブル」	
施策1	ライフスタイル・ビジネススタイルの転換に向けた環境教育と啓発活動の推進
施策2	リデュース・リユースの推進
施策3	リサイクルの推進
施策4	プラスチックの削減と資源循環の推進【重点施策】
施策5	食品ロス対策の推進（食品ロス削減推進計画）【重点施策】
基本方針2 「環境負荷の少ない適正かつ安定的なごみ処理体制の構築」	
施策1	市民ニーズに対応した効率的な収集運搬体制の確立
施策2	適正な中間処理・最終処分体制の確立
施策3	不法投棄・資源物の持ち去り行為防止対策の強化
基本方針3 「強靱な災害廃棄物処理体制と持続可能な地域循環共生圏の構築」	
施策1	災害時における連携体制の強化
施策2	持続可能な地域循環共生圏の構築に向けたごみ処理の広域化

(2) 成果指標に対する令和3年度(2021年度)の実績及び令和4年度(2022年度)の計画

基本計画において、めざす姿の実現に向け、各施策の進捗状況を図るため、成果指標及びその目標値を設定しています。成果指標に対する令和3年度(2021年度)の実績値及び令和4年度(2022年度)の計画値は、次の表のとおりです。

成果指標		基準値	実績値	計画値	目標値
		令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和13年度 (2031年度)
1	ごみ総排出量 (市民リサイクル活動 回収量を含む) (1人1日あたり)	263,004t (983g)	255,917t (962g)	256,500t (961g)	237,408t (905g)
2	家庭ごみ処理量 (資源化された量を除く)	123,791t (463g)	122,580t (461g)	122,000t (457g)	105,672t (403g)
3	家庭ごみのリサイクル 率 (市民リサイクル活動 回収量を含む)	23.9%	24.5%	24.4%	30.0%
4	事業ごみ処理量 (資源化された量を除く)	95,039t	86,241t	88,490t	88,490t
5	年間の埋立処分量 (焼却灰を含む)	24,207t	26,985t	27,400t	19,365t
6	温室効果ガスの排出 量	81,011t (H25実績)	76,435t	74,500t	48,607t

(3) 各施策における令和4年度(2022年度)の実施予定等

成果指標の目標達成に向け、各施策における本年度の主な取組については次の表のとおりです。各取組において、検証指標を設定し、PDCAサイクルに基づく進行管理を実施します。

基本方針1	ごみを発生させない 多様な主体と連携して取り組む 3R(スリーアール)+ Renewable(リニューアブル)					
施策1	ライフスタイル・ビジネススタイルの転換に向けた環境教育と啓発活動の推進					
取組	1 環境教育の推進について					
令和4年度の実施予定内容	○小学4年生に配布している副読本の内容を適宜見直し、本市のごみの現状やリサイクルの推進に加え、ごみカレンダーアプリの紹介や食品ロス削減・プラスチックごみ削減に関する取組等の内容の充実を図ります。また、教育委員会と連携し、ごみカレンダーアプリやごみ出しルール等の動画を活用した新しい手法での環境教育に取り組みます。 ○小学校などから見学者を受け入れ、体験型の環境教育の場として環境工場等を積極的に活用します。また、リモート対応による施設見学手法を新たに取り入れ、見学団体数の増加を図ります。					
検証指標	施設見学団体数				令和8年度 (検証値)	200団体
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:団体)	186					
取組	2 啓発活動の推進について					
令和4年度の実施予定内容	○若い世代のごみ問題に対する関心を高めるため、YouTubeやLINE等のSNSも活用した分かりやすい啓発や教育機関と連携したイベントを開催します。 ○近年外国人居住者が増加していることから、多言語(4か国語)のごみ分別ガイドやごみカレンダーアプリ等を活用し分別ルール等の周知・啓発を図ります。 ○小・中学校や町内自治会などの学習会へクリーンセンターの職員を講師として派遣する出前講座等を実施します。					
検証指標	ごみ減量やリサイクルなどのごみ問題に関心のある市民の割合				令和8年度 (検証値)	95.0%
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:%)	83.4					

取組	3 ごみのないきれいなまちづくりの推進について					
令和4年度の実施予定内容	○継続的に清掃や除草等の美化活動を実施する団体(事業者・自治会等)と美化協定を締結し、市民が主体的に取り組む美化活動へ清掃用具の貸出やごみの収集等の支援を行います。 ○ごみの減量・リサイクルの推進や環境美化活動に積極的に取り組む減量美化推進員などの活動支援を行うとともに、功績のあった個人・団体を表彰します。					
検証指標	美化協定締結団体数				令和8年度 (検証値)	74団体
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:団体)	60					

取組	4 ごみステーションの管理支援等について					
令和4年度の実施予定内容	○ごみステーションを管理している町内自治会に対し、管理に必要な経費の助成を行います。平成21年度の制度開始から初めてとなる補助金額の増額改定を行い、令和4年度から一律10,000円ベースアップします。また、補助対象経費の中に「ごみカレンダーの配布に要する経費」を加えることで、更なる自治会の負担軽減を図ります。					
検証指標	ごみステーション管理する町内自治会等への管理支援				令和8年度 (検証値)	実施
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値	実施					

基本方針1	ごみを発生させない 多様な主体と連携して取り組む 3R(スリーアール)+ Renewable(リニューアブル)					
施策2	リデュース・リユースの推進					
取組	1 家庭ごみの発生抑制について					
令和4年度の実施予定内容	○市が主催するイベント等でマイバッグやマイストロー等の啓発グッズの配付や、市民が実施するフリーマーケットへの後援など、ごみの発生抑制に繋がる取組を実施します。					
検証指標	家庭ごみの発生抑制につながる啓発活動				令和8年度 (検証値)	実施
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値	実施					

取組	2 事業ごみの発生抑制について					
令和4年度の実施予定内容	○従業員数20名以上など、本市要綱で定める多量排出事業者に対して、これまでの立入で把握したごみ減量・リサイクルの取組状況を踏まえ、取組の進まない事業者を優先するなど、効率的に立入を行い、ごみ減量・リサイクルに関する指導、アドバイスを行います。また、市内の企業データを用いて、令和3年度に新たに本市要綱の多量排出事業所として追加した約1,800事業所に対して順次、立入を行います。 ○本市要綱の対象とならない飲食店等の小規模事業所に対しても、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、立入を行い、適正処理、ごみ減量・リサイクルに関する指導、アドバイスを行います。					
検証指標	多量排出事業者等への立入件数				令和8年度 (検証値)	700件
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:件)	487					

取組	3 市役所における率先行動について					
令和4年度の実施予定内容	○ごみ分別によるリサイクル、ペーパーレス化による紙使用量の削減、グリーン購入などエコオフィス活動に取り組みます。 ○本市の事務及び事業における環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定に取り組めます。					
検証指標	市役所の事務事業における環境負荷の低減				令和8年度 (検証値)	実施
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値	実施					

基本方針1	ごみを発生させない 多様な主体と連携して取り組む 3R(スリーアール)+ Renewable(リニューアブル)					
施策3	リサイクルの推進					
取組	1 ごみカレンダーアプリの更なる普及促進について					
令和4年度の実施予定内容	○大学や専門学校等の教育機関や不動産事業者、外国人受入機関等に対して、ごみカレンダーアプリの周知を依頼し、更なる普及促進を図り、紙のごみカレンダーからの転換を進めることでペーパーレス化を推進します。					
検証指標	ごみカレンダーアプリのダウンロード数(累計)				令和8年度 (検証値)	130,000回
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:回)	35,074					
取組	2 ルール違反ごみ対策及び地域住民と連携したごみ分別指導等の実施について					
令和4年度の実施予定内容	○分別が徹底されていないルール違反ごみ等について、「ルール違反」シールを添付し一定期間取り残し、収集を延期することで違反者に対して改善を促します。また、町内自治会等と連携し、地域の事情に即したオリジナル看板作成などのごみ分別の啓発・指導を実施します。					
検証指標	ルール違反シールの貼付枚数(啓発指導による削減)				令和8年度 (検証値)	38,000枚
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:枚)	66,523					
取組	3 環境工場での搬入物展開検査や最終処分場での分別指導の強化について					
令和4年度の実施予定内容	○受付での聞き取り調査や目視での内容物確認などを実施し、分別指導を強化します。また、抜き打ちでの展開検査を実施することで、不適正排出者の抑制を図ります。					
検証指標	搬入物確認の徹底及び分別指導の強化				令和8年度 (検証値)	実施
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値	実施					

取組	4 市民リサイクル活動の推進について					
令和4年度の実施予定内容	○市民リサイクル活動助成金について、他の政令市と比較してもトップクラスの助成額であることをアピールし、参加を促すとともに、活動が活発な団体等の表彰を行うことで、地域でのリサイクル活動を奨励します。					
検証指標	市民リサイクル活動による資源物の回収量				令和8年度 (検証値)	5,500t
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:t)	5,436					

基本方針1	ごみを発生させない 多様な主体と連携して取り組む 3R(スリーアール)+ Renewable(リニューアブル)					
施策4	プラスチックの削減と資源循環の推進【重点施策】					
取組	1 ワンウェイ(使い捨て)プラスチック削減、バイオプラスチックの利用促進について					
令和4年度の実施予定内容	○地域のプロスポーツチームやNGOと連携し、試合会場やイベント会場にて飲食物を購入する際に市が指定するバイオプラスチック製リユースカップを持参した方に1回の購入につき50円の割引を行う助成事業を実施します。また、家庭ごみ指定収集袋へのバイオマスプラスチックの使用については、製造コストや原料・耐久性等に関する情報収集を行い、他自治体の動向も踏まえ、導入を検討します。					
検証指標	バイオプラスチック製リユースカップを利用した飲食物の提供回数				令和8年度 (検証値)	10,000回
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:回)	0					
取組	2 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制について					
令和4年度の実施予定内容	○公共用水域へのプラスチックごみの流出を防ぐため、啓発活動や市民、事業者等と連携した河川の清掃活動を実施します。また、江津湖周辺における不法投棄監視パトロールを実施し、プラスチックごみの河川への流入を抑制します。					
検証指標	市民、事業者等と連携した河川の清掃活動				令和8年度 (検証値)	実施
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値	-					

取組	3 連携中枢都市圏と連携したプラスチックごみ対策の検討について					
令和4年度の実施予定内容	○連携中枢都市圏と連携したプラスチックごみ対策の実施に向け、各市町村における取組状況等の情報共有を行い、効果的なプラスチックごみ対策について検討します。					
検証指標	-				令和8年度 (検証値)	-
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	検討	検討	検討	検討	検討
実績値	-					

取組	4 プラスチック製品の分別収集の実施に向けた検討について					
令和4年度の実施予定内容	○プラスチック製品の分別収集について、他市町村のモデル事業の結果や国の動向に注視し、最適な分別収集方法等の検討をします。					
検証指標	-				令和8年度 (検証値)	-
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	検討	検討	検討	検討	検討
実績値	-					

基本方針1	ごみを発生させない 多様な主体と連携して取り組む 3R(スリーアール)+ Renewable(リニューアブル)					
施策5	食品ロス対策の推進(食品ロス削減推進計画)【重点施策】					

取組	1 食品ロス削減に関する啓発活動の推進について					
令和4年度の実施予定内容	○家庭や外出時にすぐに取り組める食品ロス削減のノウハウをまとめた「肥後のいっちょ残さん! 熊本市食品ロス削減ハンドブック」の配付等により、食品ロス の削減に関する理解と実践を促します。また、高校生や大学生と連携し、食品ロス削減に向けて若い世代への啓発活動を行います。 ○飲食店での食べ残しを減らす「もったいない! 食べ残しゼロ運動」や「3010運動」等の食品ロス削減の取組を推進します。					
検証指標	家庭系食品ロスの発生量				令和8年度 (検証値)	17,037t
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:t)	23,262					

取組	2 フードドライブの推進について					
令和4年度の実施予定内容	○熊本連携中枢都市圏の各自治体と連携したフードドライブの実施などを通じ、継続してフードバンク活動団体を支援する取組を推進します。					
検証指標	市の呼びかけにより実施したフードドライブで集まった食料品等の量				令和8年度 (検証値)	5,000kg
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:kg)	544					

取組	3 生ごみ堆肥化容器(コンポスト)の普及促進について					
令和4年度の実施予定内容	○生ごみのリサイクルは、焼却ごみの減量や資源の有効活用などの観点から特に重要であることから、家庭で生ごみを堆肥化できる段ボールコンポスト講座を実施します。また、生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入に係る助成を行い、生ごみの削減及びリサイクルの推進に取り組みます。					
検証指標	生ごみ処理機の購入助成基数				令和8年度 (検証値)	70基
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:基)	66					

取組	4 事業系食品ロスに関する指導及び支援について					
令和4年度の実施予定内容	○従業員数20名以上など、本市要綱で定める多量排出事業者に対して立入を行い、業種に応じた食品ロス削減の指導・アドバイスを行います。また、立入等の際、事業所において発生する未利用食品、災害備蓄食品の提供など、フードバンク活動団体への協力を依頼します。					
検証指標	多量排出事業者等への食ロスに関する立入指導件数				令和8年度 (検証値)	700件
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:件)	487					

取組	5 事業者への情報発信及び普及啓発について					
令和4年度の実施予定内容	○事業者への立入調査等を通じて、業種ごとの優良取組事例に関する情報を収集し、本市の事業系食品ロス発生量の約76％を排出する食品製造業、食品卸・小売業及び飲食店への立入調査等において、商慣習の見直しとともに優良取組事例を踏まえたアドバイスを行います。					
検証指標	事業者に対する優良取組事例の紹介数				令和8年度 (検証値)	800件 (延べ数)
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:件)	0					

基本方針2	環境負荷の少ない 適正かつ安定的なごみ処理体制の構築					
施策1	市民ニーズに対応した効率的な収集運搬体制の確立					
取組	1 ごみ収集運搬体制のあり方の検討について					
令和4年度の実施予定内容	○民間活力の導入を含め、適正かつ効率的なごみ収集運搬体制のあり方を検討します。また、令和4年度(2022年度)からは6台分の燃やすごみと紙の収集運搬について、新たに民間委託を実施します。 ○クリーンセンター収集運搬車両においてバイオディーゼル燃料を使用し、環境負荷の低減を図ります。					
指標	バイオディーゼル燃料の使用量				令和8年度 (検証値)	26,500ℓ
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:ℓ)	26,417					
取組	2 ごみ出し困難者に対するふれあい収集の実施について					
令和4年度の実施予定内容	○高齢福祉課や障がい保健福祉課との連携をさらに深め、地域包括支援センターや熊本市障がい者相談支援センター等への周知・啓発を通じて、必要とされる方に対してサービスが行き届くよう取り組みます。					
検証指標	ふれあい収集の利用者数				令和8年度 (検証値)	2,200人
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:人)	1,360					
取組	3 拠点回収の充実・収集品目の見直しについて					
令和4年度の実施予定内容	○「使用済み天ぷら油」「乾燥生ごみ」「使用済み小型家電」「樹木」の4品目について、区役所、総合出張所及び地域コミュニティセンター等で拠点回収を実施します。また、持込時間を拡充し、持ち込みやすい体制を整備します。収集品目の見直しについては、更なるサイクルの推進及びよりわかりやすい分別となるよう検討します。					
検証指標	拠点回収での回収量				令和8年度 (検証値)	900t
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:t)	698					

基本方針2	環境負荷の少ない 適正かつ安定的なごみ処理体制の構築					
施策2	適正な中間処理・最終処分体制の確立					
取組	1 焼却施設の機能維持整備及びエネルギーの有効活用について					
令和4年度の実施予定内容	○定期点検等により、施設の状況を的確に把握し、計画的に整備を行うことで、施設の機能維持を図ります。 ○東部環境工場については、施設の老朽化が進んでいることから、施設の建替も含め今後の整備計画について検討します。 ○ごみの攪拌等による安定的な焼却運転を行い、発電効率を高めるとともに、電力の売却を継続的に行います。					
検証指標	ごみ焼却により発電した電力の売電量				令和8年度 (検証値)	73,000 kwh
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:kwh)	74,834					
取組	2 最終処分場の適正管理及び埋立量の減量について					
令和4年度の実施予定内容	○埋立ごみについて、破砕・選別によってリサイクル可能な金属の回収や可燃残さの除去を行い、埋立量の減量を図ります。 ○西部環境工場から発生する焼却灰に含まれる金属については、回収しリサイクルを行います。また、焼却灰の新たなリサイクル手法についても検討します。					
検証指標	埋立ごみからの金属回収量及び焼却灰のリサイクル量				令和8年度 (検証値)	5,800t
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:t)	5,754					
取組	3 一般廃棄物処理業の許可の適正化について					
令和4年度の実施予定内容	○一般廃棄物の収集運搬及び処理体制については本市の一般廃棄物の発生量に対し、継続的かつ安定的な適正処理の確保できるよう許可事業者の制限を行い、適正化を図ります。					
検証指標	一般廃棄物処理業の許可の適正化				令和8年度 (検証値)	実施
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:t)	実施					

基本方針2	環境負荷の少ない 適正かつ安定的なごみ処理体制の構築					
施策3	不法投棄・資源物の持ち去り行為防止対策の強化					
取組	1 不法投棄対策について					
令和4年度の実施予定内容	○山間部及び中心市街地において計画的に不法投棄監視パトロールを行い、山間部の監視ルートについては、不法投棄の発生状況を踏まえた見直しを行います。また、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、警察等の関係機関と連携し、飲食店等への立入指導を実施します。					
検証指標	不法投棄監視パトロール(山間部)における不法投棄報告件数				令和8年度 (検証値)	35件
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:件)	47					
取組	2 資源物の持ち去り行為防止対策について					
令和4年度の実施予定内容	○持ち去り防止指導員によるパトロールを実施し、条例違反者に対する禁止命令書の交付や氏名等の公表などの行政指導を積極的に行うことに加え、資源物の買取業者への立入調査等を実施します。また、熊本県警察と連携し悪質な違反行為者の告発など引き続き厳しく対処します。					
検証指標	ごみステーションでの持ち去り行為の確認数				令和8年度 (検証値)	500件
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:件)	1,046					

基本方針3	強靱な災害廃棄物処理体制と持続可能な地域循環共生圏の構築					
施策1	災害時における連携体制の強化					
取組	1 関係団体との連携強化について					
令和4年度の実施予定内容	○今後の災害に備え、災害時応急活動に関する協定を締結している関係団体等と定期的な意見交換及び連絡体制の確認を行い、連携体制の強化を図ります。					
検証指標	関係団体との連携				令和8年度 (検証値)	実施
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値	実施					
取組	2 他自治体との連携強化について					
令和4年度の実施予定内容	○今後の災害に備え、災害時相互応援に関する協定を締結している他自治体と定期的な意見交換及び情報伝達訓練などを行い、連携体制の強化を図ります。					
検証指標	他自治体との連携				令和8年度 (検証値)	実施
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値	実施					

基本方針3	強靱な災害廃棄物処理体制と持続可能な地域循環共生圏の構築					
施策2	持続可能な地域循環共生圏の構築に向けたごみ処理の広域化					
取組	1 持続可能な地域循環共生圏の構築に向けたごみ処理の広域化について					
令和4年度の実施予定内容	○令和7年度(2025年度)からの上益城郡5町(御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町)及び西原村の可燃ごみの受入れに向け、関係町村と連携し、工場への搬入方法などの協議を実施します。					
検証指標	令和7年度(2025年度)からの広域処理実施				令和8年度 (検証値)	実施
年度	令和元年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	検討	検討	検討	実施	継続実施
実績値	-					

2 処理の区分

(1) 家庭ごみ

熊本市が処理する一般廃棄物のうち、家庭ごみ(一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物)の区分及び処理方法等について、以下のとおり定めます。

ア 定期収集家庭廃棄物(熊本地区)

家庭ごみのうち、市が定期的に収集するものは、次の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとします。

なお、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「条例」という。)第2条第1号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物とします。

市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次の表の「搬出時の形態等」の欄に適合させて、居住地区の家庭ごみ・資源収集カレンダーに従い、収集日の午前8時30分までに、ごみステーション(条例第2条第3号の「収集場所」をいう。以下同じ。)へ搬出することとします。ただし、市民は、1回の収集日に多量※1の定期収集家庭廃棄物をごみステーションに搬出することはできません。この場合の取扱いについては、別途オ(7)に定めるものとします。

市は、家庭ごみ・資源収集カレンダーに従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行います。

分別の区分	内 容	収集主体	収集回数 ※2	搬出時の形態等	搬入先	処理方法
燃やすしみ	・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチック製の商品 (ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・木くず - など	市 (直営) (委託)	週2回	指定収集袋※2に入れて口を結ぶ。 (袋の取っ手を持って、持ち上げて破れずに運搬できる重さに収める。) ただし、剪定枝は長さ50cm以下に切って、透明ごみ袋※3に入れて口を結ぶか、直径30cm以下の束にして紐で縛る。 また、落ち葉は、透明ごみ袋※3に入れて口を結ぶ。	市の処理施設 (東部環境工場又は西部環境工場)	焼 却
埋立しみ	・ガラス類 ・せともの類 ・小型家電製品類 - など	市 (直営) (委託)	月2回	指定収集袋※2に入れて口を結ぶ。 (袋の取っ手を持って、持ち上げて破れずに運搬できる重さに収める。)	市の処理施設 (扇田環境センター)	埋 立 資源化 (必要に応じ、前処理として破砕を行う。)
紙	新聞紙・折込チラシ 段ボール その他の紙 (雑誌、本、ノート、カタログ、包装紙、紙袋、紙箱、ハガキ、封筒などの再資源化等の対象となる紙)	市 (直営) (委託)	週1回 (水曜日)	紐で十字に縛る。 紐で十字に縛る。 紐で十字に縛る。 又は、紙袋に入れて出す。 (ただし、紙製以外の取っ手は外す。)	委託業者の 処理施設	資源化

紙	紙パック (500ml以上の容量のもので、内部にアルミ箔等が貼られていないもの)	市 (直営) (委託)	週1回 (水曜日)	紐で十字に縛る。	委託業者の 処理施設	資源化
資源物	空きびん・空き缶	市 (委託)	月2回	透明ごみ袋※3に入れて口を結ぶ。		
	なべ類 (なべ、やかん、フライパンなど)			透明ごみ袋※3に入れて口を結ぶ。		
	古着類 (衣類及びシャツ、タオルケットなどの再資源化等の対象となる古布)			透明ごみ袋※3に入れて口を結ぶ。		
	自転車			不用品と書いた札をつける。		
ペットボトル	ペットボトル			透明ごみ袋※3に入れて口を結ぶ。		
プラスチック製容器包装	・カップ類 ・ボトル類 ・パック、トレイ類 ・緩衝材 ・ふた、ラベル - など (プラスチック製容器包装であって、汚れていないもの (汚れをすすいで乾かしたものを含む。))	市 (委託)	週1回	透明ごみ袋※3に入れて口を結ぶ。		

特定品目	・蛍光管 ・水銀体温計、水銀血圧計 ・ガス缶、スプレー缶 ・ライター ・電池類が取り外せない小型家電製品 ・電池類	市 (委託)	月 2 回	透明ごみ袋※3に入れて口を結ぶ。	委託業者の 処理施設	資源化
------	--	-----------	-------------	------------------	---------------	-----

(備考) 収集回収は原則として上の表のとおりですが、年末年始、祝日の取扱いなどにより異なる場合があります。また、収集日は小学校区を基本に熊本地区内を18地区に区分けして設定しています。

※1 多量: 1回の収集日において、「1人につき縦80cm×横65cmのごみ袋2袋相当」又は「1世帯につき縦80cm×横65cmのごみ袋5袋相当」のうち少ない量を超える量とします。ただし、これにより難い特別な事情がある場合にあっては、個別に判断を行うものとします。

※2 指定収集袋: 燃やすごみ用、高密度ポリエチレン製(炭酸カルシウムを含まないもの)の透明袋であって以下の大きさの4種類

区 分	縦	横	備 考
大 45リットル用	80cm	65cm	まち両側各10cmを含む
中 30リットル用	70cm	50cm	まち両側各7.5cmを含む
小 15リットル用	58cm	40cm	まち両側各7cmを含む
特小 5リットル用	52cm	34cm	まち両側各6cmを含む

埋立ごみ用、低密度ポリエチレン製(炭酸カルシウムを含まないもの)の透明袋であって以下の大きさの3種類

区 分	縦	横	備 考
大 45リットル用	80cm	65cm	まち両側各10cmを含む
中 30リットル用	70cm	50cm	まち両側各7.5cmを含む
小 15リットル用	58cm	40cm	まち両側各7cmを含む

※3 透明ごみ袋: 顔料を含まない低密度又は高密度ポリエチレン製の透明(半透明含む。色付き不可)の袋であって、縦80cm以下、横65cm以下の大きさのもの(この要件を満たす袋であって内容物が確認できる程度の

社名、広告等の印刷のある透明のレジ袋を含む。)とします。ただし、本市の施策のために扱われるものについては、この限りではありません。

イ 大型ごみ(熊本地区)

家庭ごみのうち「大型ごみ」とは、指定収集袋大袋1袋に適正に収納する(当該ごみを収納し、収納した袋自身で開口部を結んで閉じることができ、袋の取っ手を持って、持ち上げて破れずに運搬できることをいう。)ことができない大きさのもの(後述する[大型ごみから除外する品目]表の「物品」欄に掲げるものを除く。)とします。

市民は、大型ごみの処分を市に依頼するときは、事前に次に示す手続きにより収集を申し込んだうえ、申込時に指定された場所まで搬出することとします。

(ア) 事前申込み

市民は、大型ごみの収集を市に依頼しようとするときには、電話でごみゼロコールに事前申込みを行うものとします。市民とごみゼロコールは、この申込みの際に次に示す事項の打合せを行い、さらに、ごみゼロコールは次に示す事項の案内を行います。

○ 打合せ事項: 大型ごみを搬出する場所、収集日(ごみゼロコールが案内する収集可能な日からの選択)、収集物、品数、大きさ、重さ、その他必要な事項

※ 大型ごみを搬出する場所について

- ・戸建住居については、申込者の敷地内であって、道路に面した場所とします。ただし、収集車両が進入できない場所にある住居については、ごみステーションを大型ごみ搬出場所として使用し、定期収集家庭廃棄物の排出・収集の妨げとならないように配慮して搬出するものとします。
- ・共同住宅等で当該共同住宅専用ごみステーションが設置されている場合には、これを大型ごみ搬出場所として使用するものとします。専用ごみステーションが設置されていない場合には、戸建住居の場合に準じることとします。

※ 収集個数の制限について

- ・1回の収集日に収集することができる大型ごみの個数は、原則として1世帯につき5個までとします。

○ 案内する事項: 収集可能な日、手数料の額(次の表の「処理手数料」の欄参照)、手数料を支払うことができる場所(大型ごみ処理券取扱所)、受付番号、その他必要な事項

(イ) 搬出手順

事前申込みを行った大型ごみの搬出手順は、次のとおりとします。

- a 申込みの際案内された手数料を大型ごみ処理券取扱所で支払い、大型ごみ処理券(シール)を受け取る。
- b 大型ごみ処理券(シール)に受付番号を記入し、申し込んだ大型ごみのわかりやすい位置に当該券を貼付する。
- c bにより大型ごみ処理券(シール)を貼付した大型ごみを、申込みの際打合せにより決まった収集日の午前8時30分までに、打ち合わせた場所に搬出する。

(ウ) 収集後の処理

市が収集した大型ごみは、下表の「区分」欄に従い、「搬入先」欄に示す施設へ搬入し、「処理方法」欄に示す処理を行います。

区 分	収集主体	搬入先	処理方法	処理手数料
可燃性大型ごみ	市 (直営) (委託)	市の処理施設	焼 却	1品目につき900円又は500円(熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則で品目別に定める。)
不燃性大型ごみ	市 (直営) (委託)	民間の施設	破碎・金属回収後、残さを焼却又は埋立	

ごみゼロコールの受付業務実施日及び受付時間は次のとおりとします。

名 称	所 在 地	受付時間等
ごみゼロコール	中央区花畑町 9-24	月曜日から土曜日(祝日含む。) 午前8時30分～午後5時

(備考) 12月29日から1月3日は受付を行いません。

[大型ごみから除外する品目]

下表の「物品」欄に掲げるものは、それぞれ「分別の区分」欄に示す区分に従い、「搬出形態又は処分方法」欄に示す搬出形態で搬出又は処分をするものとします。

	物 品	分別の区分	搬出形態又は処分方法
a	自転車	資源物	不用品と書いた札をつける。
b	段ボール	紙	紐で十字に縛る。
c	市が収集しないごみ	オの(ア)、(ウ)	オの(ア)、(ウ)に規定する方法で処分
d	庭木の剪定枝 (1本の直径10cm以下で長さ1m以下のものに限る。)	燃やすごみ	長さ50cm以下に切って、直径30cm以下に紐で束ねる。
e	木切れ等 (1本の直径又は断面の対角線が10cm以下で長さ1m以下のものに限る。)	燃やすごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
f	傘	埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける (1束はおおむね5本まで)。
g	つえ (松葉杖を含む。)	材質に応じて燃やすごみ又は埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
h	スコップ	埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
i	ほうき、モップ及び掃除用ブラシ	材質に応じて燃やすごみ又は埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。

j	ゴルフクラブ	埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける(1束はおおむね5本まで)。
k	ゲートボール用スティック	材質に応じて燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
l	野球用バット及びソフトボール用バット	材質に応じて燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
m	テニス用ラケット及びバドミントン用ラケット	材質に応じて燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
n	竹刀	燃やすごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。
o	直径10cm以下で長さ1m以下の棒状のもの(cからnまでに掲げるものを除く。)	材質に応じて燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径10cm以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が15リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を1枚巻きつける。

欄に適合させて、植木地区のごみ収集カレンダーに従い、収集日の午前8時30分までにごみステーションへ搬出することとします。ただし、資源物については各地で決められた時間に搬出することとします。

市は、植木地区のごみ収集カレンダーに従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行います。

ウ 定期収集家庭廃棄物(植木地区)

家庭ごみのうち、市が定期的に収集するものは、次の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとします。

なお、条例第2条第1号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物とします。

市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次の表の「搬出時の形態等」の

分別 の 区分	内容	収集 主体	収集 回数	搬出時の形態 等	搬入先	処理 方法
燃やすごみ	・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチック製の商品 (ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・木くず など	市 (委託)	週2回	指定収集袋に入れて口を結ぶ。 (袋の取っ手を持って、持ち上げて破れずに運搬できる重さに収める。) ただし、剪定枝は長さ50cm以下に切って、透明ごみ袋に入れて口を結ぶか、直径30cm以下の束にして紐で縛る。 また、落ち葉は、透明ごみ袋に入れて口を結ぶ。ただし、1回の収集日に多量※ ¹ の燃やすごみをごみステーションに搬出することはできない。	市の処理施設 (東部環境工場又は西部環境工場)	焼却
不燃物	・ガラス類 ・せともの(陶器)類 ・粘土 ・砥石 など	市 (委託)	月1回	指定ごみ袋に入れて口を結ぶ。	山鹿植木広域行政事務組合最終処分場	埋立

資源ごみ(分別収集)	新聞紙・チラシ ダンボール 紙パック 本・その他紙類 古布 (衣類等の再資源化等の対象となる古布)	市 (委託)	月2回	紐掛け収集	委託業者の処理施設	資源化
	かん類 生きびん びん類 ペットボトル 白色トレイ その他の容器包装 プラスチック 金物類及び小型家電類 蛍光灯電球・水銀温度計類 乾電池類	市 (委託)	月2回	種類別コンテナに入れる。 ふたを外し、必ずすぐ。 スプレー缶は必ず穴を開け、中身を出し切る。		
粗大ごみ	・電化製品 (資源回収出来る大きさのものは除く。) ・家具 ・建具 ・自転車 など	市 (委託)	月1回	(家電・パソコンリサイクル法指定製品及び産業廃棄物は除く。)	東部環境工場又は西部環境工場及び委託業者の処理施設及び山鹿植木広域行政事務組合最終処分場	焼却埋立資源化

(備考)・収集回収は原則として上の表のとおりですが、年末年始、祝日の取扱いなどにより異なる場合があります。また、収集日は校区を基本に植木地区内を9地区に区分けして設定しています。

・燃やすごみのみ熊本地区の指定収集袋を使用することとし、不燃物は旧植木町の指定ごみ袋を使用することとします。

※1 多量：1回の収集日において、「1人につき縦80cm×横65cmのごみ袋2袋相当」又は「1世帯につき縦80cm×横65cmのごみ袋5袋相当」のうち少ない量を超える量とします。ただし、これにより難しい特別な事情がある場合にあっては、個別に判断を行うものとします。

エ 拠点回収

拠点回収とは、家庭ごみのうちで以下に示す4品目について、定期収集とは別に、市が回収拠点及び排出方法を定めて収集し資源化する処理の区分です。

拠点回収は、市民が協力可能な範囲内で利用する処理の区分であり、対象となる4品目の排出方法を拠点回収に限定するものではありません。

(ア) 使用済み天ぷら油(常温で固化しているもの及び鉱物油を除く。)

家庭から排出される使用済み天ぷら油は、市関連施設である各区役所、総合出張所(一部)、公民館(一部)、環境総合センター、地域コミュニティセンター(一部)、三山荘及び西部交流センターに拠点回収ボックスを設置して回収します。ボックスに集まった使用済み天ぷら油は、市が直営車両で収集し、再生資源として民間事業者に売却するものとします。

(イ) 乾燥生ごみ(電気式生ごみ処理機で処理したものに限る。)

家庭から排出される乾燥生ごみは、市関連施設である各区役所、総合出張所(一部)、公民館(一部)、環境総合センター、三山荘及び西部交流センターに拠点回収ボックスを設置して回収します。ボックスに集まった乾燥生ごみは、市が直営車両で収集し、民間事業者の施設に搬入して資源化処理を行うものとします。

(ウ) 使用済み小型家電

家庭から排出される希少金属(レアメタル)を多く含む小型家電30品目は市関連施設である各区役所、総合出張所(一部)、公民館(一部)、火の君文化センター、環境総合センター、戸島ふれあい広場、東部交流センター、夢もやい館、三山荘及び西部交流センターに拠点回収ボックスを設置して回収します。ボックスに集まった使用済み小型家電は、市が直営車両で収集し、扇田環境センターに一時保管し、再生資源として民間事業者に売却等するものとします。

(エ) 樹木類(草、花を除く。)

家庭から排出される剪定木くず等樹木類は、市が委託契約を結んでいる民間事業者へ市民自らが直接搬入し、搬入先事業者の施設で、資源化処理を行うものとします。

オ 市が収集しないごみ

(ア) 収集困難物(熊本地区)

次に示す家庭ごみについては、市の収集能力等に照らして収集が困難であることから、排出者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、下表に示す持込先に持ち込むものとします。その際に必要となる費用については排出者の負担とします。

区分	内 容	収集運搬	持込先	処理方法
臨時ごみ	引っ越しや大掃除、庭木の剪定等に伴い一時的に多量に出るごみ (一時多量ごみ) 及びり災ごみなど	排出者 (自己運搬) 又は 一般廃棄物 収集運搬業者 へ委託	市の処理施設 (東部環境工場 又は 西部環境工場 若しくは 扇田環境センタ ー)	焼 却 埋 立
重量物 長大物	・重さ60kg以上のもの ・長い部分の長さが250cmを超えるもの ・その他市の収集能力に照らして収集が困難なもの		民間の処理施設	資源化

(備考)・ 市の処理施設へ持ち込む場合には、資源化できるものを取り除く必要があります。

- ・ 市の処理施設において適正処理が困難なごみを除かなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできません。
- ・ 家庭から排出されるスプリングマットレスは、市の処理施設では適正な処理が困難であることから受け入れない。排出者(市民)は大型ごみとして市に収集を依頼するか、民間のリサイクル業者又は購入店等への引取りを依頼することとします。

(イ) 運搬困難物(植木地区)

運搬困難物は自己搬入とし、直接、東部環境工場、西部環境工場、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場へ処理品目毎に持ち込むこととするが、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場は熊本市発行の搬入許可証が必要となります。ただし、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場において適正処理が困難な場合は、協議により市の処理施設への持込みを可能とします。なお、搬入時に必要となる費用については排出者の負担とします。

(ウ) 排出禁止物

次に定める品目については、リサイクルが可能であることや、施設での処理が困

難であること等の理由により、市は収集運搬及び処分(施設での受入れを含む。)を行いません。

持込先や処理等に関しては、各品目の説明に掲げるとおりとし、その際に必要となる費用については排出者の負担とします。

- a 家電4品目(家庭で不要になった特定家庭用機器〔エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ(電池式ものを除く)・プラズマテレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機〕)

特定家庭用機器再商品化法(通称「家電リサイクル法」)に基づき、家電小売店による引取りもしくは排出者自ら又は廃棄物収集運搬業者による指定引取場所への持込み又は収集運搬によることとし、家電小売店に引取義務のないもの等については、熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)に処分を依頼するものとします。なお、分解した家電4品目についても、家電4品目として取り扱うこととします。

- b 家庭で使用されていたパーソナルコンピューター(家庭で不要になったパーソナルコンピューター〔本体、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ、ノート型パーソナルコンピューター、一体型パーソナルコンピューター。〕以下「パソコン」という。)

資源の有効な利用の促進に関する法律(通称「リサイクル法」)に基づき、排出者が自ら製造事業者の受付窓口に申し込んでリサイクルを依頼するか、熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)、一般社団法人パソコン3R推進協会又はリネットジャパンリサイクル株式会社などにリサイクルを依頼することとします。

なお、パソコンの内部の部品を換装すること等により不要となる各種部品については、埋立ごみ(植木地区においては資源ごみ)として市の定期の収集に出すことができます。

- c オートバイ(原動機付自転車含む。)

製造業者及び輸入業者が構築し、国から認定を受けた二輪車リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)に処分を依頼するものとします。

- d プレジャーボート等のFRP船

製造業者等の団体である一般社団法人日本マリン事業協会が構築し、国から認定を受けたFRP船リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)に処分を依頼するものとします。

- e 消火器

製造業者が構築し、国から認定を受けた消火器リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)に処分を依頼するものとします。

- f 製造業者等でのリサイクルの取組が行われているもの

- (a) タイヤ(自転車、乗用一輪車を除く)

製造業者、販売業者等に処分を依頼するものとします。

- (b) バッテリー(自動車用の鉛蓄電池など)

製造業者、販売業者等に処分を依頼するものとします。

- g 取扱いや設置又は撤去の際に専門業者の知識や技術が必要なもの(ピアノ、大型温水器、太陽熱温水器、ガス湯沸し器、太陽光発電設備、コンクリートがらなど)

製造業者、販売業者、施工業者等に処分を依頼するものとします。

- h 取扱いに危険を伴うもの(廃油類、農薬、揮発油〔ガソリン、ペンキ、シンナーなど〕、火薬類、発炎筒、ガスボンベ、感染性を有する恐れのあるもの〔在宅医療廃棄物など〕など)

製造業者、販売業者等に処分を依頼するものとします。ただし、廃食用油については、凝固剤を使用し固めたもの又は布・紙などに染み込ませたものは「燃やすごみ」として定期収集に排出することができます。

- i 一般家庭から排出されることが通常想定されないもの(農機具、ドラム缶、鉄骨など)

製造業者、販売業者、民間リサイクル業者等に処分を依頼するものとします。

(2) 事業ごみ

事業活動に伴い発生する一般廃棄物(事業の用に供する建築物又は敷地等〔併用住宅のときは事業の用に供する部分に限る。〕から排出されるごみ)は、事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い市の処理施設又は民間の資源化施設に持ち込むものとします。

分別の区分	内 容	収集運搬	持込先	処理方法
可燃性ごみ	調理くず、リサイクルが困難な紙くずなど、タンスなどの木製品	排出事業者 一般廃棄物 収集運搬業者	市の処理施設 (東部環境工場 又は 西部環境工場)	焼 却
不燃性ごみ	消火薬剤(リサイクルが不可能な場合に限る。)など		市の処理施設 (扇田環境 センター)	埋 立
資源化できるもの	古紙類(新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど)、衣類、食品廃棄物など		民間業者の処理施設	資源化

(備考)・ 植木地区で発生した不燃性ごみを自己搬入する場合は山鹿植木広域行政事務組合最終処分場でのみ受け入れます。ただし、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場において適正処理が困難な場合は、協議により市の処理施設への持込みを可能とします。

- ・ 市の処理施設へ持ち込む場合には、資源化できるものを取り除く必要があります。
- ・ 市の処理施設において適正処理が困難なごみを除かなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできません。
- ・ 医療関係機関等から排出される感染性のおそれがある性状を有するごみについては、原則として感染性を有しない状態にしたうえでなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできません。

(3) その他

ア ボランティア清掃ごみ

公共の場所(道路、公園、河川及びその他公共の用に供せられている場所)を、市民や地域団体等が営利を目的とせずにボランティアで清掃した際に排出されるごみ(植木地区については燃やすごみに限る)は、市が収集し、市の処理施設や資源物の委託の資源化施設へ搬入します。

イ 動物の死体

公道上のへい死動物等は、市民の通報等に応じて、市が臨時収集して東部環境工場、西部環境工場、動物愛護センターへ搬入します。

なお、家庭で飼育していた動物の亡骸については、民間のペット霊園等において火葬し慰霊することが出来ます。この場合は、当該亡骸は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しません。(ペット霊園等による取扱いが可能とします。)

ウ 未通関物等

国外から輸入等を目的として熊本市の区域へ持ち込まれ、熊本市内で行われる各種通関に伴う手続き(税関・検疫等)において関係法令等に基づく検査等により通関が認められず、廃棄命令等を受けたものは、原則、当事者によって輸出国への返送を行うものとします。

(4) ルール違反への対応

ア 違反シールの貼付

「3 処理の区分」の「(1) 家庭ごみ」、「(2) 事業ごみ」及び「(3) その他」の事項に従わずにごみステーションに排出された違反ごみに対しては、違反シールを貼付し、違反者に対し改善を促すものとします。

イ アによって改善されない場合

アの対応にもかかわらず改善が図られない場合であって、同様の行為が繰り返されるなど悪質な場合には、開封等の必要な調査を行い違反者の特定に努め、当該違反者に対し指導を行うものとします。

ただし、公衆衛生の確保及び生活環境の保全を勘案し、必要な場合にはやむを得ず収集を行い、適正な処理を行います。

3 収集・運搬体制

(1) 家庭ごみ及び事業ごみ

ア 家庭ごみの直営収集体制

本市は、熊本地区の一部地域の家庭ごみ収集を行うため、以下の収集車両を保有しています。(これらの他に、各クリーンセンターでは車検や故障の際の修理等に対応するため、それぞれ数台の予備車両を保有しています。)

○ 北部クリーンセンター

熊本地区の北部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 8台

熊本地区の北部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

ブレスパッカー車 3台、パワーゲート車 1台

○ 西部クリーンセンター

熊本地区の西部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 13台

熊本地区の西部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

ブレスパッカー車 3台、パワーゲート車 1台

○ 東部クリーンセンター

熊本地区の東部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 12台

熊本地区の東部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 3台、パワーゲート車 1台

イ 家庭ごみの収集運搬業務委託の体制

家庭ごみの分別収集については、一部の地域及び品目について業務委託により収集運搬を行っています。なお、収集車両はパッカー車114台、平ボディ車16台で実施しています。(これらの他に、車検や故障の際の修理等に対応するためそれぞれ数台の予備車両を保有しています。)

○ 北部地区(西里、北部東及び川上校区)の埋立ごみ・大型ごみ・資源物・ペットボトル・特定品目

有限会社 エステーサービス

○ 北部地区の燃やすごみ及び紙

九州郵弘 有限会社

○ 河内地区(河内及び芳野校区)の全てのごみ(プラスチック製容器包装を除く。)

株式会社 永野商店

○ 飽田地区(飽田西、飽田東及び飽田南校区)の全てのごみ(プラスチック製容器包装を除く。)

株式会社 永野商店

○ 天明地区(銭塘、奥古閑、川口及び中緑校区)の全てのごみ(プラスチック製容器包装を除く。)

有限会社 更生企業

○ 富合地区の燃やすごみ・紙・埋立ごみ・大型ごみ

株式会社 熊本市リサイクル事業センター

○ 城南地区の燃やすごみ・紙・埋立ごみ・大型ごみ

有限会社 エステーサービス

○ 植木地区の燃やすごみ・不燃物・粗大ごみ

有限会社 クリンケア産業

株式会社 松岡清掃公社

○ 植木地区の資源ごみ

株式会社 松岡清掃公社

○ 富合地区及び城南地区の資源物・ペットボトル・プラスチック製容器包装・特定品目

株式会社 熊本市リサイクル事業センター

○ 資源物(北部・河内・飽田・天明・富合・城南・植木地区を除く。)

株式会社 熊本市リサイクル事業センター

有価物回収協業組合 石坂グループ

○ ペットボトル(北部・河内・飽田・天明・富合・城南・植木地区を除く。)

有限会社 オー・エス収集センター

有価物回収協業組合 石坂グループ

○ 特定品目(北部・河内・飽田・天明・富合・城南・植木地区を除く。)

株式会社 熊本市リサイクル事業センター

有価物回収協業組合 石坂グループ

○ プラスチック製容器包装(富合・城南・植木地区を除く。)

株式会社 西原商店

有限会社 前田商会

有限会社 森山商店

有限会社 馬場商店

有限会社 都環境開発サービスセンター

有限会社 クリンケア産業

九州郵弘 有限会社

○ 埋立ごみ(北部・河内・飽田・天明・富合・城南・植木地区を除く熊本地区の約6割の地区)

株式会社 西原商店

石原運送 有限会社

- 燃やすごみ及び紙(北部・河内・飽田・天明・富合・城南・植木地区を除く熊本地区の約5割の地区)

有限会社 九州ビルメンテナンス社
株式会社 西原商店
有限会社 エステーサービス
有限会社 都環境開発サービスセンター
有限会社 旭清掃社
株式会社 アースT・K
有限会社 馬場商店
株式会社 東部流通
石原運送 有限会社
株式会社 明光
有限会社 平井商会
株式会社 金岡商店
有限会社 森山商店
有限会社 協働社
株式会社 熊本市リサイクル事業センター
社会福祉法人 環友會

- ごみステーションに排出された違反ごみ及び不法投棄ごみ等
株式会社 西原商店

ウ 事業ごみ等の収集運搬体制

事業ごみや家庭からの一時多量ごみの収集運搬は排出者自らが施設へ直接搬入するか、熊本市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して実施することとします。

(2) ふれあい収集

家庭ごみをごみステーションまで排出することが困難な世帯に対する支援措置として、「熊本市ふれあい収集実施要綱」に基づき、当該世帯の玄関前等から戸別に家庭ごみを収集するふれあい収集を直営により実施します。

(3) 一般廃棄物の収集運搬業許可業者

事業ごみや家庭からの一時多量ごみの収集を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第7条第1項の規定に基づき、市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者は別表1に示すとおりです(令和4年〔2022年〕10月1日現在)。

なお、一般廃棄物収集運搬業の許可については、熊本市一般廃棄物処理基本計画や本計画における本市のごみ発生量に対し、既存の許可業者で十分に処理体制

が整うことから、原則として新規許可を行いません。

4 中間処理体制

(1) 焼却施設

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、次に定める市の処理施設において焼却処理を行います。

名 称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所 在 地
東部環境工場	燃やすごみ、 資源化残さ (可燃性)など	全連続燃焼式	300t/日・炉 ×2炉	東区戸島町2570番地
西部環境工場		全連続燃焼式	140t/日・炉 ×2炉	西区城山薬師2丁目12番1号

(注)・ 焼却施設への受入時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後4時30分までとします。

ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている民間事業者であって、廃棄物処理手数料の徴収方法として後納の承認を受けている者のうち、市に「早朝搬入受け入れ依頼書兼誓約書」を提出して早朝搬入の承認を得た者については、午前6時から午前7時30分まで搬入を受け入れるものとします(年始を除く)。

・ リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受入れを行いません。

(2) 資源化施設(熊本地区)

ア 市が収集する紙、資源物、ペットボトル、特定品目については、次に定める委託業者の施設において選別・圧縮加工等を行います。また、選別時に発生した袋・紐等の選別残さのリサイクルを行います。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社熊本 市リサイクル事 業センター	紙	選別	80t／日	南区近見8丁目 8番35号
		圧縮など	80t／日	
	資源物、特定品目	選別	60t／日	
		圧縮など	35.2t／日	
	ペットボトル	選別	12t／日	西区新港1丁目4 番21号
		圧縮など	12t／日	
有価物回収協 業組合 石坂グループ	紙	選別	40t／日	東区戸島町 2874番地
		圧縮など	168t／日	
	ペットボトル	選別	4t／日	
		圧縮など	4.5t／日	
	資源物、特定品目	選別	48t／日	
		圧縮など	21.6t／日	
	選別残さ	圧縮	4.4t／日	
		固化	4.4t／日	
有限会社 オー・エス収集 センター	資源物 (古着を除く。)	選別	27.2 t／日	北区植木町鐙田 字寒田1475番1
		圧縮など	27.2 t／日	
	紙	選別	27.2 t／日	
		圧縮など	27.2 t／日	

イ 市が収集するプラスチック製容器包装については、次に定める委託業者の施設において選別・圧縮梱包等を行います。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社 エコポート九州	プラスチック製 容器包装	選別	約48t／日	西区新港1丁目 4番10号
		圧縮など	約34t／日	
社会福祉法人 環友會	プラスチック製 容器包装	選別	約40t／日	南区近見9丁目 10番50号
		圧縮など	約51t／日	

ウ 市が収集する不燃性大型ごみについては、次に定める委託業者の施設において破碎・選別等を行います。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有価物回収協 業組合 石坂グループ	市が収集する 不燃性大型ごみ	破碎・選別	4.1t／日	東区戸島町 2874番地
熊本新明産業 株式会社			160t／日	南区南高江 3丁目3番53号
株式会社 星山 商店			230.4t／日	北区武蔵ヶ丘 9丁目5番76号

エ ごみステーションに不法投棄された家電4品目のうち市が回収した次のものについては、特定家庭用機器の製造者が指定する次の指定引取場所へ運搬し、引き渡します。

名 称	廃棄物の種類	主な製造者	所 在 地
熊本新明産業株 式会社	冷蔵庫、冷凍庫、プ ラウン管テレビ、液 晶テレビ及びプラズ マテレビ、洗濯機・ 衣類乾燥機、 エアコン	松下、東芝、 三洋、シャープ、ソニー、 日立、三菱、 富士通ゼネラル、 指定法人委託業者など	南区南高江 3丁目3番53号
九州産交運輸株 式会社			上益城郡 益城町平田 字深迫2526
熊本支社			

オ 西部環境工場での焼却処理に伴って発生した飛灰については、次に定める委託業者の施設において山元還元を行います。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
三池製錬株式 会社	飛灰	山元還元	470t／日	福岡県大牟田市新 開町2番1号

カ 西部環境工場での焼却処理に伴って発生した主灰の一部については、次に定める委託業者の施設において金属回収を行います。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
熊本新明産業 株式会社	主灰の一部(金属 を含むもの)	破碎・選別	160t／日	南区南高江 3丁目3番53号

キ 特定品目から選別した蛍光管、水銀体温計及び水銀血圧計については、次に定める委託業者の施設において水銀等の回収及び再資源化を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
蛍光管等再資源化業務JV	蛍光管、水銀体温計及び水銀血圧計	破碎・選別等	7t／日	(処分業務) ・株式会社ジェイ・リライツ 福岡県北九州市若松区響町1-62-17
				(運搬業務) ・日本通運株式会社 中央区水前寺1-5-8

ク 特定品目から選別した使用済み電池類については、次に定める委託業者の施設において水銀等の回収及び再資源化を行います。ただし、使用済み電池類のうち一般社団法人JBRCの回収対象品目については、同法人に引き渡して再資源化を行います。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
廃乾電池等処理共同企業体	使用済み電池類(乾電池、ボタン電池、モバイルバッテリー、加熱式たばこ等)	選別・水銀回収等	100.8t／日	(処分業務) ・野村興産株式会社 イトムカ鉱業所 北海道北見市留辺蘂町富士見217-1 (一時保管) ・野村興産株式会社 関西工場 大阪府大阪市西淀川区中島2丁目4番143号 (運搬業務) ・株式会社高森運送 熊本県阿蘇郡高森町大字高森1552番地1 ・栗林運輸株式会社 東京都港区海岸3丁目22番34号 ・大和運輸株式会社 大阪府大阪市住之江区南港南3丁目8番48号 ・栗林商船株式会社 東京都千代田区大手町2丁目2番1号 ・三ツ輪物流株式会社 北海道釧路市星が浦南4丁目1番10号

ケ 拠点回収ボックスへ一般家庭から持ち込まれる乾燥生ごみについては、次に定める委託業者の施設において再資源化を行います。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有限会社 オー・エス収集 センター	市が拠点回収ボックスから回収した乾燥生ごみ	乾燥	1.2t／日	北区楠野町1046番地2

コ 拠点回収施設へ一般家庭から持ち込まれる樹木類については、次に定める委託業者の施設において破碎等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有限会社 アクト・フォー アース	個人の敷地内の樹木を自ら選定し運搬したもの	破碎等	66.35t／日	北区釜尾町422番地
株式会社 エコポート九州			328.4t／日	西区新港1丁目4番10号
有価物回収協業組合 石坂グループ			276.4t／日	東区戸島町2874番地
大東商事株式会社			1528.5t／日	西区新港1丁目4番22号
株式会社 星山商店			144t／日	北区武蔵ヶ丘9丁目5番76号

サ 埋立ごみについては、扇田環境センターにおいて選別を行い、金属の回収を行います。なお、選別した使用済み小型家電や金属回収に伴い処理が必要なものについては、次に定める委託業者の施設において再資源化を行います。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
柴田産業株式会社	使用済み小型家電	破碎・選別	40t／日	福岡県大牟田市 健老町447番地 2
熊本新明産業株式会社	破碎ごみ(埋立ごみのうち金属回収に伴い処理が必要なもの)	破碎・選別	160t／日	南区南高江 3丁目3番53号

(3) 資源化施設(植木地区)

ア 市が収集する資源ごみ(白色トレイ及びその他の容器包装プラスチックを除く)については、次に定める委託業者の施設において選別・圧縮加工等を行います。

名 称	資源物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有限会社 オー・エス収集 センター	資源ごみ(白色トレイ及びその他の容器包装プラスチックを除く)	選別	27.2 t／日	北区植木町鑑田 字寒田1475番1
		圧縮など	27.2 t／日	

イ 市が収集する資源ごみ(白色トレイ及びその他の容器包装プラスチック)については、次に定める委託業者の施設において選別・圧縮梱包等を行います。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社 エコポート九州	プラスチック製 容器包装	選別	約48t／日	西区新港1丁目 4番10号
		圧縮など	約34t／日	

ウ 市が収集する不燃性粗大ごみについては、次に定める委託業者の施設において破碎・選別等を行います。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有価物回収協業組合 石坂グループ	市が収集する不燃性粗大ごみ	破碎・選別	4.1t／日	東区戸島町 2874番地

(4) 一般廃棄物の処分業の許可業者

市の施設において受入れを行っていないリサイクルが可能なものについて適正処理を確保するため、廃棄物処理法第7条第6項に基づき、市の一般廃棄物処分業の許可を受けている業者は別表2に示すとおりです(令和4年[2022年]10月1日現在)。

なお、一般廃棄物処分業の許可については、熊本市一般廃棄物処理基本計画や本計画における本市のごみ発生量に対し、既存の許可業者で十分に処理体制が整うことから、原則として新規許可を行いません。

(5) 容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物等の引渡し

ア 市が資源物として収集・選別したガラスびんのうち、売却先が確保できないものについて、容器包装リサイクル法に規定する指定法人(公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会)に引き渡すことにより再商品化を委託します。その場合の再商品化事業者は次の表のとおりです。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社 熊本市リサイクル事業センター	その他の色の ガラスびん (全量)	有価物回収協業組合 石坂グループ (東区戸島町2874番地)	ガラスびん 原料
有価物回収協業組合 石坂グループ			

イ 市が資源物として収集・選別したプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に規定する指定法人(公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会)に引き渡すことにより再商品化を委託します。その場合の再商品化事業者は以下のとおりです。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社 エコポート九州	プラスチック製容 器包装	株式会社 エコポート九州 (西区新港1丁目 4番10号)	プラスチック 原料
社会福祉法人 環友會			

5 最終処分体制

(1) 埋立施設(熊本地区)

焼却灰や埋立ごみなどの不燃性ごみは、次に掲げる市の処理施設において埋立処分を行います。

なお、埋立処分の前処理として、金属、破碎ごみ、使用済み小型家電、不燃性ごみ及び可燃性ごみに選別した上で、不燃性ごみのみを埋立処分し、金属については売却、破碎ごみ、使用済み小型家電については民間の処理施設で再資源化、可燃性ごみについては市の処理施設で焼却処理を行います。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所在地
扇田環境センター	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性)など	埋立処分方式： サンドイッチセル併用方式 (即日覆土)	埋立残余容量 884,571m ³	北区貢町 1567番地
		水処理 生物処理・凝集沈殿・砂ろ 過処理後公共下水道圧 送	処理能力 400m ³ /日 調整槽 25,500m ³	

- (注)・埋立施設の受入時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後4時30分までとします。
- ・リサイクルできる品目並びに埋立地及び排水処理施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受入れを行いません。

(2) 埋立施設(植木地区)

市が収集する不燃物や焼却残さなどのごみは、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場の処理施設において埋立処分を行います。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所 在 地
山鹿植木広域 行政事務組合 最終処分場	焼却灰 不燃物 資源化残さ (不燃性)など	埋立処分方式： サンドイッチセル 併用方式	埋立残余容量 116,659m ³	北区植木町轟 2582番地6

- (注)・受入時間は、原則として、月曜日から金曜日(祝日は除く)までの午前8時30分から午後4時00分までとします。

6 その他

(1) 関係市町村との協力による適正なリサイクルの促進

本市及び他市町村の間での一般廃棄物の移動(本市域内で発生する一般廃棄物が他市町村で処理される場合及び他市町村で発生した一般廃棄物が本市内の一般廃棄物処理施設で処理される場合をいう。ただし、本市又は他市町村がその事務として一般廃棄物の処理を委託する場合を除く。)については、関係市町村間における一般廃棄物処理計画の調和が保たれていることが必要であることから、このための調整等に必要な事務手続きを行い、本市と当該関係市町村のそれぞれの一般廃棄物処理計画の整合が図られた場合のみこれを認めるものとします。

本市では、事業系一般廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクルの対象となる特定の一般廃棄物の市町村間での移動について関係市町村と調整を行い、次の場合についてのみ市内への持込み又は市外への持出しを認めています。

ア 市外から市内への搬入

リサイクルの対象となる剪定木くず、梱包木くず及び食品循環資源の持込みであって、排出事業者又はこれらを処理する本市の一般廃棄物処分業者があらかじめ本市の承認を受けた場合

イ 市内から市外への搬出

リサイクルの対象となる剪定木くず、梱包木くず及び食品循環資源の持出しであって、排出事業者又は本市の一般廃棄物収集運搬業者があらかじめこれらを処理する処分施設を管轄する市町村の書面による承認を受けた場合

(2) 災害ごみ

災害に伴い発生するごみについては、必要に応じて熊本市災害廃棄物処理計画に基づき適正処理を行います。

第3 生活排水処理

1 生活排水処理の方針

(1) 施策体系

熊本市一般廃棄物処理基本計画に基づき、持続可能な生活排水の処理の実現に向け、3つの基本方針のもと各種施策を推進します。

持続可能な生活排水の処理	
基本方針1「生活排水処理の向上」	
施策1	公共下水道の整備推進
施策2	既存処理施設の安定的な稼働
施策3	合併処理浄化槽等の維持管理
基本方針2「生活排水処理の推進」	
施策1	整備済の公共下水道や農業集落排水施設への接続促進
施策2	単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進【重点施策】
基本方針3 し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理	
施策1	効率的かつ安定的な収集運搬体制の確保
施策2	災害時における連携体制の強化

(2) 処理目標に対する令和3年度(2021年度)の実績及び令和4年度(2022年度)の計画

基本計画において、持続可能な生活排水の処理の実現に向け、処理目標を設定しています。処理目標に対する令和3年度(2021年度)の実績値及び令和4年度(2022年度)の計画値は、次の表のとおりです。

処理目標		基準値	実績値	計画値	目標値
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和13年度 (2031年度)
1	生活排水処理率	94.9%	95.2%	95.5%	98.6%
2	生活排水未処理率	5.1%	4.8%	4.5%	1.4%

(3) 各施策における令和4年度(2022年度)の実施予定等について
処理目標の達成に向け、各施策における本年度の主な取組については次の表のとおりです。各取組において、検証指標を設定し、PDCAサイクルに基づく進行管理を実施します。

基本方針1	生活排水処理の向上					
施策1	公共下水道の整備推進					
取組	1 未普及地区の解消について					
令和4年度の実施予定内容	○西部処理区や南部処理区について重点的に整備を進めるとともに、富合・城南・植木処理区等についても継続して効率的な整備に取り組みます。					
検証指標	公共下水道普及率				令和8年度 (検証値)	92.6%
年度	令和2年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:%)	90.3					

基本方針1	生活排水処理の向上					
施策2	既存処理施設の安定的な稼働					
取組	1 ストックマネジメント計画に基づく、施設の改築更新について					
令和4年度の実施予定内容	○ストックマネジメント計画に基づき、中部浄化センター汚泥脱水機、南部浄化センター反応タンク設備及び西部浄化センター機械濃縮設備等の改築更新を実施します。					
検証指標	設備機器の改築更新箇所数				令和8年度 (検証値)	54箇所
年度	令和2年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:箇所)	9					
取組	2 植木地区のし尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理について					
令和4年度の実施予定内容	○山鹿浄水センター(山鹿市所有)を活用した共同処理に向け、山鹿市と事務手続き等の協議を実施します。					
検証指標	山鹿浄水センターを活用した共同処理の開始				令和8年度 (検証値)	実施
年度	令和2年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	検討	検討	検討	実施	継続実施
実績値	-					

基本方針1	生活排水処理の向上					
施策3	合併処理浄化槽等の維持管理					
取組	1 浄化槽の適正な維持管理について					
令和4年度の実施予定内容	○合併処理浄化槽の処理性能の高度化、省エネルギー化に合わせて、維持管理においても最新の知識や技術の習得が必要なため、浄化槽管理士に対して研修会を開催します。					
検証指標	維持管理研修会の受講者数				令和8年度 (検証値)	100人
年度	令和2年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:人)	86					

基本方針2	生活排水処理の推進					
施策1	整備済みの公共下水道や農業集落排水施設への接続促進					
取組	1 公共下水道への未接続世帯への接続啓発について					
令和4年度の実施予定内容	○年間3,000件の戸別訪問を目標とし、富合・植木・城南処理区の未接続世帯への接続啓発を重点的に実施します。					
検証指標	水洗化率				令和8年度 (検証値)	97.7%
年度	令和2年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:%)	97.4					
取組	2 農業集落排水施設への未接続世帯への接続啓発について					
令和4年度の実施予定内容	○未接続世帯への接続啓発方法について、検討を行います。					
検証指標	水洗化率				令和8年度 (検証値)	-
年度	令和2年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	検討	実施	継続実施	継続実施	終了(廃止)
実績値 (単位:%)	76.9					

基本方針2	生活排水処理の推進					
施策2	単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進【重点施策】					
取組	1 合併処理浄化槽への転換促進について					
令和4年度の実施予定内容	○単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、市政だよりや市ホームページによる広報、単独処理浄化槽の改善指導に伴う啓発を行うとともに、浄化槽の施工業者や維持管理業者、熊本県浄化槽協会と連携した補助制度活用の周知を行います。					
検証指標	合併処理浄化槽への転換基数(累計)				令和8年度 (検証値)	500基
年度	令和2年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:基)	49					

基本方針3	し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理					
施策1	効率的かつ安定的な収集運搬体制の確保					
取組	1 収集運搬体制の確保について					
令和4年度の実施予定内容	○安定的な収集運搬体制を確保するため、定期的に許可業者と収集量や使用車両の状況について情報交換を行います。					
検証指標	一般廃棄物(し尿)許可業者数				令和8年度 (検証値)	9事業者
年度	令和2年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:事業者)	9					

基本方針3	し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理					
施策2	災害時における連携体制の強化					
取組	1 下水道本管に接続するマンホールトイレの整備について					
令和4年度の実施予定内容	○避難所として指定されている下水道区域内の小中学校10校に計50基(各5基)のマンホールトイレを整備します。					
検証指標	マンホールトイレの整備基数(累計)				令和8年度 (検証値)	540基
年度	令和2年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値 (単位:基)	240					

取組	2 災害時における連携体制の強化について					
令和4年度の実施予定内容	○大規模地震や水害等で避難所に設置される仮設トイレの設置やくみ取りし尿等の収集運搬等を適正に行うため、熊本市災害し尿等対策協議会と震災対処の初動訓練を行い、連携体制の強化を図ります。					
検証指標	震災対処の初動訓練の実施				令和8年度 (検証値)	実施
年度	令和2年度 (基準値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組予定	-	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
実績値	実施					

2 し尿及び浄化槽汚泥の排出

地 区	種 類	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度) (見込み)
熊本地区	くみ取りし尿	8,762kl	8,261kl	7,599kl	8,000kl
	浄化槽汚泥	35,090kl	34,124kl	34,685kl	35,000kl
植木地区	くみ取りし尿	3,025kl	2,960kl	2,851kl	2,900kl
	浄化槽汚泥	13,619kl	13,534kl	13,365kl	13,500kl
計	くみ取りし尿	17,787kl	11,221kl	10,450kl	10,900kl
	浄化槽汚泥	48,709kl	47,658kl	48,050kl	48,500kl

3 し尿・汚泥の処理

(1) 熊本地区におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理

ア 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して市の処理施設に持ち込むものとします。

種 類	収集運搬	収集回数	持込先
くみ取りし尿	許可業者	原則として月1回	市の処理施設
浄化槽汚泥		年1回以上	

(備考)合併処理浄化槽の汚泥を除き、小学校区ごとに市長が許可業者を指定します。

イ 処理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、次の表に定める市の処理施設において処理を行います。

名 称	種 類	処理方法	所在地
東部浄化センター	くみ取りし尿 浄化槽汚泥	活性汚泥	東区秋津町秋田536
中部浄化センター			西区蓮台寺5丁目7-2

(2) 植木地区におけるし尿・汚泥の処理

ア 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して処理施設に持ち込むものとします。

種 類	収集運搬	収集回数	持込先
くみ取りし尿	許可業者	原則として月1回	山鹿植木広域行政事務組合 山鹿衛生処理センター
浄化槽汚泥		年1回以上	

（備考）合併処理浄化槽の汚泥を除き、区域を定め市長が許可業者を指定します。

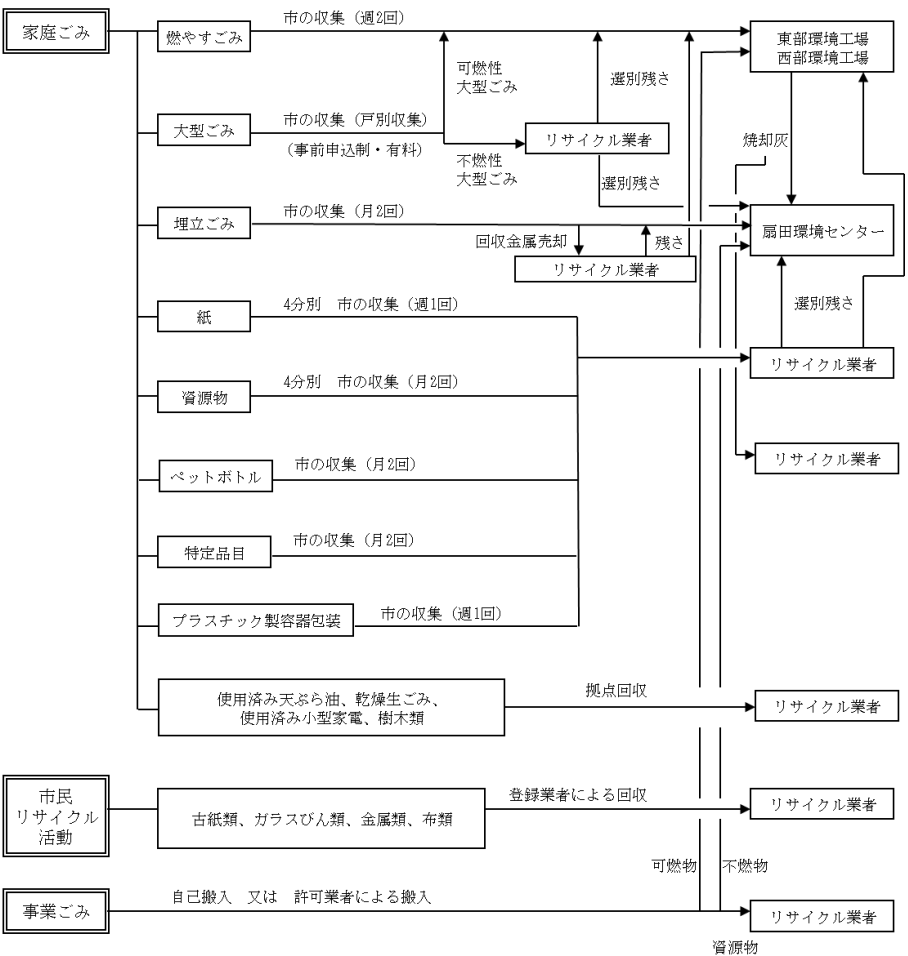
イ 処理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、山鹿植木広域行政事務組合山鹿衛生処理センターにおいて処理を行います。

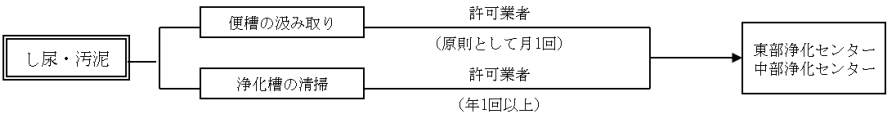
名 称	種 類	処理方法	処理能力	所在地
山鹿植木広域行政事務組合 山鹿衛生処理センター	くみ取りし尿 浄化槽汚泥	活性汚泥高度処理	92 kl／日 (24時間)	山鹿市山鹿 2055番地

図1-（1） 令和4年度の一般廃棄物の処理システム（熊本地区）

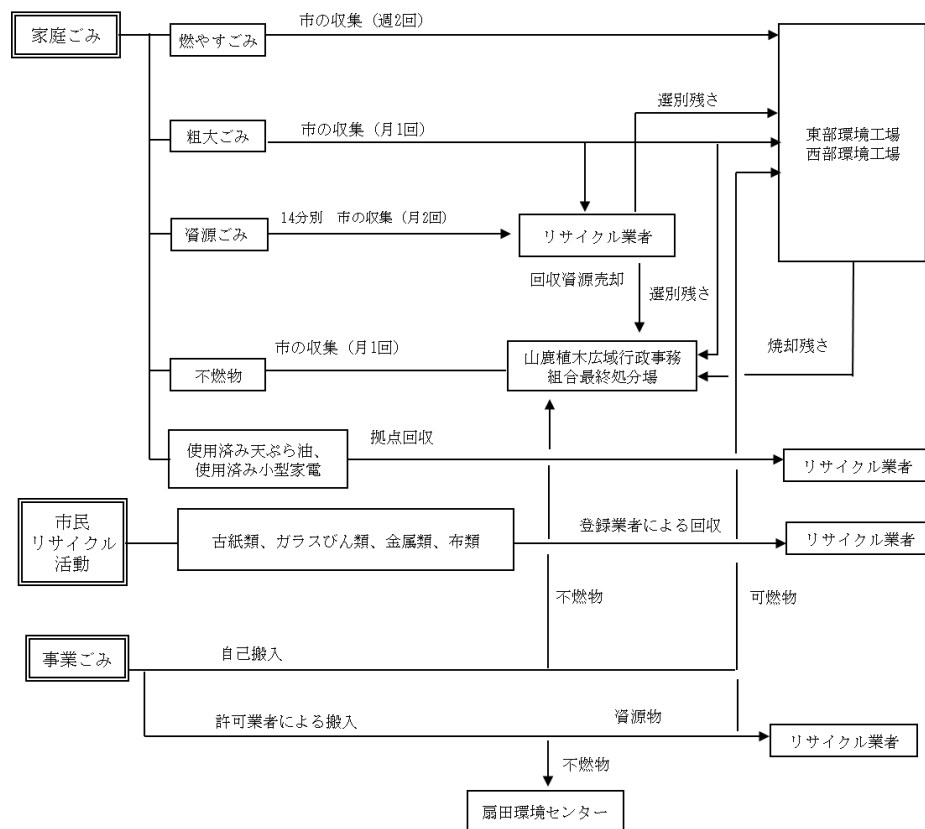
【 ご み 】



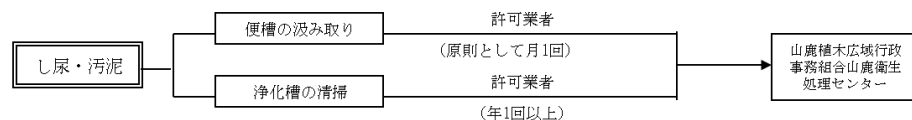
【 し 尿 】



【ごみ】



【 し 尿 】



令和4年(2022年)10月1日現在

NO	許可番号	名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
1	1	有限会社都環境開発サービスセンター	861-4101	熊本県熊本市南区近見 8-13-92	096-353-2906
2	3	有限会社エステーサービス	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西7-16-1	096-365-6644
3	4	株式会社光明	860-0812	熊本県熊本市中央区南熊本5-10-4	096-371-5977
4	5	株式会社熊本県弘済会	862-0917	熊本県熊本市東区櫻町16-7	096-360-2266
5	6	金岡商店株式会社	861-4144	熊本県熊本市南区富倉町釈迦堂611	096-358-3500
6	7	有限会社まなみ	861-5347	熊本県熊本市西区河内町船津2049	096-273-7272
7	8	クリーンライン株式会社	861-5253	熊本県熊本市南区八分字町360-8	096-227-1450
8	9	有限会社平井商会	861-5347	熊本県熊本市西区河内町船津2048	096-276-0141
9	10	株式会社東部流通	861-2118	熊本県熊本市東区花立3-15-20	096-369-3111
10	11	有償回収協業組合石坂グループ	861-8031	熊本県熊本市東区戸島町2874	096-389-5501
11	12	株式会社八木運送	862-0916	熊本県熊本市東区上原1-16-37	096-286-8611
12	14	九州郵弘有限公司	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町997-1	096-325-2735
13	15	有限会社聖光クリーン	861-8081	熊本県熊本市北区原生田5-33-6	096-339-5796
14	17	大東商事株式会社	861-5511	熊本県熊本市北区楠野町453-1	096-245-4800
15	18	株式会社永野商店	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町1444	096-245-5318
16	19	JR九州サービスサポート株式会社	860-0047	熊本県熊本市西区春日3-15-45	096-353-3065
17	20	有限会社更正企業	861-8035	熊本県熊本市東区御領5-10-18	096-389-7442
18	21	有限会社九州ビルメンテナンス社	861-5280	熊本県熊本市西区松尾1-2-32	096-329-4159
19	22	株式会社西原商店	862-0967	熊本県熊本市南区流通団地1-50	096-378-0657
20	23	有限会社前田商会	861-4124	熊本県熊本市南区海路町3333	096-223-0970
21	24	有限会社クリンケア産業	860-0834	熊本県熊本市南区江越2-7-12	096-379-7011
22	25	有限会社旭清掃社	861-8010	熊本県熊本市東区上南部2-19-1	096-389-1911
23	26	有限会社森山商店	861-4126	熊本県熊本市南区銭橋町211-1	096-228-4956
24	27	山下商店合同会社	861-8030	熊本県熊本市東区小山町1667-11	096-380-2756
25	28	有限会社ケイエ環境サービス	860-0068	熊本県熊本市西区上代5-9-18	096-353-2452
26	32	ひろせ梱包運輸株式会社	862-0967	熊本県熊本市南区流通団地2-15-1	096-377-2229
27	35	株式会社サクレイメディカル	861-8011	熊本県熊本市東区鹿瀬柳町658-1	096-213-3770
28	37	株式会社くまもと流通	862-0913	熊本県熊本市東区尾ノ上2-18-10	096-384-9162
29	39	熊本総合管理株式会社	861-8046	熊本県熊本市東区石原1-11-24	096-389-1122
30	44	株式会社林産業	861-8031	熊本県熊本市東区戸島町1205-5	096-389-7151
31	46	株式会社三勢	862-0924	熊本県熊本市中央区帯山3-8-44	096-383-2341
32	49	株式会社協働社	861-8035	熊本県熊本市東区御領5-9-75	096-389-2720
33	51	株式会社中山商店	861-0141	熊本県熊本市北区植木町投力塚15	096-272-0100
34	52	株式会社星山商店	861-8001	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘9-5-76	096-338-6421
35	54	株式会社前田産業	861-4114	熊本県熊本市南区野田3-13-1	096-358-6600
36	56	株式会社熊本市リサイクル事業センター	861-4101	熊本県熊本市南区近見8-8-35	096-357-0070
37	58	西部環境開発株式会社	860-0054	熊本県熊本市西区八島2-1-25	096-356-6262
38	59	有限会社オー・エス収集センター	861-5511	熊本県熊本市北区楠野町1046-2	096-245-0110
39	61	有限会社クリーンテック	861-4101	熊本県熊本市南区近見7-13-70	096-356-5658
40	62	株式会社環境総合	860-0821	熊本県熊本市中央区本山4-3-13	096-325-2911
41	65	有限会社宇都宮産業	861-5502	熊本県熊本市北区大島居町824	096-245-1005
42	68	有限会社タケタシ	861-4155	熊本県熊本市南区富倉町南照字辻524-1	096-358-6110
43	69	有限会社西原運輸	862-0967	熊本県熊本市南区流通団地1-50	096-378-0657
44	71	株式会社熊本環境エンジニアリング	861-8035	熊本県熊本市東区御領2-3-36	096-380-0900
45	73	有限会社ケンコー	861-8045	熊本県熊本市東区小山2-28-23	096-388-7229
46	75	有限会社肥後産興	861-0155	熊本県熊本市北区植木町黒ノ湯1309-1	096-275-5801
47	76	有限会社RiverField	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町302	096-344-6668
48	79	有限会社徳臣商事	860-0823	熊本県熊本市中央区世安町172	096-361-3106
49	80	有限会社升富	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町682-10	096-371-5825
50	84	有限会社勲業総建	861-8046	熊本県熊本市東区石原1-3-6	096-284-1776

NO	許可番号	名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
51	87	株式会社坂井幸吉商店	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町1055-21	096-346-6667
52	88	有限会社サニーライフ	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町276-4	096-275-2660
53	90	河原 和典(GAMADAS)	860-0863	熊本県熊本市中央区坪井5-2-14	096-346-7325
54	92	有限会社トライアングル	861-8031	熊本県熊本市東区戸島町963-6	096-213-3223
55	131	株式会社熊本スギルサービス	861-4101	熊本県熊本市南区近見3-12-68	096-324-1292
56	134	有限会社熊本ウエス川野商店	861-4155	熊本県熊本市南区富合町南田尻950-1	096-357-6631
57	140	株式会社オカムラ	861-4163	熊本県熊本市南区富合町志々木191	096-358-4466
58	141	有限会社プログレ	861-4222	熊本県熊本市南区城南町鰐瀬西西萱場2127-12	0964-28-5252
59	142	株式会社松清	861-4231	熊本県熊本市南区城南町赤見字栗ノ園260-2	0964-28-8448
60	144	廣田 晴夫(ヒロタクリンサービス)	861-0121	熊本県熊本市北区植木町平井693-2	096-273-5920
61	146	株式会社松岡清掃公社	861-0104	熊本県熊本市北区植木町今藤413-1	096-272-0301
62	148	東洋工業株式会社	860-0055	熊本県熊本市西区蓮台寺5-4-15	096-359-6161
63	150	石原運送有限公司	861-4125	熊本県熊本市南区奥古閑町4059-2	096-223-2926
64	151	株式会社東宝	862-0915	熊本県熊本市東区山ノ神1-10-38	096-367-5023
65	152	株式会社みなかみ	862-0947	熊本県熊本市東区画図町大字重富511-2	096-370-5448
66	153	社会福祉法人環友会	861-4101	熊本県熊本市南区近見9-10-50	096-325-0007
67	155	城山環境合同会社	860-0068	熊本県熊本市西区上代8-20-25	096-329-6528
68	156	株式会社エコクリン	861-4131	熊本県熊本市南区薄場1-13-27	096-327-9004
69	157	株式会社アース・T・K	860-0064	熊本県熊本市西区城山半田3-5-29	096-342-4787
70	159	株式会社坂口商店	861-8011	熊本県熊本市東区鹿俣瀬町303-18	096-288-6570
71	160	有限会社馬場商店	860-0079	熊本県熊本市西区上熊本2-1-46	096-352-0113
72	161	株式会社サンウェイ	861-4237	熊本県熊本市南区城南町六田270-1	0964-27-8888
73	162	有限会社安達商会	861-4223	熊本県熊本市南区城南町藤山3280-1	0964-28-6088
74	163	株式会社エコポート九州	861-5274	熊本県熊本市西区新港1-4-10	096-288-3588
75	164	九州サニット株式会社	861-4124	熊本県熊本市南区海路1町3333	096-223-0920
76	165	株式会社クリン・アート	861-4203	熊本県熊本市南区城南町限庄401	0964-27-4341
77	167	株式会社西鉄グリーン土木	861-2102	熊本県熊本市東区沼山津4-2-12	096-367-2073
78	168	有限会社熊本ビルシス	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西6-10-2	096-360-2854
79	169	株式会社環境開発	861-8002	熊本県熊本市北区弓削4-1-64	096-339-8911
80	170	有限会社協和清掃企業	861-8030	熊本県熊本市東区小山町1948-3	096-388-0777
81	171	共栄環境開発株式会社	861-4101	熊本県熊本市南区近見8-8-45	096-358-5611
82	172	株式会社GAO	862-0912	熊本県熊本市東区錦ヶ丘31-19	096-365-7798
83	173	馬原 良征(リサイクルパズル)	862-0976	熊本県熊本市中央区九品寺4-3-2-104	096-362-8282
84	175	株式会社熊本セキュリティエコロジーセンター	861-0152	熊本県熊本市北区植木町上古閑339-1	096-227-6656
85	176	山口資源株式会社	861-4203	熊本県熊本市南区城南町限庄401	0964-28-2230

別表2 令和4年度(2022年度)一般廃棄物処分業(中間処理)許可業者一覧

令和4年(2022年)10月1日現在

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
有価物回収協業組合 石坂グループ	熊本市東区戸島町 2874-1外23筆	選別・破砕	平成12年(2000年)12月20日	4.1t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ガラス製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類
		破砕・選別	平成17年(2005年)4月26日	32t/日(8H)	廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類
		選別	平成3年(1991年)3月1日	48t/日(8H)	廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類
		圧縮	平成3年(1991年)3月1日	16t/日(8H)	廃金属製品類(飲料用ボトル缶又は7リットル缶に限る。)
		圧縮	平成3年(1991年)3月1日	5.6t/日(8H)	廃金属製品類(飲料用ボトル缶又は7リットル缶に限る。)
		破砕・分級	平成12年(2000年)9月30日	16t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類(廃飲料用容器に限る。)
		破砕・選別	平成30年(2018年)12月4日	2.0t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類(使用済みスプレー缶、ガス缶及びびん類に限る。)
		選別	平成10年(1998年)3月25日	4.0t/日(8H)	廃プラスチック製品類
		圧縮	平成19年(2007年)6月1日	4.5t/日(8H)	
		破砕	平成13年(2001年)9月27日	1.0t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類(廃プラスチック類に限る。)
		破砕・減容	平成17年(2005年)3月15日	0.96t/日(8H)	廃プラスチック製品類
		選別	平成12年(2000年)8月31日	40t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮	平成12年(2000年)8月31日	168t/日(8H)	
		破砕(移動式)・選別	平成30年(2018年)5月25日	276.4t/日(8H)	廃木製品類、剪定木くず類、草類(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)
		選別・破砕・洗浄	平成25年(2013年)6月17日	17t/日(16H)	廃プラスチック製品類(廃ペットボトルに限る。)
		選別・破砕・洗浄	平成17年(2005年)4月26日	200t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類(廃飲料用容器に限る。)
		破砕	平成20年(2008年)9月26日	9.6t/日(16H)	古紙類
		選別・圧縮	平成20年(2008年)9月26日	100t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ガラス製品類、廃金属製品類
		選別、圧縮・梱包	平成23年(2011年)8月9日	48t/日(8H)	
熊本新明産業株式会社	熊本市南区南高江 3-3-53	選別	平成27年(2015年)2月 平成2年(1990年)9月 平成2年(1990年)9月	60t/日(8H) 20t/日(8H) 80t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃木製品類
		破砕	平成2年(1990年)9月	160t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃木製品類
		切断	昭和60年(1985年)5月	80t/日(8H)	廃金属製品類
		選別	昭和60年(1985年)5月	40t/日(8H)	
		破砕・選別	平成31年(2019年)4月	4.8t/日(8H)	
株式会社熊本市リサイクル事業センター	熊本市南区近見8-8-35	選別	平成元年(1989年)4月8日	60t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類
		圧縮	平成30年(2018年)4月20日	30t/日(8H)	廃金属製品類(ボトル缶に限る。)
		圧縮	平成9年(1997年)3月4日	5.2t/日(8H)	廃金属製品類(7リットル缶に限る。)
		選別	平成10年(1998年)5月10日	80t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず、廃繊維類
			平成21年(2009年)10月8日	4.86t/日(8H)	廃繊維類
		圧縮	平成24年(2012年)12月17日	80t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		破砕	平成7年(1995年)9月4日	4.8t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず
		破砕	平成30年(2018年)11月16日	2t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類(使用済みスプレー缶、ガス缶及びびん類に限る。)
		選別・破砕	平成20年(2008年)6月16日	24t/日(24H)	廃プラスチック製品類
		破砕(移動式)	平成17年(2005年)7月28日	62.2t/日(8H)	剪定木くず類
有限会社アクト・フォーアース	熊本市北区釜尾町 442-2	破砕	平成14年(2002年)6月5日	4.72t/日(8H)	
		破砕	平成14年(2002年)6月5日	4.15t/日(8H)	

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
大東商事株式会社	熊本市西区新港1-4-22	破碎・選別・分級	平成22年(2010年)12月1日	762.3t/日(24H)	廃プラスチック製品類
				1,143.6t/日(24H)	古紙類
				1,528.5t/日(24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
				457.3t/日(24H)	廃繊維類
				4,307.5t/日(24H)	廃金属製品類
		選別 (移動式) (トロンメル)	平成20年(2008年)5月13日	5,718t/日(24H)	廃プラスチック製品類及び廃陶磁器製品類
				1127.2t/日(24H)	焼却灰
				150.3t/日(24H)	廃プラスチック製品類
				263t/日(24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
				225.4t/日(24H)	古紙類
		分級 (移動式) (傾斜スクリーン)	平成20年(2008年)5月13日	90.2t/日(24H)	廃繊維類
				849.2t/日(24H)	廃金属製品類
				1,127.2t/日(24H)	廃プラスチック製品類及び廃陶磁器製品類
				1,277.5t/日(24H)	廃コンクリートくず類
				1,245.6t/日(24H)	焼却灰
		選別	平成20年(2008年)5月13日	165.6t/日(24H)	廃プラスチック製品類
				290.4t/日(24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
				249.6t/日(24H)	古紙類
				98.4t/日(24H)	廃繊維類
				938.4t/日(24H)	廃金属製品類
社会福祉法人環友會	熊本市南区近見9-10-50	圧縮	平成27年(2015年)8月5日	1,245.6t/日(24H)	廃プラスチック製品類及び廃陶磁器製品類
				1,411.2t/日(24H)	廃コンクリートくず類
				62t/日(24H)	廃プラスチック製品類
				106.9t/日(24H)	廃木製品類
				71.28t/日(24H)	古紙類
		選別	平成20年(2008年)5月13日	251.7t/日(24H)	廃金属製品類
				529.1t/日(24H)	廃プラスチック製品類及び廃陶磁器製品類
				72.76t/日(24H)	廃コンクリートくず類
		圧縮	平成27年(2015年)8月5日	170.64t/日(24H)	廃プラスチック製品類
				257.28t/日(24H)	古紙類
				103.44t/日(24H)	廃繊維類
				998.4t/日(24H)	廃金属製品類
				1263.84t/日(24H)	廃プラスチック製品類及び廃陶磁器製品類
		選別	平成21年(2009年)3月19日	53.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類
				59.8t/日(8H)	古紙類
				40t/日(8H)	廃金属製品類
				40t/日(8H)	廃プラスチック製品類
				40t/日(8H)	廃陶磁器製品類
		選別・圧縮	平成21年(2009年)3月19日	51.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類
				60.8t/日(8H)	古紙類
		選別・圧縮	平成21年(2009年)3月19日	5.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類
				5.84t/日(8H)	廃繊維類
		破碎・溶融	平成21年(2009年)3月19日	1.6t/日(8H)	廃プラスチック製品類(発泡スチロール及び発泡トレイに限る。)
				1.6t/日(8H)	廃プラスチック製品類(発泡スチロール及び発泡トレイに限る。)
有限会社大和観光資源開発	熊本市南区富合町田尻427-1	選別	-	40t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮・梱包	平成2年(1990年)11月1日	16t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮・梱包	平成31年(2019年)3月15日	24t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
株式会社西原商店	熊本市南区城南町下宮地菅木903-1, 903-2	選別	平成28年(2016年)4月28日	3.76t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類
		圧縮	平成28年(2016年)4月28日	4.9t/日(8H)	廃金属製品類
株式会社はま造園土木	熊本市北区龍田町弓削字東鶴595-3外	破碎	平成22年(2010年)4月7日	4.532t/日(8H)	剪定木くず類

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
株式会社エコポート九州	熊本市西区新港1-4-9外4筆	溶解	平成22年(2010年)7月15日	80t/日(16H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
					廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
		溶解・製紙	平成22年(2010年)7月15日	4.8t/日(16H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
					廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
		破碎・選別	平成22年(2010年)7月15日	77.5t/日(24H)	廃木製品類、廃金属製品類
		破碎・選別・造粒	平成22年(2010年)7月15日	74.9t/日(24H)	廃木製品類、廃金属製品類
		選別、圧縮・梱包	平成22年(2010年)7月15日	840t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
					廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
		破碎・洗浄・造粒	平成22年(2010年)7月15日	545.2t/日(24H)	廃プラスチック製品類
					廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
		破碎・選別	平成22年(2010年)7月15日	250.9t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
					廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
		破碎・固化	平成22年(2010年)7月15日	72t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類
		選別、圧縮・梱包	平成22年(2010年)7月15日	1094.4t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類(これらのうち内容物が封入されたものを含む。)、廃木製品類、廃繊維類、廃コンクリートくず類
					廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類
株式会社星山商店	熊本市北区武蔵ヶ丘9-1641外8筆	選別・切断	平成27年(2015年)12月21日	307t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃コンクリートくず類、廃陶磁器製品類
					廃プラスチック製品類
					144.0t/日(8H)
		選別・破碎	平成19年(2007年)11月27日	178.4t/日(8H)	廃プラスチック製品類
					178.4t/日(8H)
					230.4t/日(8H)
		選別・圧縮	昭和55年(1980年)4月1日 選別:平成16年(2004年)7月21日	10t/日(8H)	古紙類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類
					廃プラスチック製品類、古紙類、廃金属製品類
		選 別	平成19年(2007年)11月27日	32t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃コンクリートくず類、廃陶磁器製品類
					廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類
		圧 縮	平成19年(2007年)11月27日	115.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、廃金属製品類
					廃プラスチック製品類、古紙類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類
		分解・分別	平成14年(2002年)8月7日	2.7t/日(8H)	廃プラスチック製品類
					2.4t/日(8H)
					2.1t/日(8H)
		選別・破碎	平成23年(2011年)2月7日	3.8t/日(8H)	古紙類
					廃木製品類、剪定木くず類
					0.8t/日(8H)
有限会社オー・エス収集センター	熊本市北区植木町鎧田字寒田1475-1外	選別・切断	平成23年(2011年)2月7日	27.2t/日(8H)	廃繊維類
					3.6t/日(8H)
					廃プラスチック製品類
					3.5t/日(8H)
					廃金属製品類
					4.9t/日(8H)
					廃プラスチック製品類
					4.8t/日(8H)
					古紙類
					4.2t/日(8H)
					廃木製品類、剪定木くず類
					4.6t/日(8H)
					廃繊維類
					4.9t/日(8H)
					廃プラスチック製品類
					4.4t/日(8H)
					廃金属製品類
有限会社オー・エス収集センター	熊本市北区植木町鎧田字寒田1475-1外	選別・圧縮	平成29年(2017年)11月10日	27.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類
					廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
有限会社都環境開発サービスセンター	熊本市南区近見8-13-92外	選別・圧縮	平成29年(2017年)12月28日	4.72t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、廃ガラス製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類
有限会社馬場商店	熊本市西区上熊本2-63-3外1筆	圧縮・梱包	平成30年(2018年)3月30日	4.97t/日(8H) 4.68t/日(8H) 4.26t/日(8H)	廃プラスチック製品類 古紙類 廃繊維類
		選別・圧縮・梱包	平成30年(2018年)3月30日	4.05t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
		選別・圧縮	平成11年(1999年)4月11日(休止中)	48.87t/日(8H) 115.04t/日(8H) 103.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類 古紙類 廃繊維類
株式会社永野商店	熊本市北区室園町10-22	選別・破砕	平成22年(2010年)9月14日	17.8t/日(8H)	古紙類
		選別	平成22年(2010年)9月14日	175.2t/日(8H) 217.6t/日(8H) 205.6t/日(8H)	廃プラスチック製品類 古紙類 廃繊維類
		選別・圧縮	平成22年(2010年)9月14日	222.96t/日(8H) 222.96t/日(8H) 201.84t/日(8H)	廃プラスチック製品類 古紙類 廃繊維類
		選別	平成17年(2005年)3月18日	20t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類(廃飲料水等が封入されたものを含む。)
		圧縮	平成21年(2009年)11月5日	9.6t/日(8H) 19.8t/日(8H) 5.4t/日(8H)	廃金属製品類(スチール缶用) 廃金属製品類 廃金属製品類(アルミ缶用)
	熊本市北区四方寄町1444	圧縮	平成22年(2010年)9月14日	14.48t/日(8H)	廃金属製品類
		圧縮	平成22年(2010年)9月14日	60.7t/日(8H) 43.93t/日(8H)	廃プラスチック製品類 廃金属製品類
		破砕・減容固化	令和3年(2021年)11月4日	1.2t/日(8H)	廃プラスチック製品類(廃発泡スチロールに限る。)
	熊本市西区池上町1000-5	選別・圧縮	平成28年(2016年)8月15日	8t/日(8H) 51.2t/日(8H) 64.8t/日(8H)	廃プラスチック製品類 古紙類 廃繊維類
		圧縮・梱包	平成25年(2013年)2月15日	290.8t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮	平成25年(2013年)2月15日	5.3t/日(8H)	廃金属製品類
株式会社中山商店	熊本市北区植木町轟字牛ヶ迫2703	減容	平成25年(2013年)2月15日	0.64t/日(8H)	廃プラスチック製品類(廃発泡スチロールに限る。)
		破砕	平成25年(2013年)2月15日	4.7t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、剪定木くず類、廃木製品類、廃繊維類、廃ガラス製品類、廃金属製品類

別表3 令和4年度(2022年度)一般廃棄物(し尿)収集運搬業許可業者一覧 令和4年(2022年)10月1日現在

No.	名称	郵便番号	住所	電話番号
1	株式会社 環境総合	860-0821	熊本県熊本市中央区本山4丁目3番13号	096-325-2911
2	株式会社 協働社	861-8035	熊本県熊本市東区御領5丁目9番75号	096-389-2720
3	株式会社 健康舎	861-8074	熊本県熊本市北区清水本町19番14号	096-343-3511
4	有限会社 旭清掃社	861-8010	熊本県熊本市東区上南部2丁目19番1号	096-389-1911
5	協業組合 熊本清掃公社	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町757番地14	096-368-3788
6	有限会社 熊本ニシカン	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町665番地1	096-245-3886
7	有限会社 宮崎清掃社	861-4145	熊本県熊本市南区宮合町大町909-4	096-357-8597
8	有限会社 安達商会	861-4223	熊本県熊本市南城区南町藤山3280番地1	0964-28-6088
9	株式会社 松岡清掃公社	861-0104	熊本県熊本市北区植木町今藤413-1	096-272-0301

2. 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

全面改正 平成2年12月28日条例第98号

最近改正 令和2年3月24日条例第26号

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の適正処理及び減量化を促進することにより、良好な生活環境を形成し、もって市民の快適な生活に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

(1) 定期収集家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。次号において同じ。）のうち、市が法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）により定期的に収集することとしたものをいう。

(2) 大型ごみ 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のうち規則で定めるもの及び特に市長が認めるものをいう。

(3) 収集場所 市が定期収集家庭廃棄物を収集する場所をいう。

（平19条例45・全改）

（市の責務）

第3条 市は、廃棄物の適正処理及び減量化を促進するため、処理施設の整備、再資源化等の啓発その他必要な施策を総合的に講ずるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、生活において、一般廃棄物の再資源化等に努め、市が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、廃棄物の処理を適正に遂行し、再資源化等に取り組み、市が実施する施策に協力しなければならない。

（処理業者の責務）

第6条 一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者は、相互に協調して業務の改善を図り、市が実施する施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物の処理計画）

第7条 市長は、処理計画を定め、これを告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

2 処理計画においては、一般廃棄物の種類に応じて収集方法その他処理に関する事項を定めるものとする。

3 市民、事業者及び一般廃棄物処理業者は、処理計画に従い一般廃棄物の適正

処理及び減量化に努め、市の行う処理に協力しなければならない。

（指導又は助言）

第7条の2 市長は、廃棄物の適正処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

（一般廃棄物処理施設の届出に関する事項）

第8条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条の6第1号に規定する一般廃棄物処理施設の種別は、令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

2 令第5条の6第2号に規定する縦覧の場所及び期間は、規則で定める。

3 令第5条の6第3号に規定する意見書の提出先及び提出期限は、規則で定める。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出に関する事項）

第8条の2 令第5条の6の2第1項第1号に規定する一般廃棄物処理施設の種別は、令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

2 令第5条の6の2第1項第2号に規定する縦覧の場所及び期間は、規則で定める。

3 令第5条の6の2第2項に規定する意見書の提出先及び提出期限は、規則で定める。

（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第8条の3 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生

工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) １０年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（市の一般廃棄物の処理）

第９条 市は、処理計画に従い、次に掲げる一般廃棄物を処理しなければならない。

- (1) 収集場所に搬出された定期収集家庭廃棄物
- (2) 次条第４項の規定により搬出された大型ごみ
- (3) 市の処理施設へ持ち込まれたごみ並びにし尿及び浄化槽汚泥等
- (4) 前３号に定めるもののほか、市が処理するものとした一般廃棄物（一般廃棄物の搬出方法等）

第10条 市民は、定期収集家庭廃棄物を市の定期の収集により処分しようとする場合は、適正に分別し収集場所に搬出する等、市が行う処理に協力しなければならない。

２ 市民は、前項の場合においては、所定の袋に収納すること等により、定期収集家庭廃棄物が飛散し、流出し、又はその悪臭が発散しないようにするものとする。

３ 市民は、定期収集家庭廃棄物のうち、規則で定める燃やすごみ（以下「燃やすごみ」という。）及び規則で定める埋立ごみ（以下「埋立ごみ」という。）を市の定期の収集により処分しようとするときは、指定収集袋に収納し、収集場所に搬出しなければならない。ただし、指定収集袋に収納することができないもので規則で定めるものについては、規則で定める方法により、収集場所に搬出しなければならない。

４ 市民は、大型ごみを市の収集により処分しようとするときは、あらかじめ市長に収集の申込みをし、第１６条第５項の規定により交付された大型ごみ処理券を当該大型ごみに貼付して搬出しなければならない。

５ 市民は、第１項及び前項の方法によらずごみを処分しようとするとき（自ら処分する場合を除く。）は、適正に分別して市の処理施設へ持ち込む等、市が行う一般廃棄物の処理に関する施策に協力しなければならない。

６ 事業者は、ごみを適正に分別して市の処理施設へ持ち込む等、市が行う処理に協力しなければならない。

７ 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物を適正に分別して収集する等、市が行う処理に協力しなければならない。

（一般廃棄物の収集の届出）

第11条 定期収集家庭廃棄物の収集を受けようとする市民は、収集場所について、相当数の世帯ごとに、あらかじめその代表者が市長に届け出なければならない。

２ 規則で定める共同住宅等を建設しようとする者は、定期収集家庭廃棄物の収集を受けようとするときは、当該共同住宅等に設置する収集場所について、あらかじめ市長に届け出なければならない。

３ くみ取便槽に係るし尿の収集を受けようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（収集場所の管理）

第12条 前条の収集場所は、これを利用する者が管理しなければならない。

（資源物等の収集運搬の禁止等）

第12条の２ 市及び規則で定める者（以下「市等」という。）以外の者は、収集場所に搬出された定期収集家庭廃棄物のうち、新聞紙、缶その他再資源化等の対象となる物として規則で定めるもの（以下これらを「資源物等」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

２ 市長は、前項の規定に違反する行為（以下「持去り違反行為」という。）をしていると認める者に対し、持去り違反行為をしないよう指導することができる。

３ 市長は、前項の規定による指導を受けた者が更に持去り違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、持去り違反行為をしないよう勧告することができる。

４ 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が更に持去り違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、持去り違反行為を行わないよう命ずることができる。

５ 市長は、前３項に定めるもののほか、市民と協力することにより、市等以外の者が持去り違反行為をすることがないよう必要な措置を講ずるものとする。

（公表）

第12条の３ 市長は、前条第４項の規定による命令を受けた者が正当な理由がな

く当該命令に従わなかったときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令の内容

(2) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該命令に違反した者を特定するために必要な事項として規則で定めるもの

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、前条第4項の規定による命令を受けた者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（立入調査等）

第12条の4 市長は、第12条の2第2項の規定による指導、同条第3項の規定による勧告及び同条第4項の規定による命令を行うに当たって必要があると認めるときは、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、持去り違反行為の事実及び持去り違反行為をした者の特定のために必要な調査を行わせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資源物等の譲受けの禁止等）

第12条の5 何人も、第12条の2第1項の規定に違反して収集され、又は運搬された資源物等を譲り受けてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為（以下「譲受け違反行為」という。）をしていると認める者に対し、譲受け違反行為をしないよう指導することができる。

3 市長は、前項の規定による指導を受けた者が更に譲受け違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、譲受け違反行為をしないよう勧告することができる。

4 第12条の3の規定は前項の規定による勧告を行った場合について、前条の規定は第2項の規定による指導及び前項の規定による勧告を行う場合について準用する。この場合において、第12条の3の規定中「前条第4項」とあるのは「第12条の5第3項」と、「命令」とあるのは「勧告」と、第12条の4第1項の規定中「第12条の2第2項」とあるのは「第12条の5第2項」と、「同条第3項」とあるのは「及び同条第3項」と、「勧告及び同条第4項の規定による命令」とあるのは「勧告」と、「持去り違反行為」とあるのは「譲受け違反行為」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物の処理）

第13条 事業者及び産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物を性状等により分別し、

適正に処理しなければならない。

2 産業廃棄物は、これを収集場所に搬出することができない。

（産業廃棄物処分業者）

第14条 産業廃棄物処分業を行おうとする者は、法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定による申請の前に、その計画を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、産業廃棄物の処理施設等を設置しようとする地域の住民の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、環境との調整等について必要な指導を行うことができる。

（市の産業廃棄物の処分）

第15条 市長は、市の処理施設へ持ち込んで処分することができる産業廃棄物の種類、量その他持込みに関する事項を定め、告示するものとする。

2 規則で定める事業者は、市の処理施設へ前項の告示で定める産業廃棄物を持ち込もうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、市の処理施設で行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと認めるときは、産業廃棄物の持込み量を制限することができる。

（廃棄物処理手数料）

第16条 廃棄物の処理に係る手数料は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定により納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 第1項の手数料の納付方法については、規則で定める。

4 市長は、第1項の手数料（燃やすごみ及び埋立ごみの収集に係るものに限る。）をあらかじめ納付した者に、指定収集袋を交付する。

5 市長は、第1項の手数料（大型ごみの収集に係るものに限る。）をあらかじめ納付した者に、大型ごみ処理券を交付する。

（手数料の減免）

第17条 災害その他特別の事情があると市長が認めるときは、前条第1項の手数料を減免することができる。この場合において、市長は、同条第4項の規定にかかわらず、当該減免を受けた者に、規則で定めるところにより、指定収集袋を交付することができる。

（許可申請手数料）

第18条 廃棄物に係る許可等を受けようとする者は、別表第2に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（熊本市行政手続条例の適用除外）

第19条 第12条の2第4項の規定による命令については、熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）第3章の規定は、適用しない。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第12条の2第4項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

別表第1 (第16条関係)

	取扱区分	単位	金額
1	一般廃棄物を市の一般廃棄物の焼却施設(以下「焼却施設」という。)又は市の一般廃棄物の最終処分場(以下「処分場」という。)へ持ち込み、処分するとき(規則で定めるものを除く。)	1回の持込量10キログラムまでごとに	150円
2	燃やすごみを市の定期の収集により処分するとき。	特小袋(容量が5リットル相当のもの)1袋につき	4円
		小袋(容量が15リットル相当のもの)1袋につき	12円
		中袋(容量が30リットル相当のもの)1袋につき	23円
		大袋(容量が45リットル相当のもの)1袋につき	35円
3	埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき。	小袋(容量が15リットル相当のもの)1袋につき	12円
		中袋(容量が30リットル相当のもの)1袋につき	23円
		大袋(容量が45リットル相当のもの)1袋につき	35円
4	大型ごみを市の収集により処分するとき。	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額

5	産業廃棄物(第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この表において同じ。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のものを焼却施設へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込量10キログラムまでごとに	155円
6	産業廃棄物又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のものを処分場へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込量10キログラムまでごとに	150円

備考 手数料の算定の基礎となる持込量及び品目数については、市長の認定するところによる。

別表第2 (第18条関係)

区分	手数料を徴収する事務	手数料の額 (1件につき)
一般廃棄物収集運搬業	許可申請審査	15,000円
	変更許可申請審査	12,000円
	更新許可申請審査	14,000円
一般廃棄物処分業	許可申請審査	100,000円
	変更許可申請審査	92,000円
	更新許可申請審査	40,000円
産業廃棄物収集運搬業	許可申請審査	81,000円
	変更許可申請審査	71,000円
	更新許可申請審査	73,000円
産業廃棄物処分業	許可申請審査	100,000円
	変更許可申請審査	92,000円
	更新許可申請審査	94,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	許可申請審査	81,000円
	変更許可申請審査	72,000円
	更新許可申請審査	74,000円
特別管理産業廃棄物処分業	許可申請審査	100,000円
	変更許可申請審査	95,000円
	更新許可申請審査	95,000円
一般廃棄物処理施設	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設(以下「第8条第4項施設」という。)の設置許可申請審査	130,000円
	第8条第4項施設以外の一般廃棄物処理施設	110,000円

	設の設置許可申請審査	
	第8条第4項施設の構造又は規模の変更許可申請審査	120,000円
	第8条第4項施設以外の一般廃棄物処理施設の構造又は規模の変更許可申請審査	100,000円
	譲受け等許可申請審査	70,000円
	合併及び分割認可申請審査	70,000円
一般廃棄物処理施設	法第9条の2の4第1項に規定する熱回収施設（以下「第9条の2の4第1項施設」という。）の設置者の認定申請審査	33,000円
	第9条の2の4第1項施設の設置者の認定更新申請審査	20,000円
産業廃棄物処理施設	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設（以下「第15条第4項施設」という。）の設置許可申請審査	140,000円
	第15条第4項施設以外の産業廃棄物処理施設の設置許可申請審査	120,000円
	第15条第4項施設の構造又は規模の変更許可申請審査	130,000円
	第15条第4項施設以外の産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更許可申請審査	110,000円
	譲受け等許可申請審査	70,000円
	合併及び分割認可申請審査	70,000円
	法第15条の3の3第1項に規定する熱回収施設（以下「第15条の3の3第1項施設」という。）の設置者の認定申請審査	33,000円
	第15条の3の3第1項施設の設置者の認定更新申請審査	20,000円

3. 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

全面改正 平成2年12月28日規則第65号

最近改正 令和2年9月1日規則第74号

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法及び条例の例による。

- (1) 再生資源集団回収活動 市民により構成された団体が市内において再資源化等の対象となる物を回収し、資源回収業者（再資源化等の対象となる物の取りを業として営んでいる者をいう。以下同じ。）に引き渡す活動であつて、自主的で、かつ、営利を目的としないものをいう。
- (2) 集団回収登録団体 再生資源集団回収活動を行う団体であつて第18条第1項の規定に基づき市長の登録を受けたものをいう。
- (3) 集団回収登録業者 資源回収業者であつて第18条第3項の規定に基づき市長の登録を受けたものをいう。

（一般廃棄物処理業許可申請書）

第3条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第7条第6項及び第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理業変更許可申請書）

第3条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項の規定による事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（検査等）

第4条 第3条第1項に規定する申請書を提出した者は、業務に使用する車両等について市長が行う検査を受けなければならない。

2 第3条第2項に規定する申請書又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第10条の4第1項

の申請書を提出しようとする者は、事前に当該処分業の用に供する一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設等について市長が行う検査を受けなければならない。

3 条例第14条第1項の規定による計画書を提出した者は、当該計画について別に定める関係課で構成する連絡会議が行う審査を受けなければならない。
(一般廃棄物処理施設設置許可申請等)

第5条 次の各号に掲げる一般廃棄物処理施設に関する申請書、届出書及び報告書の提出並びに届出は、当該各号に定める書類により行わなければならない。

- (1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書
 - (2) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書
 - (3) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書
 - (4) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書
 - (5) 省令第5条の4の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
 - (6) 省令第5条の5第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書
 - (7) 省令第5条の5の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
 - (8) 法第9条の3第1項の規定による届出 一般廃棄物処理施設設置届出書
 - (9) 法第9条の3の3第1項の規定による届出 非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書
 - (10) 省令第5条の8第1項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書
 - (11) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書
 - (12) 省令第5条の12第1項の申請書 合併・分割認可申請書
 - (13) 省令第6条第1項の届出書 一般廃棄物処理施設相続届出書
 - (14) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書
 - (15) 省令第5条の5の5第1項の申請書 熱回収施設設置者認定申請書
- (許可証等の交付)

第6条 市長は、第3条第1項の申請書を受理して許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第1号)を交付するものとする。

- 2 市長は、第3条第2項の申請書を受理して許可したときは、一般廃棄物処分業許可証(様式第2号)を交付するものとする。
- 3 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置許可証(様式第3号)を交付するものとする。
- 4 市長は、法第8条の2の2第1項に規定する定期検査を行ったときは、定期検査結果通知書(様式第4号)を交付するものとする。
- 5 市長は、法第9条の2の4第1項に規定する熱回収施設設置者を認定したときは、熱回収施設設置者認定証(様式第5号)を交付するものとする。

(くみ取便槽に関する処理規程)

第7条 一般廃棄物収集運搬業者(し尿に限る。)は、くみ取便槽のし尿収集運搬料金その他の条件について処理規程を定め、市長に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

(業務等実績報告書)

第8条 一般廃棄物収集運搬業者(ごみに限る。)は、毎月、一般廃棄物(ごみ)収集運搬業実績報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 一般廃棄物収集運搬業者(し尿に限る。)は、毎月、一般廃棄物(し尿)収集運搬業実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 一般廃棄物処分業者、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎月、一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 4 認定熱回収施設設置者は、毎年、熱回収報告書を市長に提出しなければならない。

(廃止、変更の届出)

第9条 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第5条の5に規定する休廃止等の届出をしようとする者は、熱回収施設休廃止等届出書を市長に提出しなければならない。

(許可証等の再交付)

第10条 一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者並びに一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置者は、許可証を汚し、損じ、又は失ったときは、許可証再交付申請書を市長に提出して再交付を受けることができる。

- 2 認定熱回収施設設置者は、認定証を汚し、損じ、又は失ったときは、認定証再交付申請書を市長に提出して再交付を受けることができる。

(許可証等の返納)

第11条 一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 事業を廃止したとき、又は許可の更新若しくは変更があったとき。
- (2) 許可を取り消されたとき、又は事業の停止を命じられたとき。

2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設を廃止したとき、又は許可の変更があったとき。
- (2) 許可を取り消されたとき、又は使用の停止若しくは改善を命じられたとき。

3 認定熱回収施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに認定証を市長に返納しなければならない。

- (1) 前項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 法第9条の2の4第1項の認定を取り消されたとき。
- (3) 熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を廃止したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたとき。

(縦覧の場所及び期間並びに縦覧に係る告示)

第12条 条例第8条第2項の規定により規則で定めることとされる縦覧の場所及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 縦覧の場所 環境局資源循環部廃棄物計画課及び市長が必要と認める場所
- (2) 縦覧の期間 告示の日から1月間

2 市長は、法第9条の3第2項の規定により周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供しようとするときは、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧の場所
- (2) 縦覧の期間
- (3) 施設の名称
- (4) 施設の設置の場所
- (5) 施設の種類
- (6) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (7) 施設的能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (8) 実施した生活環境影響調査の項目

(意見書の提出先及び提出期限並びに意見書に係る告示)

第13条 条例第8条第3項の規定により規則で定めることとされる意見書の提出先及び提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 意見書の提出先 環境局資源循環部廃棄物計画課
- (2) 意見書の提出期限 縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日

2 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出に係る縦覧の場所等)

第13条の2 前2条の規定は、条例第8条の2の規定により規則で定めることとされる縦覧の場所及び期間並びに意見書の提出先及び提出期限並びに当該縦覧及び意見書に係る告示について準用する。この場合において、第12条第1項第2号中「1月間」とあるのは「1月間。ただし、非常災害の状況等により市長が特に必要があると認めた場合は、縦覧の期間を短縮することができる。」と、同条

第2項第7号中「能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）」とあるのは「能力」と、第13条第1項第2号中「経過する日」とあるのは「経過する日。ただし、非常災害の状況等により市長が特に必要があると認めた場合は、意見書の提出期限を短縮することができる。」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物の持込み承認を受ける事業者)

第14条 条例第15条第2項に規定する産業廃棄物の持込み承認を受けなければならない事業者は、別表第1に定める業種に属する事業者とする。

(大型ごみ)

第14条の2 条例第2条第2号の規則で定めるものは、処理計画により市が収集しないこととしたものに該当しないものであって、条例別表第1に規定する大袋に適正に収納することができない大きさのものとする。ただし、次に掲げる物を除く。

- (1) 自転車（三輪車を除く。）
- (2) 段ボール
- (3) 庭木の剪定枝（1本の直径の最大が10センチメートル以下であって、かつ、長さが1メートル以下のものに限る。以下同じ。）
- (4) 木切れ等（1本の直径又は断面の対角線の長さの最大が10センチメートル以下であって、かつ、長さが1メートル以下のものに限る。）
- (5) 傘（長さが1メートル以下のものに限る。）
- (6) つえ（松葉づえを含む。）
- (7) スコップ
- (8) ほうき、モップ及び掃除用ブラシ
- (9) ゴルフクラブ
- (10) ゲートボール用スティック
- (11) バット（野球及びソフトボール用）
- (12) ラケット（テニス及びバドミントン用）
- (13) 竹刀
- (14) 直径又は断面の対角線の長さの最大が10センチメートル以下であって、かつ、長さが1メートル以下の棒状のもの

(燃やすごみ)

第14条の3 条例第10条第3項の規則で定める燃やすごみは、生ごみ、紙くず、プラスチックごみ、繊維くず、革類、ゴムくず、木くずその他の可燃性の材質のものとする。ただし、次に掲げる物を除く。

- (1) 大型ごみ
- (2) 新聞紙
- (3) 第16条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する物
- (4) 庭木の剪定枝

- (5) 落葉
(埋立ごみ)

第 14 条の 4 条例第 10 条第 3 項の規則で定める埋立ごみは、ガラス類、せとの類、小型家電製品その他の不燃性の材質のものとする。ただし、次に掲げる物を除く。

- (1) 大型ごみ
- (2) 缶
- (3) 第 16 条第 2 項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までに規定する物
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、再資源化等の対象となる金属類
(指定収集袋に収納することができないもの等)

第 14 条の 5 条例第 10 条第 3 項ただし書の指定収集袋に収納することができないもので規則で定めるものは、第 14 条の 2 第 4 号から第 14 号までに掲げる物とする。

2 条例第 10 条第 3 項ただし書の規則で定める方法は、指定収集袋を前項に規定する一般廃棄物に巻き付けることとする。この場合において、使用する指定収集袋は、条例別表第 1 に規定する小袋 1 枚とする。

3 前項後段の規定にかかわらず、条例別表第 1 に規定する小袋に代えて、同表に規定する中袋又は大袋を第 1 項に規定する一般廃棄物に巻き付けることができるものとする。

4 前 2 項の規定により指定収集袋を第 1 項に規定する一般廃棄物に巻き付けるときは、その直径が 10 センチメートルを超えないこととする。
(収集場所を設ける共同住宅等)

第 15 条 条例第 11 条第 2 項に規定する収集場所を設ける共同住宅等は、共同住宅、下宿、寄宿舍等の用途に供する建築物であって、住戸数又は住室数が 6 以上あるものとする。

(資源物等の収集運搬の禁止等)

第 16 条 条例第 12 条の 2 第 1 項の規則で定める者は、集団回収登録団体に属する者及び当該団体の委託を受けた集団回収登録業者（市が収集場所において定期収集家庭廃棄物の収集を行う日以外の日において、当該集団回収登録団体の行う再生資源集団回収活動として、又は当該活動のための委託を受けて収集又は運搬を行う場合に限る。）とする。

- 2 条例第 12 条の 2 第 1 項の規則で定めるものは、次に掲げる物とする。
 - (1) 新聞折込みちらし、段ボール、雑誌その他再資源化等の対象となる古紙（新聞紙を除く。）
 - (2) 自転車
 - (3) ペットボトル
 - (4) 衣類その他再資源化等の対象となる古布
 - (5) なべ、やかん、フライパン及びかま
 - (6) ガラスびん

- (7) 乾電池
(収集運搬禁止命令)

第 17 条 条例第 12 条の 2 第 4 項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（様式第 6 号）により行うものとする。

(持去り違反行為に係る公表)

第 17 条の 2 条例第 12 条の 3 第 1 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 12 条の 2 第 4 項の規定による命令に違反した日時
- (2) 当該命令に違反した場所
- (3) 当該命令に違反した内容
- (4) 当該命令に違反した持去り違反行為に用いられた車両の自動車登録番号又は車両番号
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第 12 条の 3 第 1 項（条例第 12 条の 5 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、市役所及び各区役所の掲示場への掲示並びに市のホームページへの掲載により行うものとする。

(立入調査等実施者証明書)

第 17 条の 3 条例第 12 条の 4 第 2 項（条例第 12 条の 5 第 4 項において準用する場合を含む。）の証明書は、立入調査等実施者証明書（様式第 6 号の 2）とする。
(譲受け違反行為に係る公表)

第 17 条の 4 条例第 12 条の 5 第 4 項において準用する条例第 12 条の 3 第 1 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 12 条の 5 第 3 項の規定による勧告に違反した日時
- (2) 当該勧告に違反した場所
- (3) 当該勧告に違反した内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(再生資源集団回収活動)

第 18 条 再生資源集団回収活動を行う団体のうち営利を目的とした団体でないことその他市長が定める要件を満たすと認められるものは、当該団体の申請に基づき、集団回収登録団体として市長の登録を受けることができる。

2 市長は、集団回収登録団体の行う再生資源集団回収活動について、必要な助言及び支援を行うものとする。

3 資源回収業者のうち再生資源集団回収活動に係る再資源化等の対象となる物の引取りを行う者であって、市民税の滞納がないことその他市長が定める要件を満たすと認められる者は、その者の申請に基づき、集団回収登録業者として市長の登録を受けることができる。

4 集団回収登録団体及び集団回収登録業者は、市の行う資源の有効利用に関する施策に協力するものとする。

(登録の取消し等)

第 19 条 市長は、必要があると認めるときは、集団回収登録団体及び集団回収登録業者の活動の内容、実績等について調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 市長は、前項の調査又は報告の結果、集団回収登録団体又は集団回収登録業者の要件を欠くに至ったと認めるときは、当該団体又は当該業者の登録を取り消すことができる。集団回収登録団体又は集団回収登録業者が必要な報告を怠ったとき又は虚偽の報告をしたときも、同様とする。

3 市長は、前項の規定による登録の取消しを行ったときは、当該団体又は当該業者にその旨を通知するものとする。

(手数料を徴収しない一般廃棄物)

第 20 条 条例別表第 1 の 1 の項取扱区分の欄の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 処理計画により市が収集することとしたごみで市が収集又は運搬したもの

(2) 前号の物を処理計画に従い処理したことにより生じたと認められる廃棄物(大型ごみ処理手数料)

第 21 条 条例別表第 1 の 4 の項金額の欄の品目別に規則で定める額は、別表第 2 のとおりとする。

(手数料の納付方法)

第 22 条 条例別表第 1 の 1 の項、5 の項及び 6 の項に規定する手数料は、その持込みの都度納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる者には、当該各号に定める方法により納付させることができる。

(1) 継続的に廃棄物を持ち込む者として市長が定める基準に適合する者 1 月ごとにまとめた納入通知書による納付

(2) 廃棄物を持ち込む前にあらかじめ手数料を納入しようとする者で市長が認める者 廃棄物処理券(様式第 7 号又は様式第 8 号)を交付する際に納付

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合は、市長が定める方法により納付させることができる。

3 条例別表第 1 の 2 の項及び 3 の項に規定する手数料は、指定収集袋の交付を受ける際に納めなければならない。

4 条例別表第 1 の 4 の項に規定する手数料は、大型ごみ処理券の交付を受ける際に納めなければならない。

5 条例第 16 条第 5 項の規定により交付する大型ごみ処理券は、様式第 9 号のとおりとする。

(手数料の減免)

第 23 条 条例第 17 条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出し、廃棄物処理手数料減免承認書の交付を受けなければならない。

2 次に掲げる者が手数料(燃やすごみ及び埋立ごみの収集に係るものに限る。)の減免を受ける場合にあっては、前項に規定する手続は、要しない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により生活扶助を受けている者で在宅のもの

(2) 市内に居住する 3 歳未満の乳幼児を養育する者

(3) 本市が実施する高齢者介護用品支給事業において紙おむつ等の支給の対象となっている者

(4) 本市が実施する重度障害者日常生活用具給付事業において紙おむつの給付の対象となっている者

(5) 次に掲げる者のうち、常時紙おむつを使用する在宅のもので別に定める届出を行ったもの

ア 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成 11 年厚生省令第 58 号)第 1 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに該当する者

イ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する者に限る。)

ウ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項の児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項の知的障害者更生相談所により重度の知的障害者と判定され、市長又は熊本県知事から A1 又は A2 の療育手帳の交付を受けた者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める障害等級 1 級に該当する者に限る。)

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 市長は、前項各号に掲げる者に対し減免を決定したときは、郵送その他市長が適当と認める方法により、別に定める数の指定収集袋を交付するものとする。(不法投棄巡視員)

第 24 条 廃棄物の処理及び清掃に関して、不法投棄の防止等を図るため、市長が必要と認める地域に不法投棄巡視員を置くことができる。

(書類の様式等)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第 1 (第 14 条関係)

業種	定義
医療業	医療業には、獣医療及び生物学的製剤製造業を含む。
保健衛生業	保健衛生業には、動物検疫業、植物検疫業、家畜保健衛生業及び医学薬学研究業を含む。

別表第2（第21条関係）

種目	品目	金額
電気・ガス・石油 器具等	ガステーブル・ガスコンロ	500 円
	こたつとこたつ板（上面の縦と横の長さの合計が 250 センチメートル以上のもの）	900 円
	こたつとこたつ板（上面の縦と横の長さの合計が 250 センチメートル未満のもの）	500 円
	照明器具	500 円
	食器乾燥機	500 円
	ステレオセット	500 円
	石炭・薪ストーブ	900 円
	石油ストーブ	500 円
	石油ファンヒーター	500 円
	扇風機	500 円
	掃除機	500 円
	電子レンジ	500 円
	マッサージいす	900 円
	ミシン（足踏み型）	900 円
	ミシン（卓上型）	500 円
	ラジカセ	500 円
家具・寝具等	アコーディオンカーテン（高さ 250 センチメートル未満のものに限る。）	500 円
	衣装整理箱（プラスチック製以外の衣装整理箱であって、高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル以上のもの）	900 円
	衣装整理箱（プラスチック製以外の衣装整理箱であって、高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル未満のもの）	500 円
	衣装整理箱（プラスチック製の衣装整理箱であって、高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル以上のもの）	500 円

衣装整理箱（プラスチック製の衣装整理箱であって、高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル未満のもの 2 個まで）	500 円
いす（二人掛けのスプリング入り又は三人掛け以上）	900 円
いす（二人掛けのスプリングなし又は一人掛け）	500 円
オーディオラック（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル以上のもの）	900 円
オーディオラック（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル未満のもの）	500 円
カーペット（縦と横の長さがいずれも 250 センチメートル以上のもの）	900 円
カーペット（縦と横の長さがいずれかが 250 センチメートル未満のもの）	500 円
カラーボックス（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル以上のもの）	900 円
カラーボックス（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル未満のもの）	500 円
鏡台	500 円
げた箱（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル以上のもの）	900 円
げた箱（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル未満のもの）	500 円
こたつぶとん（2 枚まで）	500 円
米びつ（レンジ台等との複合品を除く。）	500 円
サイドボード（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル以上のもの）	900 円
サイドボード（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル未満のもの）	500 円
食器棚（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル以上のもの）	900 円
食器棚（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル未満のもの）	500 円

	洗面化粧台	900 円
	畳	500 円
	たんす（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル以上のもの）	900 円
	たんす（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル未満のもの）	500 円
	テーブル（上面の縦と横の長さの合計が 250 センチメートル以上のもの）	900 円
	テーブル（上面の縦と横の長さの合計が 250 センチメートル未満のもの）	500 円
	パイプハンガー	500 円
	ふとん（2 枚まで）	500 円
	ブラインド	500 円
	ベッド（シングル、ダブル、介護用又は 2 段ベッドの 1 段ずつ）	900 円
	ベッド用マットレス（スプリング入り）	900 円
	ベッド用マットレス（スプリングなし）	500 円
	本棚（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル以上のもの）	900 円
	本棚（高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル未満のもの）	500 円
	ワゴン	500 円
趣味用品等	オルガン・エレクトーン・電子ピアノ（重さ 30 キログラム以上のもの）	900 円
	オルガン・エレクトーン・電子ピアノ（重さ 30 キログラム未満のもの）	500 円
	ゴルフバッグとゴルフクラブ（ゴルフセット）	500 円
	トレーニング台（重さ 30 キログラム以上のもの）	900 円

	トレーニング台（重さ 30 キログラム未満のもの）	500 円
その他	金庫（高さ、幅及び奥行きのうちいずれも 50 センチメートル未満のものに限る。）	900 円
	三輪車（幼児用）	500 円
	流し台、調理台（正面の幅が 120 センチメートル以上のもの）	900 円
	流し台、調理台（正面の幅が 120 センチメートル未満のもの）	500 円
	ベビーカー	500 円
	物干し竿（2 本まで）	500 円
	物干し台（コンクリート台付き）	900 円
	物干し台（コンクリート台なし）	500 円
	浴槽（繊維強化プラスチック製又はプラスチック製のものに限る。）	900 円
	その他の大型ごみで高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル以上のもの又は重さが 30 キログラム以上のもの	900 円
	その他の大型ごみで高さ、幅及び奥行きのうち長い 2 辺の長さの合計が 250 センチメートル未満、かつ、重さが 30 キログラム未満のもの	500 円
	備考 この表に規定する金額は、それぞれの品目の 1 個当たりの金額（同表の品目の欄に数量の定めがあるものにあつては、当該数量当たりの金額）とする。ただし、次に掲げる品目については、1 セット当たりの金額とする。 (1) こたつとこたつ板 (2) ステレオセット (3) たんす、キャビネット、食器棚等で分割できる棚類 (4) 机と本棚がセットになった学習机又は書斎机等 (5) スキー板とストック (6) ゴルフバッグとゴルフクラブ	

様式第 1 号～様式第 9 号（省略）

4. 熊本市ごみのない街を創る条例

公 布 平成12年 3 月30日条例第 9 号
最近改正 平成20年 9 月19日条例第92号

(目的)

第 1 条 この条例は、飲料容器等の散乱防止に係る責務及び美化活動に対する支援等に関する必要な事項を定めることにより、ごみのない美しい街を創り、もって環境保全都市の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲料品等 飲料品、食料品及びたばこをいう。
- (2) 飲料容器等 飲料品等の消費済みの容器、包装その他の規則で定める物をいう。
- (3) 商店街振興組合等 商店街振興組合及びこれに準ずる団体をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、飲料容器等の散乱防止のための必要な施策を総合的に講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、事業者及び市民との緊密な連携を図るものとする。

(飲料品等の事業者の責務)

第 4 条 飲料品等の製造業者、卸売業者及び小売業者は、飲料容器等を回収するとともに、市民に対して、飲料容器等の散乱防止について協力を求めるものとする。

2 飲料品等の小売業者は、建物外に飲料品等の自動販売機を設置するときは、回収容器を設置し、及び管理するとともに、当該自動販売機の周囲を美化するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、市又は町内自治会その他これに準ずる団体（以下「町内自治会等」という。）が実施する美化活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(美化協定)

第 6 条 事業者は、当該事業所の周辺の区域において継続的に美化活動を実施しようとするときは、市長と美化協定を締結することができるものとする。

2 商店街振興組合等は、当該商店街の区域において継続的に美化活動を実施しようとするときは、市長と美化協定を締結することができるものとする。

3 次に掲げる団体は、当該団体ごとに市長が定める区域において継続的に美化活動を実施しようとするときは、市長と美化協定を締結することができるものとする。

(1) 町内自治会等

(2) 地域に密着した活動を行っている団体であって市長が認めるもの

4 市長は、前 3 項の規定により美化協定を締結したときは、当該協定を締結した旨を市民に周知するものとする。

(支援)

第 7 条 市長は、第 5 条に規定する美化活動に参加する市民及び前条に規定する美化協定を締結したものに対して、予算の範囲内で支援を行うよう努めるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年10月 6 日から施行する。

５．熊本市ごみのない街を創る条例施行規則

公 布 平成12年 3 月31日規則第35号
最近改正 平成20年 9 月30日規則第79号

附 則

この規則は、平成20年10月 6 日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市ごみのない街を創る条例（平成12年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(飲料容器等)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める物は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲料品等の消費済容器のうち、缶、瓶、ペットボトルその他これらに準ずる構造、形状等を有するものであるもの
- (2) 飲料品等の消費済包装のうち、紙製、金属製、プラスチック製その他これらに準ずる材質を有するものであるもの
- (3) 食料品の残りがす
- (4) たばこの吸い殻

(美化協定)

第4条 条例第6条第1項から第3項までの規定による美化協定には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 美化協定の名称
- (2) 美化活動の区域
- (3) 美化活動の方法

2 条例第6条第4項の規定による市民への周知は、広報媒体の活用、当該区域における標識板の設置等により行うものとする。

(減量美化推進員)

第5条 町内自治会その他これに準ずる団体（以下「町内自治会等」という。）は、市と市民が一体となった美化活動を展開するため、減量美化推進員を選任するよう努めるものとする。

(一斉美化活動)

第6条 市長は、町内自治会等と協力して、市内全域において一斉に美化活動を展開するよう努めるものとする。

(減量美化功労者)

第7条 市長は、環境美化に関する行動を積極的に実施し、他の模範となる市民及び事業者を、減量美化功労者として表彰するものとする。

(雑則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

6. 熊本市放置自動車防止条例

公 布 平成14年3月28日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、自動車の放置の防止及び放置された自動車の適正な処理について必要な事項を定め、放置された自動車により生ずる障害及び危険を除去することにより、市民の安全で快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 自動車が、正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外に、10日以上にわたり置かれている状態をいう。
- (3) 放置自動車 公共の場所に放置されている自動車をいう。
- (4) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備等を業として行う者及びそれらの者の団体をいう。
- (5) 処理業者 廃自動車の処理を業として行う者のうち、規則で定めるものをいう。
- (6) 所有者等 自動車の所有権、占有権又は使用权を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者をいう。
- (7) 廃物 放置自動車で、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物又は不要物と認められるものをいう。
- (8) 準廃物 放置自動車で、廃物以外のものをいう。
- (9) 公共の場所 市が管理する道路、公園、河川、公営住宅その他公共の用に供する場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、自動車の放置の防止及び放置自動車の適正な処理に関する必要な施策の実施に努めなければならない。

(事業者等の協力)

第4条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう適切な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の協力)

第5条 市民及び市の区域内において自動車を所有し、又は使用する者は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の協力)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者（国及び県を除く。以下「土地所有者等」という。）は、その土地について自動車が放置されないよう適切な

管理を行うとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(放置自動車対策協議会)

第7条 放置自動車の防止対策、放置自動車の廃物又は準廃物の認定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査、審査、判定等を行うため、熊本市放置自動車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自動車について専門的知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 本市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(放置の禁止)

第8条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報)

第9条 放置自動車とみられるものを発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

(調査)

第10条 市長は、前条の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、職員に現地調査をさせ、当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく現地調査の結果、当該自動車が放置自動車であると判明した場合は、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書を張り付けるものとする。

3 市長は、必要と認めるときは、前項の放置自動車付近に安全対策を講じなければならない。

(立入調査)

第11条 市長は、前条第1項の規定による調査を実施するために必要があるときは、当該職員に、自動車が放置されている土地周辺に立ち入り、当該自動車の調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、要求があったときは、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(所有者等への勧告)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(土地所有者等への要望)

第13条 市長は、土地に自動車が放置されている場合において、当該土地所有者等が自動車の放置を防止する措置を容易に講ずることができるにもかかわらず、その措置を講じていないと認めるときは、当該土地所有者等に対し、適正な措置を講ずるよう要望することができる。

(措置命令)

第14条 市長は、第12条の規定による勧告を受けた放置自動車の所有者等が、当該勧告がなされた日から起算して20日を経過した日までに当該勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

(放置自動車の移動及び保管)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公共の場所における放置自動車を移動し、保管することができる。

(1) 所有者等が前条の命令に従わないとき。

(2) 第10条第1項の調査の結果、生活環境の保全及び通行人、一般車両等の安全確保、若しくは公共の場所における管理者の業務執行に著しく支障を生じ、又は生ずる恐れがあり、緊急に放置自動車の撤去が必要と判断したとき。

(3) 第10条第2項の規定により警告書を張り付けた日から起算して30日を経過しても、放置自動車の所有者等が判明しなかったとき又は所有者等は判明したが住所、居所その他連絡先が不明で連絡が取れないとき。

2 市長は、前項第1号の規定により放置自動車を移動し、保管したときは、その所有者等に対し、当該放置自動車の移動等をした旨の内容を通知しなければならない。

3 市長は、第1項第2号及び第3号の規定により放置自動車を移動し、保管したときは、その放置されていた場所に当該放置自動車の移動等をした旨の内容及び期限を定めて引取りを促す内容を標示するとともに、告示しなければならない。ただし、当該場所にその標示をすることが困難であると認められるときは、告示のみを行うものとする。

(引取通知)

第16条 市長は、保管している放置自動車の所有者等及びその住所、居所その他の連絡先が当該放置自動車の保管中に判明したときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

(廃物等の認定)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の判定を経て、

当該放置自動車を廃物又は準廃物と認定することができる。

(1) 所有者等が第14条の命令に従わないとき。

(2) 第15条第1項第2号の規定に基づき移動し、保管した場合において、その日から起算して30日を経過しても、当該放置自動車の所有者等が判明しなかったとき又は所有者等は判明したが住所、居所その他連絡先が不明で連絡が取れないとき。

(3) 第15条第1項第3号の規定に該当するとき。

(4) 前条の規定による通知を行ったにもかかわらず、放置自動車の引取りがなされないとき。

2 市長は、前項の認定を行おうとする場合は、前項第1号及び第4号の規定に該当するときは除き、あらかじめその旨を告示しなければならない。

第18条 市長は、前条の規定にかかわらず、放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、協議会の判定を経ずに廃物と認定することができる。

(1) 自動車登録番号標及び車台番号が失しており、自動車登録が抹消されている等の事由により所有者等の特定ができないとき。

(2) エンジン、トランスミッション、ラジエター、タイヤ、ハンドル、バッテリー等のいずれかがなく、又は腐食する等により自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあるとき。

2 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(廃物の措置)

第19条 市長は、第17条第1項及び前条第1項の規定に基づき放置自動車を廃物と認定した場合は、廃棄物として処理することができる。

(準廃物の措置)

第20条 市長は、第17条第1項の規定に基づき準廃物と認定したときは、所有者等に当該準廃物の引取りを促すため、規則で定める事項を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき告示した日の翌日から起算して3月を経過しても、当該準廃物の所有者等が引取りに来ないとき、又は当該準廃物の所有者等が確認できないときは、当該準廃物は捨てられたものとみなし、廃棄物として処理又は売却をすることができる。

3 市長は、前条及び前項の処理を処理業者に依頼することができる。

(費用の請求)

第21条 市長は、前2条の規定により廃棄物として処理したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、当該処理に要した費用並びに移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、移動し、保管している放置自動車の所有者等が、当該放置自動車を引き取ろうとするときは、その者に対し、移動及び保管に要した費用を請求することができる。

(処理の報告)

第22条 第20条第3項の規定に基づき廃棄物として処理した処理業者は、その実施内容について、市長に報告しなければならない。

(国等との協議)

第23条 市長は、国又は県が管理する公共の用に供している場所（以下「国有地等」という。）に放置されている自動車の適正な処理について、関係機関と協議するものとする。

(国有地等に放置されている自動車の措置)

第24条 国有地等において放置されている自動車が、第15条第1項各号のいずれかに準ずるものとして、又は第18条第1項各号のいずれにも該当するものとして、国及び県から要請があったときは、市長は第17条第1項又は第18条第1項の規定に準じて当該自動車を廃物と認定することができる。

2 前項の認定をするときは、第17条第2項及び第18条第2項の規定を準用する。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 第14条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

(過料)

第28条 公共の場所又は国有地等に自動車を放置し、又は放置させた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

7. 熊本市放置自動車防止条例施行規則

公 布 平成14年3月29日規則第28号

最近改正 平成24年1月19日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市放置自動車防止条例（平成14年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(処理業者等)

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条又は第14条の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業又は産業廃棄物収集運搬業及び処分業に関する市長の許可を得ていること。
- (2) 法第8条又は第15条の規定により設置の許可を受けている廃棄物の処理施設で、自動車に係る圧縮、切斷、破砕等の中間処理をすることができるものを本市内に有していること。
- (3) 本市内に事業所を有していること。
- (4) 条例第20条第3項に規定する処理の依頼をする日前1年以内に法その他の関係法令に違反し、かつ、勧告又は改善命令その他の処分を受けていないこと。
- (5) 廃自動車の処理を適正かつ的確に行う能力を有していること。

(会長及び副会長等)

第4条 条例第7条の規定による熊本市放置自動車対策協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、

意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、熊本市環境局ごみ減量推進課において行う。

(調書の作成及び警告書の貼付)

第8条 条例第10条第1項の規定により調査した職員は、調査調書(様式第1号)を作成するものとする。

2 条例第10条第2項に規定する警告書は、撤去警告書(様式第2号)とする。

3 市長は、放置自動車について放置自動車処理記録台帳(様式第3号)により記録するものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第4号)とする。

(所有者等への勧告)

第10条 条例第12条の規定による勧告は、撤去勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(措置命令)

第11条 条例第14条の規定による措置命令は、撤去命令書(様式第6号)により行うものとする。

(移動・保管の通知、標示及び告示)

第12条 条例第15条第2項に規定する通知は、放置自動車移動・保管通知書(様式第7号)により行うものとする。

2 条例第15条第3項に規定する標示は、放置自動車移動・保管の標示(様式第8号)により行うものとする。

3 条例第15条第3項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 放置場所
- (2) 放置自動車の形状等
- (3) 移動し、保管した日時
- (4) 保管場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(引取通知)

第13条 市長は、条例第16条の規定による引取通知をするときは、放置自動車引取通知書(様式第9号)により行うものとする。

(廃物等認定の告示)

第14条 条例第17条第2項及び第18条第2項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 放置場所
- (2) 放置自動車の形状等
- (3) 移動し、保管したときは、その日時及び保管場所

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(準廃物の返還告示)

第15条 条例第20条第1項の規定による規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 放置場所
- (2) 放置自動車の形状等
- (3) 移動し、保管したときは、その日時及び保管場所
- (4) 準廃物の認定を行った日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(返還手続き)

第16条 保管されている放置自動車の所有者等が、当該放置自動車の返還を受けようとするときは、保管放置自動車返還請求書(様式第10号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の保管放置自動車返還請求書の提出があった場合において、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法により、その者が放置自動車の返還を受けるべき正当な権限を有する所有者等であることを確認したときは、返還日時を指定して保管放置自動車受領書(様式第11号)及び第18条に規定する保管放置自動車費用請求書(様式第12号)を交付するものとする。

3 市長は、保管した放置自動車を所有者等に返還するときは、当該放置自動車の撤去及び保管に要した費用の納入があったことを確認し、保管場所において前項の保管放置自動車受領書と引き換えに返還するものとする。

(準廃物の売却方法)

第17条 条例第20条第2項の規定による準廃物の売却方法は、物品売り払いの例による。

(費用の請求)

第18条 条例第21条の規定による費用の請求は、保管放置自動車費用請求書により行うものとする。

(報告の徴収)

第19条 条例第22条の規定による報告は、廃自動車処理実績報告書(様式第13号)により行うものとする。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則(平成24年1月19日規則第7号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
様式第1号～様式第13号 (省略)

8. 熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例

公 布 平成19年3月13日条例第47号

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙及びポイ捨ての禁止等について必要な事項を定めることにより、市民その他の者の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、もって、安全で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所で、屋外に存するものをいう。
- (2) 路上喫煙 公共の場所において喫煙することをいう。
- (3) 飲料容器等 飲料品、食料品又はたばこの消費済みの容器、包装その他の規則で定める物をいう。
- (4) ポイ捨て 飲料容器等をみだりに投げ捨て、又は散乱させることをいう。
- (5) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 本市の区域内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙及びポイ捨ての防止に係る意識の啓発その他の必要な施策を推進しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力しなければならない。

(路上喫煙の制限)

第5条 市民等は、次の各号のいずれかに該当するときは、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

- (1) 歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき。
- (2) 吸い殻入れが付近に設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないとき。

(路上禁煙区域の指定等)

第6条 市長は、人の身体又は財産を保全する等のため、喫煙を特に制限する必要があると認められる区域を路上禁煙区域（以下「路上禁煙区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上禁煙区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係する地域住民、関係団体等の意見を聴かななければならない。

3 市長は、路上禁煙区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

4 前2項の規定は、路上禁煙区域の指定の解除及び変更について準用する。
(路上禁煙区域における喫煙の禁止)

第7条 何人も、路上禁煙区域においては、路上喫煙をしてはならない。
(ポイ捨ての禁止)

第8条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。
(美化重点推進区域の指定等)

第9条 市長は、飲料容器等の散乱を防止し、生活環境の美化を推進することが特に必要と認められる区域を美化重点推進区域（以下「美化重点推進区域」という。）に指定することができる。

2 第6条第2項から第4項までの規定は、美化重点推進区域の指定並びにその解除及び変更について準用する。
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)
第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条の規定に違反した者
- (2) 美化重点推進区域内において、第8条の規定に違反した者

附 則

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、規則で定める日から施行する。
(平成20年2月14日規則第3号で平成20年4月1日から施行)

2 略

9. 熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例施行規則

公 布 平成19年6月11日規則第62号

最近改正 平成25年3月29日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例（平成19年条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(飲料容器等)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める物は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲料品、食料品又はたばこ（以下「飲料品等」という。）の消費済みの容器で、缶、瓶、ペットボトルその他これらに準ずる構造、形状等を有するもの
- (2) 飲料品等の消費済みの包装で、紙製、金属製、プラスチック製その他これらに準ずる材質を有するもの
- (3) 食料品の残りかす
- (4) たばこの吸い殻

(路上禁煙区域の告示)

第4条 条例第6条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 路上禁煙区域の名称
- (2) 路上禁煙区域を指定し、解除し、又は変更する範囲
- (3) 路上禁煙区域を指定し、解除し、又は変更する期日

(美化重点推進区域の告示)

第5条 条例第9条第2項において準用する条例第6条第3項及び第4項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 美化重点推進区域の名称
- (2) 美化重点推進区域を指定し、解除し、又は変更する範囲
- (3) 美化重点推進区域を指定し、解除し、又は変更する期日

(告知及び弁明の機会の付与)

第6条 市長は、条例第11条の規定により過料の処分をしようとする場合においては、当該過料の処分を受ける者に対し、告知・弁明書（様式第1号）により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(過料決定書の交付)

第7条 市長は、条例第11条の規定により過料の処分をするときは、当該過料の

処分を受ける者に対し、過料決定書（様式第2号）を交付するものとする。
（雑則）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成25年3月29日規則第22号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号及び様式第2号 （省略）

10. 熊本市廃棄物再生利用個別指定に関する規則

公 布 平成22年11月30日規則第111号

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の指定のうち、指定を受けようとする者の申請に基づき行われるもの（以下「再生利用個別指定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の種類）

第2条 再生利用個別指定の種類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 再生利用のための廃棄物の収集又は運搬（以下「再生輸送」という。）を業として行う者 再生輸送業者
- (2) 再生利用のための廃棄物の処分（以下「再生活用」という。）を業として行う者 再生活用業者

2 前項各号の廃棄物は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物又は産業廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第3項の特別管理一般廃棄物及び法第2条第5項の特別管理産業廃棄物
- (3) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第2条第1項の特定有害廃棄物等

（指定の申請）

第3条 再生利用個別指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条第1項に規定する指定の種類ごとに再生利用個別指定申請書を市長に提出し、再生利用個別指定を申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (3) 申請者が事業の用に供する施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類
- (4) 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し
- (5) 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (6) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しない旨を記載した書類

- (7) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (8) 申請者が個人である場合にあっては、資産に関する調書並びに当該申請の直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (9) 申請者が法人である場合にあっては、当該申請の直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 排出者、再生輸送業者又は再生活用業者との取引関係及び委託関係を記載した契約書等の書類の写し
- (11) 再生活用業者に係る申請の場合にあっては、再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (12) 申請者が法に基づく許可又は指定を受けている場合にあっては、その許可証等の写し
- (13) 生活環境の保全に係る対策を記載した書類
- (14) 市税滞納有無調査承諾書
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定の基準等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、次の各号に掲げる再生利用個別指定の種類に応じ、当該各号に定める基準に適合するときに限り、再生利用個別指定を行うものとする。

- (1) 再生輸送業者 次に掲げる基準
 - ア 市内に住所（法人にあっては、事務所）を有すること。
 - イ 市内において再生活用業者が自ら再生輸送を行い、又は排出者の委託を受けて再生輸送を行うこと。
 - ウ 排出者から廃棄物を無償又は再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること。
 - エ 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないこと。
 - オ 廃棄物の再生輸送を確実に遂行するための施設を所有し、又は当該施設の使用の権原を有すること。
 - カ 引き取られた廃棄物は、全て再生活用を行う施設又は再生利用を行う現場に搬入されること。
 - キ 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれ、かつ、その取引関係に継続性があること。
 - ク 再生輸送を行おうとする廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに当該廃棄物による悪臭が発散するおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - ケ 再生輸送を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
 - コ 再生輸送において生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないこと。
 - サ 本市の市税の滞納がないこと。

- (2) 再生活用業者 次に掲げる基準
 - ア 市内に住所（法人にあっては、事務所）を有すること。
 - イ 再生活用の用に供する施設を市内に設置していること。
 - ウ 排出者の委託を受けて再生活用を行うこと。
 - エ 排出者から廃棄物を無償又は再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること。
 - オ 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないこと。
 - カ 再生活用を行おうとする廃棄物の種類に応じ、当該廃棄物の再生活用に適する処理施設を所有し、又は当該処理施設の使用に係る権原を有すること。
 - キ 引き取られた廃棄物は、その大部分が再生活用の用に供されること。
 - ク 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれ、かつ、その取引関係に継続性があること。
 - ケ 廃棄物の保管施設を有する場合にあっては、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに当該廃棄物による悪臭が発散しないように必要な処置を講じたものであること。
 - コ 再生活用を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
 - サ 再生活用において生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないこと。
 - シ 一般廃棄物の再生活用にあっては省令第6条の3第4号及び第5号、産業廃棄物の再生活用にあっては省令第12条の12の4第4号及び第5号の規定に適合していること。
 - ス 再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
 - セ 本市の市税の滞納がないこと。
 - ソ 地域住民との間に生活環境の保全に関する協定が締結されていること。
- 2 前項の再生利用個別指定の期間（以下「指定の有効期間」という。）は、次条の規定による指定証の交付の日から起算して2年を超えない範囲内において市長が定めるものとする。
- 3 市長は、第1項の再生利用個別指定を行うに際し、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
(指定証の交付)
- 第5条 市長は、前条第1項の再生利用個別指定を行ったときは、再生利用個別指定証（様式第1号。以下「指定証」という。）を交付するものとする。
(指定の更新)
- 第6条 再生利用個別指定を受けた者（以下「指定業者」という。）は、指定の有効期間の満了後も引き続き再生利用個別指定に係る事業を営もうとするときは、当該指定の有効期間の満了の日までに、再生利用個別指定更新申請書を市長に提出し、再生利用個別指定の更新を受けなければならない。
- 2 前項に規定する更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の再生利用個別指定は、指

定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 第1項に規定する更新の申請があった場合における当該更新に係る指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して2年を超えない範囲内において市長が定めるものとする。

4 前条の規定は、第1項の規定による指定の更新があった場合について準用する。
(変更の承認)

第7条 指定業者は、再生利用個別指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、あらかじめ再生利用個別指定事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項に規定する申請書について準用する。
(変更の届出)

第8条 指定業者は、再生利用個別指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、再生利用個別指定事項変更届出書を変更の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 事務所及び事業場の名称及び所在地

(3) 再生活用により得られる有用物の利用方法

(4) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力

(5) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

(6) 排出者等との取引関係

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する届出書に必要と認める書類及び図面を添付させることができる。

(廃止の届出)

第9条 指定業者は、当該再生利用個別指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、再生利用個別指定事業廃止届出書を廃止の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(指定の効力の停止)

第10条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて再生利用個別指定の効力を停止することができる。

(1) 法若しくはこの規則若しくはこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは示唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたとき。

(2) 第4条第1項に規定する基準に適合しなくなったとき(次条第1号に該当するときは除く。)又は第4条第3項の規定により再生利用個別指定に付した条件に違反したとき。

(指定の取消し)

第11条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該再生利

用個別指定を取り消すものとする。

(1) 法第14条第5項第2号イからヘまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第7条に規定する変更の承認を受けずに事業の範囲を変更したとき。

(3) 前条に規定する再生利用個別指定の効力の停止に係る期間中に法第7条第1項若しくは第6項又は法第14条第1項若しくは第6項の規定に違反して廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったとき。

(4) 前2号に掲げるもののほか、前条第1号に該当し、情状が特に重いと認めるとき。

(5) 前条第2号に該当し、情状が特に重いと認めるとき。

(指定証の書換え交付)

第12条 市長は、第5条の規定により交付した指定証の記載事項に変更があったときは、当該指定証を書き換えて交付するものとする。

(指定証の再交付の申請)

第13条 指定業者は、指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再生利用個別指定証再交付申請書により、市長に指定証の再交付を申請することができる。

(指定証の返納)

第14条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証(第6号に該当する場合にあっては、亡失していた指定証)を市長に返納しなければならない。

(1) 指定の有効期間の満了により指定証が効力を失ったとき。

(2) 第9条に規定する事業の全部の廃止に係る届出書を市長に提出したとき。

(3) 第11条の規定により再生利用個別指定を取り消されたとき。

(4) 第12条に規定する指定証の書換え交付を受けたとき。

(5) 指定証の汚損又は破損により、前条に規定する指定証の再交付を受けたとき。

(6) 指定証の亡失により、前条に規定する指定証の再交付を受けた場合であつて、当該亡失していた指定証が発見されたとき。

(帳簿の備付け等)

第15条 指定業者は、事業場ごとに帳簿を備え、当該事業場において実施した廃棄物の再生輸送又は再生活用について、別表の左欄に掲げる再生利用個別指定の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項を記載しなければならない。

2 指定業者は、毎月の前項の規定による帳簿への記載を翌月末日までに行わなければならない。

3 指定業者は、第1項の帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。

(表示)

第16条 再生輸送に係る指定業者は、再生輸送のために使用する車両の車体の両

側面に、再生輸送用の車両である旨及び氏名又は名称を鮮明に表示しなければならない。

2 前項の規定により表示する事項については、識別しやすい色で、かつ、日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 9 0 ポイント以上の大きさの文字を用いなければならない。

3 再生活用に係る指定業者は、再生活用のために使用する施設の入口の見やすい箇所に、様式第 2 号により、再生活用業者であることを表示する立札その他の設備を設けなければならない。

(報告)

第 1 7 条 指定業者は、毎月 1 0 日までに、前月中の再生輸送又は再生活用の実績について、次の各号に掲げる再生利用個別指定の種類に応じ、当該各号に定める様式により市長に報告しなければならない。ただし、その事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、その休止し、又は廃止した日から 1 0 日以内に報告しなければならない。

(1) 再生輸送に係る指定業者 廃棄物再生輸送実績報告書

(2) 再生活用に係る指定業者 廃棄物再生活用実績報告書

2 前項によるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、指定業者に対して当該再生利用個別指定に係る必要な報告を求めることができる。

(書類の様式等)

第 1 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類(第 3 条第 2 項に掲げる書類並びに第 8 条第 2 項の書類及び図面を除く。)に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第 1 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 2 年 1 1 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 4 年 7 月 6 日規則第 1 5 0 号)

この規則は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 1 0 条の改正規定は、平成 2 4 年 7 月 6 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 27 日規則第 11 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(熊本市廃棄物再生利用個別指定に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

5 この規則の施行の日前において、第 6 条の規定による改正前の熊本市廃棄物再生利用個別指定に関する規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な

調整をして使用することができる。

附 則(令和 2 年 7 月 17 日規則第 72 号)

この規則は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日規則第 23 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市廃棄物再生利用個別指定に関する規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表(第 1 5 条関係)

再生利用個別指定の種類	記載すべき事項
再生輸送に係る指定業者	(1) 再生輸送年月日 (2) 排出者ごとの再生輸送量及び再生輸送料金 (3) 再生輸送の方法及び輸送先ごとの再生輸送量
再生活用に係る指定業者	(1) 受入れ年月日又は再生活用年月日 (2) 排出者ごとの受入量及び受入料金 (3) 再生活用の方法及び再生活用量 (4) 再生活用によって生ずる廃棄物の持出先ごとの持出量 (5) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 再生活用によって得られる有用物を売却する場合 有用物の売却先ごとの売却量及び売却代金 イ 再生活用によって得られる有用物を売却しない場合 有用物の利用の方法ごとの利用量

11. あわせ産廃の告示

告示第 686 号
平成26年10月1日

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号）第15条第1項の規定に基づき、市の処理施設へ持ち込んで処分することができる産業廃棄物及びその他持ち込みに関する事項を次のとおり定め、平成27年4月1日から適用する。

熊本市長 幸山政史

1 排出区域 熊本市全域

2 市の処理施設

名 称	所 在 地
東部環境工場	熊本市東区戸島町2570番地
西部環境工場	熊本市西區城山薬師2丁目12番1号
扇田環境センター	熊本市北区貢町1567番地

3 持ち込み基準

(1) 種類及び量

市の処理施設に持ち込むことができる産業廃棄物の種類及び量は、基本的に民間で処理が困難なものとし、次のとおりとする。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（環境工場に持ち込むことができる産業廃棄物の種類及び量）

産業廃棄物の種類	持ち込み可能量
汚泥（市の施設から排出されるものに限る。）	—
廃プラスチック類	200キログラムまで
動植物性残さ	1トンまで
紙くず（建設業に係るもの。）、繊維くず（建設業に係るもの。）	合計1トンまで

（扇田環境センターに持ち込むことができる産業廃棄物の種類及び量）

産業廃棄物の種類	持ち込み可能量
燃えがら（市の施設から排出されるものに限る。）	—

廃プラスチック類（環境工場で処理困難なものに限る。）、金属くず（他廃棄物と密着不可分なものに限る。）、ガラスくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード及び水銀を含む廃蛍光管を除く。）	合計1トンまで
--	---------

※持ち込み可能量は、1排出事業者又は1産業廃棄物収集運搬業者が1日に持ち込める量

(2) その他の基準

(1)に示すものであっても、次のものは持ち込むことはできない。

ア 資源化できるもの

イ 市の処理施設で処分が困難なもの

ウ PCBが付着又は封入されているもの

エ 爆発などの危険性のあるもの

オ 医療関係機関から排出されるものについては、感染の恐れがあるものの

カ 有害物質を含むもの

キ 汚泥については、含水率85パーセント以上のもの

ク 自動車等を破砕したもの（シュレッダーダスト）

ケ 水銀が付着又は封入されているもの

4 持ち込み日

1月4日から12月28日まで（ただし、日曜日を除く）。

5 持ち込み時間

午前8時30分から午後4時30分まで

6 手数料の支払方法

現金又は廃棄物処理券による支払い

7 処分方法

焼却又は埋立

8 事前承認が必要な事業者

医療・保健衛生業の事業者

9 その他の順守事項

(1) 環境工場においては、最大積載量が4トン以下の車両で持ち込むこと。

(2) 市の処理施設内においては、受入検査に協力し、係員の指示に従うこと。

(3) 市の処理施設で産業廃棄物を処分しようとする排出事業者は、市と委託契約を結ぶこと。

(4) 市の処理施設で産業廃棄物を処分する際は、産業廃棄物管理票（マニフエスト）を使用すること。

12. 熊本市ごみステーション設置要綱

制 定 平 成 3 年 5 月 1 日
最近改正 令 和 3 年 3 月 29 日

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 町内自治会等のごみステーション（第5条―第6条）
- 第3章 共同住宅等のごみステーション（第7条―第10条）

第1章 総則 （趣旨）

第1条 この要綱は、ごみ収集作業の安全性及び効率性等を確保するとともに、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的に、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号。以下「条例」という。）第11条及び第12条に定めるごみ収集場所の設置及び管理について必要なことを定める。
（ごみステーション）

第2条 ごみの収集場所及びこれに係る施設は、収集車のごみを積み込む停留所であり、以下これを総称し「ごみステーション」という。
（戸数）

第3条 ごみステーションは、条例第11条第1項及び第2項の規定により、次の表に示す戸数ごとに設けるものとする。

住宅の区分	燃やすごみ、紙及びプラスチック製容器包装（以下「燃やすごみ等」という。）	資源物、ペットボトル、特定品目及び埋立ごみ（以下「埋立ごみ等」という。）
戸建て住宅	10戸以上	20戸以上
共同住宅等	6戸以上	6戸以上

2 前項の表に示す戸数未満であっても、特別の事情があると認めるときは、町内自治会その他これに準ずる団体（以下「町内自治会等」という。）、区域を所管する総務企画課（以下「担当課」という。）及びクリーンセンターとの協議により戸数を緩和し設置することができる。ただし、植木地区（平成22年3月22日における鹿本郡植木町の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）における戸数及び分別の種別、共同住宅等については、当分の間、なお従前の例による。
（管理）

第4条 ごみステーションは、条例第12条の規定により、これを利用する者が管理しなければならない。

2 共同住宅等にあつては、所有者又は管理者がこれを管理するものとし、入居者に対しごみ出しのルールを遵守するよう指導しなければならない。

3 市は、ごみステーションが清潔に管理されるよう、地域と協力し、必要な措置を講じるものとする。

第2章 町内自治会等のごみステーション （手続）

第5条 町内自治会等が新しくごみステーションを設置しようとするときは、条例第11条第1項の規定により、町内自治会等において次の表に示す手続を行うものとする。

届出	担当課に「ごみステーション設置届出書」（様式第1号、様式第1号の2）を提出する。
設置	担当課及びクリーンセンターの調査を受け、結果について連絡を受けた後、ごみステーションを設置する。ただし、植木地区におけるクリーンセンターの調査については、この限りでない。

（設置場所）

第6条 ごみステーションの設置については、収集作業の安全性等に配慮し、おおむね次の表に示す場所に設置するものとする。

道 路	幅員が4m以上ある公道に面していること。
通り抜け	通り抜けのできる公道であること。
交差点等	交差点からおおむね5m以上、バス停からおおむね10m以上離れていること。
横付け	収集車が安全に横付けできる場所であること。

第3章 共同住宅等のごみステーション （手続）

第7条 条例施行規則第15条に定める共同住宅等を建設しようとする者は、条例第11条第2項の規定により、次の表に示す手続を行うものとする。

事前協議	建設しようとする共同住宅等のごみステーションの概況等について、事前に担当課と協議する。
同意	設置しようとするごみステーションの概況等について付近住民に説明し、町内自治会の同意を得て、「近隣住民等説明結果報告書（様式第4号）」を担当課に提出する。
届出	竣工1ヶ月前又は外構工事前に「ごみステーション設置届出書」（様式第2号）を担当課に提出する。
工事	担当課及びクリーンセンターの調査を受けた後、ごみステーションの工事に着手する。
入居	入居開始2週間前までに「入居報告書」（様式第3号）を担当課に提出する。

（設置場所）

第8条 共同住宅等のごみステーションの設置については、収集作業の安全性に配慮し、おおむね次の表に示す場所に設けるものとする。

設置場所	敷地内に設けること。
道路	公道に面して設置するとき (1) 公道の幅員がおおむね4 m以上あること。 (2) 通り抜けのできる公道であること。 (3) 交差点からおおむね5 m以上、バスの停留所からおおむね10 m以上離れていること。 (4) 収集車が安全に横付けできる場所であること。 公道に面して設置できないとき (1) 収集車が前進のまま進入し、通り抜けのできる十分な広さの通路又は転回場所があること。 (2) 収集作業の妨げになる車両等の駐車がないこと。
障害物	付近に収集作業の妨げとなる電柱等の障害物がないこと。

(構造)

第9条 共同住宅等のごみステーションの構造は、おおむね次の表のとおりとする。

面積	(1) 「燃やすごみ等」だけの場合は、1戸あたり0.1 m ² 以上確保すること。 (2) 「燃やすごみ等」及び「埋立ごみ等」の両方の場合は1戸あたり0.15 m ² 以上確保すること。 (3) 面積は戸数に関係なく1.5 m ² 以上確保すること。
奥行	奥行は、道路境界から3 m以内であること。
囲い等	(1) 道路に面する側を除いて、3方をブロック等により囲いを設けること。 (2) 「燃やすごみ等」及び「埋立ごみ等」の区分ごとに間仕切りを設けること。 (3) 囲いの高さは、1 m程度とすること。 (4) 囲い等ができないときは、地面に区画線で表示すること。
取出口	(1) 道路に面する側に取出口を設けること。 (2) 取出口の幅は、2 m以上とすること。 (3) 取出口はオープンにすること。 (4) 「燃やすごみ等」及び「埋立ごみ等」の区分ごとに取出口を設けること。
屋根	屋根をつけるときは、有効高さを2 m以上確保すること。
扉	(1) 取出口に扉をつけるときは、引き戸にすること。 (2) 扉の上部にレールをつけるときは、有効高さを2 m以上確保すること。
床	床をコンクリート等で舗装すること。

2 特殊な収集方式や既製品の構造物を採用するときは、別に協議するものとする。
 (委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局資源循環部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

13. ごみステーション管理支援補助金交付要綱

制 定 平成 21 年 4 月 1 日
最近改正 令和 4 年 3 月 31 日

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の良好な生活環境の向上を図るため、ごみステーションを管理している町内自治会等に対し交付するごみステーション管理支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内自治会等 町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第2条に規定する町内自治会等をいう。
- (2) ごみステーション ごみの収集場所及びこれに係る施設で、収集車のごみを積み込む停留所をいう。

（補助の対象）

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、町内自治会等とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) ごみステーションの美化清掃に関する事業
- (2) ごみステーションでの排出指導等に関する事業
- (3) ごみステーションの維持管理のために特に必要と認める事業

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、前条各号に掲げる事業に係る経費のうち、補助を受ける年度中（交付決定前の期間を含む。）で次に掲げるものとする。

- (1) ごみステーションの美化清掃に使用のごみ袋、ほうき、ちりとり等の購入に要する経費
- (2) ごみステーションを動物等から保護するために使用するネット、シート、網カゴ等の購入に要する費用及び補修に要する経費
- (3) ごみステーションでの排出指導及び分別指導をするために要する経費
- (4) ごみステーションへのルール違反対策としての看板作成、人感ライト等の購入及び啓発チラシ等の作成に要する経費
- (5) ごみステーションの管理区域に係るごみカレンダーの配布に要する経費
- (6) 前各号に掲げる活動に共通する経費としての消耗品費、印刷製本費、通信費、会場使用料、土地賃借料等

2 市長が特に必要と認める場合は、前項各号の経費以外の経費を補助の対象とすることができる。

（補助金）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる毎年4月1日現在の町内自治会等の世帯数に応じ算出した当該各号に定める額又は第7条の規定により提出された予算書の支出額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）のいずれか低い額を上限額とし、予算の範囲内で決定する。

- (1) 200以下の世帯が属する町内自治会等 年額55,000円
- (2) 201以上400以下の世帯が属する町内自治会等 年額60,000円
- (3) 401以上600以下の世帯が属する町内自治会等 年額65,000円
- (4) 601以上800以下の世帯が属する町内自治会等 年額70,000円
- (5) 801以上1,000以下の世帯が属する町内自治会等 年額75,000円
- (6) 1,001以上1,200以下の世帯が属する町内自治会等 年額80,000円
- (7) 1,201以上1,400以下の世帯が属する町内自治会等 年額85,000円
- (8) 1,401以上1,600以下の世帯が属する町内自治会等 年額90,000円
- (9) 1,601以上1,800以下の世帯が属する町内自治会等 年額95,000円
- (10) 1,801以上の世帯が属する町内自治会等 年額100,000円

2 前項の規定は、年度の中途において新たに結成された町内自治会等（分町により結成されたものを除く。以下同じ。）について準用する。この場合において、前項中「毎年4月1日」とあるのは「第7条の規定により申請した日」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該各号に定める額に第7条の規定により申請した日の属する月以後当該年度の3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額）」と読み替えるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする町内自治会等の代表者は、ごみステーション管理支援補助金交付申請書（様式第1号）に予算書その他の必要書類を添えて当該年度の6月末日までに提出しなければならない。ただし、年度の中途において新たに結成された町内自治会等が申請する場合その他特別の理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

（計画変更）

第8条 補助金の交付決定を受けたものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に計画変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の一部を変更することにより、補助金の額に変更が生じるとき。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

（補助金の概算交付）

第9条 補助金は、概算交付申請書（様式第3号）による町内自治会等からの申請に基づき概算交付するものとする。ただし、年度の中途において新たに結成された町内自治会等が、第7条の規定による交付の申請をし、概算交付の申請があった場合は、速やかに交付するものとする。

2 前項に規定する概算交付の申請は、当該補助金の交付申請と同時に、又は当該補助金の交付申請後その交付決定前においても行うことができることとする。この場合において、当該概算交付の申請は、第7条の規定による補助金の交付決定があったときに効力を生じることとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けたものは、補助事業の完了後1月を経過する日又は当該年度の属する年の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)に決算書その他の必要書類を添えて市長に報告しなければならない。

(経費事務等)

第11条 補助金の交付を受けた町内自治会等は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(オンラインによる申請等の手続)

第12条 この補助金に関し町内自治会等が行う次に掲げる手続は、オンライン(インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。以下同じ。)で行うことができることとする。

(1) 補助金の交付申請及び概算交付申請

(2) 実績報告

(3) その他本市が認める手続

2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする町内自治会等の代表者は、電子申請システム(オンラインで補助金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。)において、各手続における必要事項を入力するとともに、各手続に必要な添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。この場合において、町内自治会等の代表者の本人確認は、あらかじめ町内自治会等の代表者に対し発行したID・パスワードを電子申請システムで認証することにより行うこととする。

3 この補助金に関し本市が行う次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の町内自治会等の代表者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインで行うことができる。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

(1) 補助金の交付決定及び概算交付決定

(2) 補助金の額の確定

(3) その他必要と認める手続

4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインで行われた本市の通知等を町内自治会等の代表者が受領しようとする場合における本人確認について準用する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の事務の取扱いに関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号～様式第4号(省略)

14. 熊本市ごみステーション施設整備補助金交付要綱

制 定 令 和 2 年 4 月 13 日
最近改正 令 和 3 年 3 月 29 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の良好な生活環境の向上を図るため、ごみステーションを管理している町内自治会等が、ごみステーション施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、町内自治会等(町内自治振興補助金交付規則(昭和47年規則第35号)第2条に規定する町内自治会等)とする。(ただし植木地区を除く。)

(補助対象施設)

第3条 補助金の対象となる施設は、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。

- (1) 箱型かつ固定設置型で構造上設置から3年以上使用できる耐久性があるもの
- (2) 原則として10世帯以上が利用する施設で、利用世帯のごみが収容できる大きさのもの(ただし、地理的条件や地域の実情その他やむを得ない事情があると特に市長が認める場合はこの限りでない)
- (3) 衛生的かつ鳥獣等によるごみの散乱を防止できる構造のもの
- (4) ごみステーションに設置されるもので、管理者又は利用者により適切に管理されるもの
- (5) 土地等の占用・使用許可又は土地を使用することにつき権原を有する者の承諾を得られた場所に設置されるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、設置費用(消費税を含む。)の2分の1とし、1施設の限度額を50,000円とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の制限)

第5条 この要綱に基づく補助金の交付は、原則、1町内自治会等につき、一の年度に1回を限度とする。

2 この要綱に基づく補助金の交付の件数は、毎年度、別に定める。

3 この要綱に基づく補助金の交付を受けた施設については、当該年度の翌年度以降3年度の間は、補助金を交付しない。

4 この要綱に基づく補助金は、他の補助制度を利用して購入する施設に対しては、交付しない。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする町内自治会等は、ごみステーション施設整備補助金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を市長に提出しなければならない

いこととする。

2 前項の規定に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設置見積書又は販売価格の分かるもの
- (2) 設置場所の位置案内図
- (3) 土地等の占用・使用許可書の写し又は土地を使用することにつき権原を有する者の承諾書
- (4) 土地の履歴事項全部証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書類を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付決定を行い、ごみステーション施設整備補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該町内自治会等に通知するものとする。

2 前項の規定による審査のために必要があると認められる場合は、現地調査その他必要な調査、質問等を実施するものとする。

3 補助金の交付決定は、交付申請書を先着順に審査して行うものとする。

4 市長は、前条の規定による申請書類を審査し、補助金の交付を不適當と認めたときは、不交付決定を行い、ごみステーション施設整備補助金不交付決定通知書(様式第3-2号)により、当該町内自治会等に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 前条の規定による交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき(軽微な変更をしようとするときを除く。)は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、速やかに市長に対し所定の請求書により交付請求を行うこと。
- (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産(以下「取得財産等」という。)は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (8) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (9) 取得財産等は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこととし、当該管理運営について市長が調査をするときは、これに協力すること。

- (10) 町内自治会等が、地域住民の合意に基づき、自主的に施設整備を行うこと。
(11) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要であると認める事項を遵守すること。

(交付申請の内容変更等)

第9条 第5条の交付申請の内容に変更しようとする場合又は事業を中止しようとする場合は、速やかにごみステーション施設整備補助金交付申請内容変更・事業中止申請書(様式第2号)を提出しなければならないこととする。

(設置完了報告)

第10条 町内自治会等は、交付決定を受けた施設の設置が完了したときは、ごみステーション施設設置完了報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 領収書
(2) 完成写真
(3) その他市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第11条 前条の規定による設置完了報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに、必要に応じて現地調査、書類確認、質問等を行い、これらに適合すると認めたときは、ごみステーション施設整備補助金交付確定通知書(様式第5号)により町内自治会等に通知することとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による交付確定通知を受けたものは、ごみステーション施設整備補助金交付請求書及び受領委任書(様式第6号)を市長に提出しなければならないこととする。

(交付決定の取消し)

第13条 交付決定を受けた町内自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該町内自治会等に係る交付決定を取り消すことができることとする。

- (1) 第8条に規定する交付の条件に違反した場合
(2) 補助対象者としての要件を満たさなくなった場合
(3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合
2 前項の規定による交付決定の取消しがあった場合において、当該町内自治会等が既に補助金の交付を受けている場合は、直ちにその返還を請求することとする。
(雑則)

第14条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号～様式第5号 (省略)

15. 熊本市市民リサイクル活動助成金交付要綱

制 定 平成4年9月1日
最近改正 令和3年4月9日

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成2年規則第65号。以下「規則」という。)に定める市民リサイクル活動を行う自治会、高齢者団体、子ども会等に対し助成金を交付することにより、再資源化等の対象となる物の市民リサイクル活動を活性化し、資源リサイクルの推進を図るとともに地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成2年条例第98号。以下「条例」という。)及び規則の例による。

(助成)

第3条 市長は、市民リサイクル活動を行った市民リサイクル活動登録団体が市民リサイクル活動登録業者に再資源化等の対象となる物を引き渡したときは、当該団体に対し、その回収量及び実施回数に応じて、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

- 2 助成の対象となる物は、市内において、家庭から搬出回収される再資源化等の対象となる物であって、その品目及び助成金単価並びに実施月数助成算式は次の表のとおりとする。

種 類	品 目	助成金単価(円)
古紙類	新聞紙、雑紙、段ボール及び紙パック(500ml以上のものに限る。)	1kg当たり7円
ガラスびん類 (再使用可能なびん)	一升びん	1本当たり7円 (1本は1kgと換算する。)
	ビールびん、清涼飲料水のびんなど	1本当たり3.5円 (1本は0.5kgと換算する。)
金属類	アルミ類、スチール類(市が定期収集している資源物及び特定品目のうちガス缶・スプレー缶に限る)	1kg当たり7円
布 類	古着	1kg当たり7円

1月から12月までの期間の実施月数に応じて、次の算式により助成金を交付する。

$$(\text{実施月数}) \times 1,000 \text{円}$$

- 3 助成金の額は、前項の表に掲げる各品目の重量に各々の助成金単価を乗じて得られた金額の合計とする。ただし、合計に100円未満の金額が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(団体の登録)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、規則第18条第1項の規定により、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けるためには、次のすべての要件を満たさなければならない。
- (1) 市内の住民で構成され、市内で市民リサイクル活動を行う団体であること。
 - (2) 営利を目的とした団体でないこと。
 - (3) 登録申請の日前1年以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令300号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令35号）、条例、規則又は助成金に関する市長の指示等に違反し、又はこれらに基づく処分を受けたことがないこと。
 - (4) 市民リサイクル活動を年2回以上行うように努める団体であること。
 - (5) 再資源化等の対象となる物の引渡しを適正に行うこと。

- 3 第1項の登録を受けようとする団体は、市長に市民リサイクル活動登録団体登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請書を審査し、適当と認めるときは、市民リサイクル活動登録団体として登録するものとする。

(業者の登録)

第5条 規則第18条第3項の規定による登録を受けようとする者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 第3条第2項に定められた助成対象品目を引取り品目として取り扱うこと。
- (2) 計量法（平成4年法律第51号）の規定による計量検査に基づく検査済証を受けた計量器で計量することができること。
- (3) 市税の滞納（分割納付等により、納付の意思が認められる場合は、滞納とはみなさない。）がないこと。
- (4) 登録申請日の前日から1年以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令300号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令35号）、条例、規則又は助成金に関する市長の指示等に違反し、又はこれらに基づく処分を受けたことがないこと。
- (5) 保管設備を有する業者は、保管設備について生活環境の保全及び公衆衛生

上の支障が生じないように維持管理を行うこと。

- (6) 再資源化等の対象となる物の引取りを適正に行うこと。

- (7) 市内で持ち去られた資源物等を譲り受けないこと。

- 2 前項の登録を受けようとする業者は、市長に市民リサイクル活動登録業者登録申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請書を審査し、適当と認めるときは、市民リサイクル活動登録業者として登録し、市民リサイクル活動登録業者登録証（様式第3号）を交付するものとする。

- 4 前項の登録の有効期間は、2年間とする。

- 5 前項の有効期間の満了後、引き続き市民リサイクル活動登録業者として登録を希望する者は、登録の更新を受けなければならない。

(団体・業者の協力)

第6条 市民リサイクル活動登録団体又は市民リサイクル活動登録業者は、市が行う資源の有効利用に関する施策に協力するものとする。

- 2 市民リサイクル活動登録団体は、市民リサイクル活動を行うに当たっては、他の市民リサイクル活動登録団体と調和を保つよう努めなければならない。

- 3 市民リサイクル活動登録業者は、市民リサイクル活動登録団体が行う市民リサイクル活動に関して協力するものとする。

(変更等の提出)

第7条 市民リサイクル活動登録団体又は市民リサイクル活動登録業者は、登録した事項を変更したとき又は登録を廃止するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(回収の実施)

第8条 市民リサイクル活動登録団体は、助成金を受けようとするときは、市民リサイクル活動で回収した再資源化等の対象となる物を市民リサイクル活動登録業者に引き渡さなければならない。

- 2 市民リサイクル活動登録業者は、再資源化等の対象となる物の引取りに当たっては、品目ごとに計量し、その数量を記入した受領証を交付するものとする。

(実施計画及び実績報告)

第9条 市民リサイクル活動登録団体は、年間活動計画を作成し、年度当初に市長に提出しなければならない。

- 2 市民リサイクル活動登録団体は、上半期（1月から6月まで）と下半期（7月から12月まで）ごとに、半期分の市民リサイクル活動の実績について市長に報告をしなければならない。

- 3 前項の規定による報告は、市民リサイクル活動助成金交付申請書及び実績報告書（様式第4号）により行うものとする。

(交付申請及び請求)

第10条 助成金の交付の決定を受けようとする市民リサイクル活動登録団体は、前条第3項に定める市民リサイクル活動助成金交付申請書及び実績報告書並び

に請求委任書・受領委任書（様式第5号）を年2回、市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 前項に定める申請書の提出期限は、次のとおりとする。

(1) 上半期分 7月10日まで

(2) 下半期分 1月10日まで

（交付決定及び支払い）

第11条 市長は、市民リサイクル活動助成金交付申請書及び実績報告書並びに請求委任書（受領委任書）の提出があったときは、速やかにその内容を審査して助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定した団体に対し、市民リサイクル活動助成金交付決定通知書（様式第6号）によりその旨を当該団体に通知したうえで助成金を交付するものとし、交付をしないと決定した団体に対しては市民リサイクル活動助成金不交付決定通知書（様式第7号）によりその旨を当該団体に通知するものとする。

（返還等）

第12条 市民リサイクル活動登録団体又は市民リサイクル活動登録業者が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、市長は、交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 条例若しくは規則の規定又は助成金に関する市長の指示等に違反したとき。

(2) 虚偽の申請及び報告その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（調査等）

第13条 市長は、規則第19条第1項の規定により、必要があると認めるときは、市民リサイクル活動登録団体及び市民リサイクル活動登録業者の活動の内容、実績等について調査を行い、又は報告を求めることができる。

（登録の取消し）

第14条 市長は、前条の規定による調査又は報告の結果、規則第19条第2項の規定により、市民リサイクル活動登録団体又は市民リサイクル活動登録業者の要件を欠くに至ったと認めるときは、当該団体又は当該業者の登録を取り消すことができる。市民リサイクル活動登録団体又は市民リサイクル活動登録業者が必要な報告を怠ったとき又は虚偽の報告をしたときも、同様とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

2 令和3年12月31日までに限り、実施月数助成金は1団体当たり年額24,000円を限度とする。

様式第1号～様式第7号 （省略）

別記第1号様式～別記第4号様式（省略）

16. 熊本市減量美化功労者表彰要綱

制 定 平成5年10月1日

最近改正 平成29年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域のごみ減量化や環境美化の推進に積極的に取り組み、きれいな街づくりに功績のあった者の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象者）

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、特に顕著な功績がある個人又は団体を表彰するものとする。

(1) 多年にわたり、地域のごみ減量化や環境美化の推進に関し、普及・啓発活動を行った者

(2) 多年にわたり、ごみ減量化や環境美化の活動を積極的に行い、地域のごみ減量化や環境美化の推進に貢献した者

(3) 前各号に準じる功績があり、表彰に値すると認められる者

（表彰対象者の推薦）

第3条 表彰対象者の推薦は、次の者が行うものとする。

(1) 小学校区ごとの町内自治会長の代表者（代表者がいない場合にあっては、町内自治会長）及び町内自治会に準ずる団体の長

(2) ごみ減量推進課長及び関係各課長（各区役所総務企画課長、地域活動推進課長、環境政策課長、環境共生課長、産業振興課長、河川課長、土木総務課長及び生涯学習課長に限る。）

（減量美化功労者の決定）

第4条 減量美化功労者は、減量美化功労者選考委員会が表彰対象者のなかから選考して市長が決定するものとする。

2 減量美化功労者選考委員会及びその運営に関しては、別に定めるものとする。

（表彰の方法）

第5条 表彰は、賞状及び記念品の贈呈により行うものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

17. 熊本市減量美化推進員設置要綱

制 定 平 成 8 年 4 月 1 日
最近改正 令 和 3 年 3 月 29 日

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
様式第1号 （省略）

（目的）

第1条 この要綱は、熊本市減量美化推進員（以下「推進員」という。）を設置し、市と市民が一体となった地域活動を展開することにより、ごみ減量化及び環境美化の推進を図ることを目的とする。

（選任等）

第2条 推進員は、町内自治会その他これに準ずる団体（以下「町内自治会等」という。）において選任されるものとする。

2 推進員の数は、原則として、町内自治会等当たり1人とする。

（登録）

第3条 町内自治会等は、前条の規定により推進員を選任したときは、市に登録（様式第1号）するものとする。

2 町内自治会等は、推進員に変更等があったときは、市に届出（様式第1号）するものとする。

（役割）

第4条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1) ごみ出しルールの徹底やごみステーションの清潔保持に関する活動
- (2) 地域の環境美化に関する活動
- (3) ごみ減量化・再資源化に関する活動
- (4) 地域におけるごみ問題の把握と意見の提出
- (5) 市のごみ関係普及啓発活動への協力

（減量美化推進協力員）

第5条 推進員は、必要に応じて、その活動に協力する者として減量美化推進協力員（以下「協力員」という。）を指名することができるものとする。

2 推進員は、前項の規定により協力員を指名したときは、市に届出るものとする。
（登録証）

第6条 推進員には、推進員の身分を証する登録証を交付し、腕章等を貸与する。

2 協力員には、腕章を貸与する。

（研修会）

第7条 推進員の活動の効果を高め、推進員と市との円滑な連携を図るため、定期的に研修会を開催する。

（事務）

第8条 推進員に関する事務は、各区役所総務企画課が担当し、当該事務はごみ減量推進課が総括する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

18. 熊本市生ごみ堆肥化容器及び家庭用生ごみ処理機購入費助成金交付要綱

制 定 平成 11 年 4 月 30 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化及びリサイクルの促進を図るため、生ごみ堆肥化容器(第3条、第5条及び第6条において「容器」という。)及び家庭用生ごみ処理機(第3条、第5条及び第6条において「処理機」という。)の購入者に対して交付する生ごみ堆肥化容器及び家庭用生ごみ処理機購入費助成金(以下「助成金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ堆肥化容器 微生物等の活動を利用して生ごみを分解し、堆肥化する器具であって、材質、形状等の耐久性及び安全性を備えているものをいう。
- (2) 家庭用生ごみ処理機 微生物の活動又は乾燥装置により、生ごみを消滅させ、又は減量化させる電動式の機器(生ごみを粉碎し、排水を公共下水道に排除するディスポーザー式及び設置等に工事を要するものを除く。)であって、1年以上の品質が保証されているものをいう。

(対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者であって、容器又は処理機を自ら使用する目的で購入し、自らの居住地に設置するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している者であって、法人その他の団体でないもの
- (2) 容器又は処理機を適正に維持管理することができる者
- (3) 容器又は処理機を市内の販売業者で購入した者
- (4) 市税を滞納していない者

(助成)

第4条 市長は、前条に規定する対象者が第6条に規定する申請をしたときは、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、容器1基又は処理機1台の購入代金(消費税を含む。)に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 前項の助成金の限度額は、容器にあつては1基当たり5,000円と、処理機にあつては1台当たり30,000円とする。

3 第1項の助成金の対象となる容器又は処理機の台数は、容器にあつては2基までと、処理機にあつては1台までとする。この場合において、対象となる台数は、1世帯の合計数とする。ただし、当該容器又は処理機の助成後5年を過ぎての申

請の場合は、この限りでない。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、容器又は処理機の販売店から販売証明を受けた生ごみ堆肥化容器及び家庭用生ごみ処理機購入費助成金交付申請書(様式第1号)に領収書(原本)を添付して、市長へ提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、容器又は処理機を購入後、2ヶ月以内に行わなければならない。

3 実績報告は、容器又は処理機を自らの居住地に設置したことによりなされたものとみなす。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、助成金の交付を適当と認めたときは、交付決定を行い、生ごみ堆肥化容器及び家庭用生ごみ処理機購入助成金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、助成金の交付を不適当と認めたときは、不交付決定を行い、生ごみ堆肥化容器及び家庭用生ごみ処理機購入助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があつた場合において、購入確認の審査を行い、又は必要に応じ現地を調査し、適当であると認めたときは、前条の規定により助成金の交付決定をした者に対して、生ごみ堆肥化容器及び家庭用生ごみ処理機購入費助成金交付請求書(様式第4号)に基づき、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号～様式第4号 (省略)

19. 熊本市美化協定要綱

制 定 平 成 12 年 4 月 20 日
最近改正 令 和 4 年 4 月 8 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市ごみのない街を創る条例（平成12年条例第9号。以下「条例」という。）第6条及び第7条に規定する美化協定の締結並びに事業者及び商店街振興組合等並びに町内自治会その他これに準ずる団体並びに地域に密着した活動を行っている団体であって市長が認めるもの（以下「美化活動者」という。）への支援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定の申請)

第2条 美化協定を締結しようとする美化活動者は、美化協定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(美化活動の範囲)

第3条 美化協定における美化活動は、次の各号に掲げる街の美化及び飲料容器等の散乱防止に関する活動を指すものとする。

- (1) 日常的な門前美化
- (2) 定期的な一斉美化
- (3) 美化パトロール
- (4) 日常的なごみの減量及び分別
- (5) その他市長が有益と認める美化活動

(協定の締結事項)

第4条 熊本市ごみのない街を創る条例施行規則（平成12年規則第35号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する名称は、市と美化活動者が協議して定めるものとする。

2 規則第4条第1項第2号に規定する区域は、次の各号のいずれかに該当する区域でなければならない。

- (1) 一定の街区を含む一団の土地の区域
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公益機能を増進するため、市長が有益と認める区域
- 3 規則第4条第1項第3号に規定する美化活動の方法は、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 2年以上の期間
- (2) 年6回以上の実施回数
- (3) 美化活動の区域に事業所又は住所を有する事業者若しくは商店街振興組合等の構成員又は町内自治会その他これに準ずる団体若しくは地域に密着した活動を行っている団体であって市長が認めるものに属する相当数の住民の参加

(協定の締結)

第5条 市長は、美化協定申請書の内容が生活環境の美化に有益であると認めるときは、美化活動者の代表者と美化協定書（様式第2号）を取り交わすものとする。

(標識板)

第6条 市長は、美化協定を締結したときは、条例第6条第4項に基づき、必要に応じ、標識板を美化活動の区域に設置するものとする。

(支援の内容及び期間)

第7条 条例第7条に定める美化協定の支援は、次の各号に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

- (1) 手袋及びごみ袋の給付
- (2) ほうき及びちりとり の貸与
- (3) 標識板等の貸与又は給付
- (4) 一斉美化後のごみの収集
- (5) 傷害保険の適用
- (6) その他市長が必要と認める支援

2 前項の支援の期間については、美化協定の締結の日から2年を限度とする。ただし両者の協議により、その期間を延長することができるものとする。

(支援の申請)

第8条 美化協定を締結した美化活動者の代表者は、前条の支援を受けようとするときは、美化協定支援申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(報 告)

第9条 美化協定を締結した美化活動者の代表者は、毎年6月末日までに、その年の3月31日以前の1年間の活動実績を記した美化活動報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(協定の変更又は廃止)

第10条 美化活動者の代表者は、美化協定を変更又は廃止したときは、美化協定変更・廃止届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、美化協定を変更し、又は美化協定が廃止されたときは、支援の中止又は給付貸与した物品の返還を求めることができる。

(協定の解除)

第11条 市長は、美化協定が条例第1条に規定する目的に適合しなくなったときは、支援を中止し、協定を解除することができる。

2 市長は、支援の中止、又は協定を解除したときは、給付貸与した物品の返還を求めることができる。

(事務)

第12条 美化協定に関する事務については、ごみ減量推進課において行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

様式第1号～様式第5号 （省略）

20. 熊本市落書き消去市民ボランティア活動支援事業実施要綱

制 定 平成 16 年 10 月 1 日
最近改正 令和 3 年 3 月 29 日

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体等が自主的に行う落書き消去活動に対して、必要な支援を行うことにより、良好な生活環境の維持、改善及び市民活動の活性化に資することを目的とする。

(市民団体等)

第2条 前条に規定する市民団体等とは、地域の環境美化活動を行う自治会、小中学校・高校・大学等の各種学校、子ども会、PTA、事業者などをいう。

(消去用具の貸与)

第3条 熊本市内一円の電柱、信号柱、ガードレール、標識、歩道橋、街路灯、掲示板、橋脚、公園施設などの公共的施設に書かれた落書きを自主的に消去しようとする市民団体等に対し、必要な用具を貸与することができる。

2 貸与できる用具は、落書き消去溶剤、たわし、スポンジ等とする。

(申請)

第4条 落書き消去用具の貸与を受けようとする市民団体等の代表者（以下「代表者」という。）は、落書き消去活動支援申請書（様式第1号）に消去前の写真及び地図を添付し、事業実施予定日の前日から起算して14日前までに市長に提出するものとする。

(決定)

第5条 市長は、前条の申請書の内容を審査して、貸与が適当と認めたときは、必要な条件を付して落書き消去事業支援決定通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

(報告)

第6条 落書き消去用具の提供の決定を受けた代表者は、事業実施日から起算して14日以内に消去後の写真を添付し、落書き消去実施報告書（以下「報告書」という。）により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項について、報告書（様式第3号）により履行確認を行うものとする。

(活動)

第7条 決定を受けた代表者は、消去活動時の参加者の安全には十分留意し、ボランティア保険等に加入すること。また、活動に伴って発生する許認可については、市民団体等の代表者が責任をもって行うこと。

(庶務)

第8条 この要綱に定める支援事業の庶務は、ごみ減量推進課とする。

附 則

この実施要綱は、令和3年4月1日から実施する。
様式第1号～様式第3号 （省略）

2 1. 熊本市リサイクル保管庫設置補助金交付要綱

制 定 平 成 2 1 年 7 月 1 日
最近改正 令 和 4 年 4 月 1 日

((趣旨))

第1条 この要綱は、熊本市市民リサイクル活動助成金交付要綱(平成4年9月1日制定)の規定に基づく市民リサイクル活動登録団体(以下「登録団体」という。)が、市民リサイクル活動によって回収した資源物を一時的に保管する倉庫(以下「保管庫」という。)の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象となる保管庫は、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。

- (1) 固定設置型で構造上設置から3年以上使用できる耐久性があるもの
- (2) 回収した資源物を安全かつ適正に保管できるもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、設置費用(消費税を含む。)の2分の1とし、1団体の限度額を100,000円とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けた団体については、前項の規定にかかわらず、限度額から過去の補助金を差し引いた額を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする登録団体は、リサイクル保管庫設置補助金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を市長に提出しなければならないこととする。

2 前項の規定に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設置見積書又は販売価格の分かるもの
- (2) 設置場所の位置案内図
- (3) 土地等の占用・使用許可書の写し又は土地を使用することにつき権原を有する者の承諾書
- (4) 土地の履歴事項全部証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書類を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付決定を行い、リサイクル保管庫設置補助金交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を登録団体に通知するものとする。

2 前項の規定による審査のために必要があると認められる場合は、現地調査その他必要な調査、質問等を実施するものとする。

3 補助金の交付決定は、交付申請書を先着順に審査して行うものとする。

4 市長は、前条の規定による申請書類を審査し、補助金の交付を不適当と認めたときは、不交付決定を行い、リサイクル保管庫設置補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、その旨を登録団体に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 前条の規定による交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき(軽微な変更をしようとするときを除く。)は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、速やかに市長に対し所定の請求書により交付請求を行うこと。
- (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産(以下「取得財産等」という。)は、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (8) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (9) 取得財産等は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこととし、当該管理運営について市長が調査をするときは、これに協力すること。
- (10) 保管庫の維持管理は交付を受ける登録団体が責任を持って適正に行うこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要であると認める事項を遵守すること。

(交付申請の内容変更等)

第7条 第4条の交付申請の内容を変更しようとする場合又は事業を中止しようとする場合は、速やかにリサイクル保管庫設置交付申請内容変更・事業中止申請書(様式第2号)を提出しなければならないこととする。

(設置完了報告)

第8条 登録団体は、交付決定を受けた保管庫の設置が完了したときは、リサイクル保管庫設置完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 領収書
 - (2) 完成写真
 - (3) その他市長が指定する書類
- (補助金の額の確定)

第9条 前条の規定による設置完了報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに、必要に応じて現地調査、書類確認、質問等を行い、これらに適合すると認めたときは、リサイクル保管庫設置補助金交付確定通知書（様式第6号）により登録団体に通知することとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による交付確定通知を受けたものは、リサイクル保管庫設置補助金交付請求書及び受領委任書（様式第7号）を市長に提出しなければならないこととする。

（交付決定の取消し）

第11条 交付決定を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体に係る交付決定を取り消すことができることとする。

- (1) 第6条に規定する交付の条件に違反した場合
- (2) 補助事業者としての要件を満たさなくなった場合
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合

（補助金等の返還）

第12条 前条の規定による交付決定の取消しがあった場合において、当該登録団体が既に補助金の交付を受けている場合は、期限を定めて、これを返還させることとする。

2 第9条の規定による交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させることとする。

（違約加算金）

第13条 補助事業者は、第11条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第14条 市長は、補助事業者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（雑則）

第15条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号～様式第7号 （省略）

2.2. 熊本市ボランティアシール交付要綱

制 定 平成 21 年 9 月 29 日
最近改正 令和 3 年 3 月 29 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が公共の場所のボランティア清掃を行った際に収集した一般廃棄物をごみステーションに排出するときに使用するボランティアシール(様式第1号)の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所で、屋外に存するものをいう。

(2) ボランティア清掃 公共の場所の清潔保持及び向上等を目的として無償で行う清掃をいう(管理者及び所有者が実施する清掃や営利目的で実施する清掃を除く。)

(ボランティアシールの交付)

第3条 市長は、次の各号の全てに該当する者に対し、ボランティアシールを交付することができる。

- (1) ボランティア清掃を実施する場所の管理者、所有者でないこと。
- (2) 営利目的で実施する者でないこと。
- (3) 排出するごみステーションの管理者に承諾を受けていること。

2 前項の規定により市長が交付するボランティアシールの交付枚数は、1回の申請につき次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 申請を行う者が自治会の場合は、200枚以下
- (2) 申請を行う者が自治会以外の場合は、50枚以下

3 第1項の規定にかかわらず、日常のごみ収集作業に支障を生じる場合はボランティアシールを交付しない。

(申請)

第4条 ボランティアシールの交付を受けようとする者は、熊本市ボランティアシール交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請をした者については、当該申請の内容を審査して適当と認めたときに、ボランティアシールを交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第6条 ボランティアシールの交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、その取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ボランティア清掃以外の目的に使用しないこと。
- (2) 第三者に譲渡しないこと。
- (3) 市の家庭ごみ収集の対象になっていないもの(大型ごみを含む。)の排出に使用しないこと。

(4) ボランティアシールの使用状況について、書類を整備し、かつ、これらの書類を交付決定日から3年間保存しなければならない。

(排出方法について)

第7条 使用者は、ボランティア清掃ごみの排出方法について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 燃やすごみ、埋立ごみ及び資源物等に分別し、それぞれの収集日にそれぞれの排出方法により排出すること。
- (2) 排出に使用するごみ袋は、45リットルまでの透明のごみ袋とすること。

(返納)

第8条 使用者は、ボランティア清掃活動を行わなくなったときは、速やかにボランティアシールを市長に返納しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号～様式第2号 (省略)

23. 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可事務要綱

制定 平成10年11月25日

改正 令和4年6月20日

（趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項及び第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業（ごみ）の許可及び変更の許可の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

（許可の対象者）

第2条 前条の許可の対象となる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならないこととする。

- (1) その事業計画が熊本市の一般廃棄物処理計画に適合していること。
- (2) 市内に住所（法人の場合は、主たる事務所又は営業所（以下「事務所等」という。））を有していること。
- (3) 市内に収集運搬車両の車庫を有していること。
- (4) 収集運搬車両の洗車場所を有していること。
- (5) 収集運搬車両は、産業廃棄物収集運搬業に使用する車両と別の車両であること。
- (6) 収集運搬車両は、本市以外の区域における一般廃棄物収集運搬業に使用する車両と別の車両であること。
- (7) 収集運搬車両（貨物車両）を2台以上有しており、そのうちの1台以上は機械式塵芥車であること。
- (8) 申請者（法人の場合は、代表者又は業務を行う役員若しくは使用人）が過去5年以内に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物の収集運搬に関する講習を修了していること。
- (9) 申請者（法人の場合は、代表者又は業務を行う役員若しくは使用人）が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当していないこと。
- (10) 申請者が市税を滞納していないこと。

（事前協議書）

第3条 新規に法第7条第1項の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする年度の前年度の11月末日までに一般廃棄物（ごみ）収集運搬業新規許可申請事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を市に提出しなければならないこととする。

2 市は、事前協議書の内容が前条第1号から第10号までの規定のいずれかに適合していないと認められるときは、その旨を事前協議書の提出者に通知するものとする。

（事務手順）

第4条 法第7条第1項の許可に関する事務は、毎年度、次の各号に示すとおり実施する。

- (1) 事前協議書の受理 4月1日から11月末日まで
- (2) 許可申請説明会の通知 1月上旬
- (3) 許可申請説明会 1月下旬
- (4) 許可申請受付 2月上旬
- (5) 書類審査 2月上旬～3月上旬
- (6) 車両等の検査 2月中旬～3月上旬
- (7) 許可審査会 3月上旬
- (8) 許可証交付 3月下旬
- (9) 許可日 4月1日

（許可申請説明会）

第5条 法第7条第1項の許可又は当該許可の更新に伴う申請を行おうとする者は、前条第3号に規定する許可申請説明会に参加しなければならないこととする。

（許可の申請）

第6条 法第7条第1項の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、別表第1に示す書類を記載する順番で取りまとめ、提出しなければならないこととする。

2 法第7条の2第1項に規定する変更の許可を受けようとする者は、別表第2に示す書類を記載する順番で取りまとめ、提出しなければならないこととする。

（車両等の検査）

第7条 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成2年規則第65号。以下「条例規則」という。）第4条第1項の規定に基づき市長が行う検査は、車両、車庫、洗車場及び事務所等について、市が指定する日に行うものとする。

2 車両の検査の適合基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車両の両側と後部に収集運搬業者名（法人の場合は名称、個人の場合は屋号等とする。）が表示されていること。
- (2) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭又は汚水が漏れるおそれのないように整備されていること。
- (3) 機械式塵芥車でないときは、シート及びロープを備えていること。
- (4) 機械式塵芥車は、業務を安全かつ衛生的に行うことができるように整備されていること。

3 車庫の検査の適合基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収集運搬車両が全て駐車することができる面積を有していること。
- (2) 一般廃棄物の飛散、流出及び保管並びに汚水の地下浸透等がなく、清潔に保たれていること。

4 事務所等の検査の適合基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関する帳簿を備え、記載し、保存していること。

ただし、6年以上経過したものについては、この限りでない。

(2) 事務所には、市の業務時間帯において、随時市が行う連絡を受信することができる体制が整備されていること。

5 第1項の検査において不備な事項があったときは、当該事項を改善し、市の指示により再検査を受けなければならないこととする。
(遵守義務)

第8条 法第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「一般廃棄物収集運搬許可業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととする。

(1) 熊本市域以外の区域（以下「市外」という。）において本市の許可に基づく収集運搬を行わないこと。

(2) 一般廃棄物の収集運搬に使用する車両は、あらかじめ市に届出を行い、検査を受け、運転席及び助手席の扉に登録を受けた車両であることを証するステッカーを貼付すること。

(3) 収集運搬車両には、一般廃棄物収集運搬業許可証の写し及び一般廃棄物収集運搬業車両証明書（以下「証明書」という。）の写しを常時携帯しておくこと。

(4) 市外で発生した廃棄物を、市の一般廃棄物処理施設（以下「市施設」という。）及び市長が法第7条第6項の規定に基づき許可した一般廃棄物処分業者の一般廃棄物処理施設（以下「民間施設」という。）に持ち込まないこと。

(5) 排出者があらかじめ種類ごとに分別した廃棄物を混合して収集しないこと。

(6) 収集運搬に伴う悪臭、騒音及び振動により生活環境保全上支障を生じないようにすること。

(7) 一般廃棄物の積替え及び保管は行わないこと。

(8) 車両の最大積載量を超えて積み込まないこと。

(9) 収集運搬車両及び車庫は常に清潔に保つこと。

(10) その他関係法令の規定を遵守すること。

(審査会)

第9条 法第7条第1項及び第16条第1項の規定に基づく法第7条の2第1項の許可は、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可審査会の審査を経て行うものとする。

（一般廃棄物収集運搬許可業者が市外の指定引取場所等に特定家庭用機器再商品化法対象物を収集運搬する場合の特例）

第10条 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集した特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（以下「特定廃家電」という。）を持ち込むことができる施設は、家電リサイクル法第17条に規定する指定引取場所又は民間施設であり、かつ、特定廃家電を処分することができる施設とする。

2 特定廃家電は、他の一般廃棄物と混載することのないようにして収集運搬を行うものとする。

3 特定廃家電は、再商品化等の妨げにならない方法で収集運搬を行うものとする。

4 市内で発生した特定廃家電を収集運搬するときに使用する車両については、当該特定廃家電を市外の指定引取場所に持ち込む場合に限り、第2条第6号の規定は、適用しないこととする。

5 前項の場合において使用する車両（既に一般廃棄物の収集運搬車両として登録された車両を含む。）については、あらかじめ市に届け出なければならないこととする。

（市内の指定引取場所に特定廃家電のみを収集運搬する場合の特例）

第10条の2 一般家庭から廃棄される特定廃家電のみを収集運搬する者が、法第7条第1項の許可を受けようとするときは、第2条第5号、第7号及び第8号、第3条、第4条、第5条並びに第9条の規定は、適用しないこととする。

2 次の各号のいずれにも該当する場合は、第2条第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号、第3条、第4条、第5条、第8条第4号並びに第9条の規定は、適用しないこととする。

(1) 特定廃家電のみの収集運搬を行う場合

(2) 特定廃家電を収集する区域が市外のみで、運搬先が市内の指定引取場所の場合

（引越に伴う一般廃棄物のみを収集運搬する場合の特例）

第11条 引越に伴い発生する一般廃棄物（以下「引越ごみ」という。）のみの収集運搬を行う者であって、次の各号のいずれにも該当する者が、法第7条第1項の許可を受けようとするときは、第2条第7号及び第8号、第3条、第4条、第5条並びに第9条の規定は、適用しないこととする。

(1) 引越ごみのうち、生ごみ及び液状物類を除く一般廃棄物のみの収集運搬を行う者

(2) 貨物自動車運送業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による許可を受けた者又は同法第36条第1項の規定による届出をした者であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪の自動車を除く。）による運送を行う者

（ビル清掃等に伴う一般廃棄物のみを収集運搬する場合の特例）

第12条 ビル清掃等に伴い発生する一般廃棄物（以下「ビル清掃ごみ」という。）のみの収集運搬を行う者であって、次の各号のいずれにも該当する者が、法第7条第1項の許可を受けようとするときは、第2条第7号及び第8号、第3条、第4条、第5条並びに第9条の規定は、適用しないこととする。

(1) ビル清掃ごみのうち、生ごみ及び液状物類を除く一般廃棄物のみの収集運

搬を行う者

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2の規定に基づく熊本県知事の登録を受けている者

（一般廃棄物収集運搬許可業者が特定再生資源を収集運搬する場合の特例）

第13条 一般廃棄物収集運搬許可業者が熊本市事業系一般廃棄物広域再生利用推進要綱（平成18年10月24日制定。以下「広域リサイクル要綱」という。）第3条第1項に規定する特定再生資源のうち、市外で発生した特定再生資源を市内の広域リサイクル要綱第4条第1項に規定するリサイクル施設（以下「リサイクル施設」という。）に持ち込む場合又は市内で発生した特定再生資源を市外の一般廃棄物のリサイクルを行う施設を有する一般廃棄物処分業者（法第7条第6項の規定による許可を受けた者に限る。）に持ち込む場合に限り、第2条第6号の規定は、適用しないこととする。

2 前項の規定において特定再生資源を収集運搬する車両（既に一般廃棄物の収集運搬車両として登録された車両を含む。）については、あらかじめ市に届け出なければならないこととする。

（特定再生資源のみを収集運搬する場合の特例）

第13条の2 次の各号のいずれにも該当する者が、法第7条第1項の許可を受けようとするときは、第2条第2号、第3号、第6号及び第7号、第3条、第4条、第5条、第8条第4号並びに第9条の規定は、適用しないこととする。

(1) 特定再生資源のみの収集運搬を行う者

(2) 特定再生資源を収集する区域が市外のみで、市内のリサイクル施設に運搬する者

（造園作業に伴う一般廃棄物のみを収集運搬する場合の特例）

第14条 造園作業に伴い発生する一般廃棄物（以下「落ち葉等」という。）のみの収集運搬を行う者であって、次の各号のいずれにも該当する者が法第7条第1項の許可を受けようとするときは、第2条第2号、第3号、第5号、第7号及び第8号、第3条、第4条、第5条並びに第9条の規定は適用しないこととする。

(1) 造園作業に伴い発生する落ち葉等のみの収集運搬を行う者

(2) 造園業又はそれに類似する事業を営んでいる者

3 市内で発生した落ち葉等を市外の一般廃棄物のリサイクルを行う施設を有する一般廃棄物処分業者（法第7条第6項の規定による許可を受けたものに限る。）に持ち込む場合に限り、第2条第6号の規定は適用しないこととする。

4 第3項の規定において特定再生資源を収集運搬する車両（既に一般廃棄物の収集運搬車両として登録された車両を含む。）については、あらかじめ市に届

け出なければならないこととする。

5 落ち葉等とは、落ち葉のほか、樹木から落下した小枝、花及び果実をいう。

6 造園作業とは、樹木のせん定作業又は庭等の維持管理のために落ち葉等を清掃する作業をいう。

（許可証等）

第15条 市長は、第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可をした者に対して条例規則第5条に規定する許可証（以下「許可証」という。）及び別表第3に示す書類を交付し、施設（市の一般廃棄物処理施設に限る。）に持ち込む際に使用する搬入カードを登録車両ごとに貸与するものとする。

（変更許可等）

第16条 第4条第4号から第9号までの規定は、第10条の2第1項及び第2項、第11条、第12条、第13条の2並びに第14条の規定に基づく許可を受けている者が、法第7条の2第1項の規定に基づく第2条の要件を満たす許可を受けようとするときに準用する。この場合において、同条中「法第7条第1項」とあるのは「法第7条の2第1項」と読み替えるものとする。

2 車両と車庫を変更するときは、あらかじめ市に届出を行い、その検査を受けなければならないこととする。

（業の廃止）

第17条 条例規則第9条に基づく廃止届を提出したときは、許可証及び搬入カード等を返納しなければならないこととする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の取扱いに関し必要な事項については、別に要領を定めることができる。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

別表第1、別表第2及び別表第3 （省略）

2 4. 熊本市産業廃棄物処理施設指導要綱

制 定 平成 5 年 2 月 15 日
最近改正 平成 22 年 10 月 8 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、産業廃棄物の処理施設について、その構造等に係るその基準及び設置に係る事前協議の手続き等を整備することにより、環境との調整を円滑にすることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱において使う用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 44 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例によるほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処理施設」とは、法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処分業の用に供する中間処理施設及び最終処分場をいう。
- (2) 「設置」とは、処理施設の設置又は構造若しくは規模の変更（軽微な変更を除く。）をいう。
- (3) 「設置者」とは、処理施設を設置しようとする者、設置している者及びその地位を承継した者をいう。
- (4) 「関係行政機関」とは、処理施設の設置が他法令の適用を受けるとき、その法令手続きを管轄する行政機関をいう。
- (5) 「関係地域」とは、処理施設の設置に伴い生活環境に著しい影響が生ずるおそれがある地域として市長が定める地域をいう。
- (6) 「地域住民」とは、関係地域内の居住者、土地所有者及び農業等従事者をいう。

(処理施設の構造)

第 3 条 設置者は、処理施設の設置にあたっては、市長が別に定める構造基準を遵守しなければならない。

(事前協議の開始)

第 4 条 設置者は、処理施設を設置しようとするときは、あらかじめ、処理施設設置計画書（別記第 1 号様式。以下「設置計画書」という。）を市長に提出して協議しなければならない。

2 設置計画書の添付書類は、別表第 1 に示すとおりとする。

3 設置計画書の提出の時期は、次に示すとおりとする。

- (1) 法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 第 1 項の規定による申請の前
- (2) 処理施設が法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設にあたらな

ときは、処理施設の設置の工事に着手する前

(現地調査)

第 5 条 市長は、設置計画書の提出があったときは、必要に応じて、設置場所及び

周辺環境

について現地調査を行い、現地調査報告書（別記第 2 号様式）を作成するものとする。

(協議の指示)

第 6 条 市長は、設置計画書の提出があったときは、当該計画に係る他法令の規制状況等を把握し、必要に応じて、関係行政機関との協議を指示するものとする。

2 市長は、設置計画書の提出があったときは、当該計画に係る関係地域を定め、設置者に地域住民との協議を指示するものとする。

(連絡会議)

第 7 条 市長は、総合的な見地に立って前条の指示を行うため、庁内の関係課で構成する産業廃棄物処理施設設置連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議は、設置計画について、関係法令との整合性及び周辺環境への影響等について審査するものとする。

3 連絡会議の組織と運営について必要な事項は、別に要領で定めるものとする。

(関係行政機関との協議)

第 8 条 設置者は、関係行政機関と他法令に基づく申請及び届出等の手続きについて協議しなければならない。

(地域住民との協議)

第 9 条 設置者は、地域住民と生活環境の保全について協議しなければならない。

2 設置者は、前項の協議にあたっては、地域住民の意見を十分尊重しなければならない。

(実施状況の報告)

第 10 条 設置者は、関係行政機関又は地域住民と協議を行ったときは、その実施状況を協議報告書（別記第 3 号様式）により、市長に報告しなければならない。

2 協議報告書の添付書類は、別表第 2 に示すとおりとする。

(協定の締結)

第 11 条 設置者は、設置場所周辺における良好な生活環境を確保するため、地域住民との間において、生活環境の保全に関する協定の締結に努めなければならない。

(指導又は助言)

第 12 条 市長は、関係行政機関又は地域住民の意見に十分配慮し、設置計画が地域における良好な生活環境に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、設置者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

(設置計画の変更)

第 13 条 設置者は、設置計画の内容を変更したときは、その変更内容を記載した書類又は図面を市長に提出しなければならない。

(設置計画の廃止)

第 14 条 設置者は、設置計画を実施しないときは、その旨を市長に報告しなければ

ならない。

(事前協議の終了)

第15条 市長は、設置者が次に示す要件のすべてを満たしていると認めるときは、設置者に対し、事前協議が終了した旨を通知するものとする。

- (1) 他法令の手續きについて関係行政機関との調整が図られていること
- (2) 地域住民の意見を十分尊重し、必要な調整が行われていること
- (3) その他生活環境の保全について必要な措置が講じられていること

(処理施設の工事)

第16条 設置者は、前条の通知を受けた後に、処理施設の設置の工事に着手するものとする。

(水質検査)

第17条 最終処分場又は排水を放流する中間処理施設の設置者は、放流水及び周辺地下水について水質検査を行い、市長に報告しなければならない。

2 最終処分場の設置者は、埋立処分を終了した日から5年間、放流水及び周辺地下水の水質検査を行わなければならない。ただし、周囲の状況により、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

3 水質検査の項目、回数及び方法は、別表第3に示すとおりとする。

(事故時の措置)

第18条 設置者は、処理施設において事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに、その状況等を市長に報告するものとする。

(損害保険)

第19条 設置者は、処理施設の事故に際し、周辺住民に損害賠償等が確実に行えるようにするため、産業廃棄物損害保険に加入するよう努めなければならない。

附 則

(経過措置)

2 この要綱の施行前になされた手續きについては、なお従前の例による。

3 この要綱の規定は、事業者自らが排出した産業廃棄物のみを処理するために設置する処理施設については、当分の間、適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

別表第1、別表第2及び別表第3 (省略)

25. 熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱

制 定

平成12年4月1日

最近改正 平成25年8月22日

(目的)

第1条 事業活動に伴って廃棄物を排出する事業者に対し、自らが排出する廃棄物(以下「自己廃棄物」という。)の発生抑制及びその適正な分別、保管、再生等の処理について指導を行い、事業系廃棄物の減量化及び再資源化を推進することにより、資源循環型社会の構築に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再生資源 専ら再生利用の目的となる廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類及び古繊維をいう。)及び再生利用の実績がある廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類及び古繊維を除く。)であって、生活環境保全上の支障がないものとして市長が認めたものをいう。

(2) 再生資源活用業者 再生資源の選別、圧縮、破碎、梱包、及び再生等を行う者をいう。

(3) リサイクル事業者 再生資源活用業者であって、第8条第1項の規定に基づく認定を受けた者をいう。

(4) 多量排出事業者 次のいずれかに該当する者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条第9項及び第12条の2第10項に規定する事業者として政令で定めるものを除く。)をいう。

ア 事業の用途に供する延床面積が3,000平方メートル以上の建築物(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延床面積が8,000平方メートル未満のものを除く。以下「大規模建築物」という。)であって、特定建築物(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条に規定する特定建築物をいう。)であるものの管理について権限を有する所有者、占有者その他の者

イ 従業員数が20人以上の事業所を有する事業者

ウ 特別管理産業廃棄物排出事業者(医療業にあつては医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院で病床数が200床以上の病院に、その他の事業場にあつては特定有害産業廃棄物排出事業場に限る。)

エ 熊本市内における年間廃棄物排出量が100トン以上の事業所を有する事業者

（市の責務）

第3条 市は、事業系廃棄物の減量化及び再資源化を促進するため、事業者に対する関係情報の提供、啓発その他必要な施策を総合的に講じるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、自己廃棄物の発生抑制及び再資源化を推進することにより、その減量化に努めるものとする。

2 事業者は、自己廃棄物の再資源化を推進する上で、第8条に規定するリサイクル事業者の積極的な活用に努めるものとする。

（廃棄物減量・リサイクル責任者）

第5条 多量排出事業者は、自己廃棄物の発生抑制及び再資源化の推進に関する業務を担当させるため、事業所又は大規模建築物ごとに廃棄物減量・リサイクル責任者を選任し、市長に届け出るものとする。廃棄物減量・リサイクル責任者を変更したときも同様とする。

2 前項の規定による届出は、廃棄物減量・リサイクル責任者選任（変更）届（様式第1号）により行うものとする。

（廃棄物減量・リサイクル計画書）

第6条 多量排出事業者は、自己廃棄物の発生抑制及び再資源化の推進に関し事業所又は大規模建築物ごとに廃棄物減量・リサイクル計画書（様式第2号）を作成し、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による廃棄物減量・リサイクル計画書は、前年度の実績に基づいて作成し、毎年6月30日までに提出しなければならない。

（指導及び助言）

第7条 市長は、前条第2項の規定により提出された廃棄物減量・リサイクル計画書の内容を審査し、事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

（リサイクル事業者の認定等）

第8条 次の各号に掲げるすべての要件を満たす者は、リサイクル事業者として、市長が認定することができる。

（1）再生資源活用業者としての実績が1年以上あること。

（2）法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当していないこと。

再生資源活用業者として、その事業の用に供する施設及び事業を行っている者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 再生資源が飛散し、流出し、及び地下浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれのない保管施設等を有すること。

イ 再生資源の選別、圧縮、破砕、梱包及び再生等を適正に行うことができる施設を有していること。

ウ 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

（4）熊本市又は熊本市近隣の市町村に事務所、営業所又は事業所を有すること。

（5）市税を滞納していないこと。

2 前項の規定による認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リサイクル事業者認定申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

3 第1項の認定の期間は、5年とする。ただし、期間満了後も引き続きリサイクル事業者の認定を受けようとする者は、更新の手続きをすることができる。（ただし、期間満了後も引き続きリサイクル事業者の認定を受けようとする者は、期間満了日の前日までに更新の手続きをしなければならない。）

4 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、再生資源のリサイクルを適正に行うことができると認めるときは、リサイクル事業者認定証（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

5 市長は、第1項の規定に基づく認定を受けたリサイクル事業者がその業務に関し生活環境保全上の支障を生じたとき又は生じるおそれがあるときは、必要な指導を行うことができる。

6 市長は、リサイクル事業者が第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき又は前項の指導に従わないときは、認定を取り消すことができる。

7 リサイクル事業者は、第2項のリサイクル事業者認定申請書に記載した事項を変更したとき又は事業を廃止したときは、リサイクル事業者認定変更・廃止届出書（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

8 リサイクル事業者は、認定を取り消されたときは、リサイクル事業者認定証を市長に返納しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月22日から施行する。

26. 熊本市廃棄物処理手数料の減免及び指定収集袋の交付に関する要綱

制 定 平成 21 年 6 月 5 日
最近改正 令和 4 年 6 月 23 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成2年規則第65号。以下「規則」という。）第23条第2項及び第3項の規定に基づく廃棄物処理手数料（燃やすごみ及び埋立ごみの収集に係るものに限る。以下「手数料」という。）の減免及び指定収集袋の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号。以下「条例」という。）又は規則で使用する用語の例による。

(減免手続を要しない者)

第3条 規則第23条第2項第6号中「市長が特に必要と認める者」とは、次に掲げる者とする。

(1) 本市が実施する重度障害者日常生活用具給付事業においてストーマ装具の給付の対象となっている者

(2) ストーマ装具を使用する在宅のもので第5条に定める届出を行った者

(3) 腹膜透析を実施する在宅のもので第5条に定める届出を行った者

(4) 令和4年2月24日のロシア軍のウクライナ侵攻の影響により、熊本市内に居住するウクライナからの避難民のうち在宅のもの

(減免の判定基準日)

第4条 規則第23条第2項に規定する申請があったものとみなす基準日（以下「減免の判定基準日」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 規則第23条第2項第1号に該当する者 各年度における最初の日又は対象となった日

(2) 規則第23条第2項第2号に該当する者 乳幼児の本市での出生日又は本市への転入日

(3) 規則第23条第2項第3号に該当する者 各年度における最初の日又は熊本市高齢者介護用品支給事業における紙おむつ等の支給の決定日

(4) 規則第23条第2項第4号に該当する者 各年度における熊本市重度障害者日常生活用具給付事業における紙おむつの給付の決定日

(5) 規則第23条第2項第5号に該当する者 次条に定める届出を行った日

(6) 前条第1号に該当する者 各年度における熊本市重度障害者日常生活用具給付事業におけるストーマ装具の給付の決定日

(7) 前条第2号及び第3号に該当する者 次条第2項の規定による提出を行っ

た日

(8) 前条第4号に該当する者 次に掲げる日

ア 熊本市からウクライナからの避難民受入れに伴う住宅の提供を受けた者にあつては、当該住宅に入居した日

イ アに該当する者以外の者にあつては、次条第3項の規定による提出を行った日

(届出)

第5条 規則第23条第2項第5号の規定による届出は、指定収集袋（ごみ袋）交付申込書（紙おむつ使用者用）（様式第1号）を市に提出することにより行うものとする。

2 第3条第2号及び第3号に規定する者であつて手数料の減免を受けようとするものは、指定収集袋（ごみ袋）交付申込書（ストーマ装具使用者・腹膜透析実施者用）（様式第2号）を市に提出することにより行うものとする。

3 第3条第4号に規定する者であつて手数料の減免を受けようとするもの（前条第8号イに該当する者に限る。）は、指定収集袋（ごみ袋）交付申込書（熊本市内に居住するウクライナからの避難民用）（様式第3号）を市に提出するものとする。

(指定収集袋の交付)

第6条 規則第23条第3項の規定に基づき交付する指定収集袋は、燃やすごみを市の定期の収集により処分しようとするときに使用することができる指定収集袋とし、交付する指定収集袋の大きさ及び交付する数については、別表第1に定めるところによる。ただし、各年度の途中で新たに規則第23条第2項各号に該当することとなった者（第2号に掲げる者を除く。）については、別表第2に定めるところによる。

2 前項に規定する指定収集袋の交付は、規則第23条第2項各号に該当する者（同項第1号又は第2号及び第3条第4号に該当する者にあつては、その属する世帯の世帯主）の住所に送付することにより行うものとする。

(禁止事項)

第7条 この要綱に基づき指定収集袋の交付を受けた者は、当該指定収集袋を転売してはならないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行する。

別表第1（第6条関係）

減免の対象者	袋の大きさ	交付する数
規則第23条第2項第1号に該当する者でその属する世帯の構成員（以下「世帯構成員」という。）の数が1人のもの	小袋（容量が15リットル相当のもの）	70枚
規則第23条第2項第1号に該当する者で世帯構成員の数が2人のもの	中袋（容量が30リットル相当のもの）	70枚
規則第23条第2項第1号に該当する者で世帯構成員の数が3人以上のもの	大袋（容量が45リットル相当のもの）	70枚
規則第23条第2項第2号に該当する者	小袋（容量が15リットル相当のもの）	(1) 出生の場合 乳幼児1人当たり300枚 (2) 転入の場合 乳幼児1人当たり次に掲げる数の合計数 ア 満2歳に達する日までの期間にあっては、出生の日から経過した月数に10を乗じて得た数を240から減じて得た数 イ 満2歳に達する日から満3歳に達する日の前日までの期間にあっては、満2歳に達する日から2月経過するごとに10を60から減じて得た数
規則第23条第2項第3号に該当する者	中袋（容量が30リットル相当のもの）	100枚
規則第23条第2項第4号に該当する者	中袋（容量が30リットル相当のもの）	100枚
規則第23条第2項第5号に該当する者	中袋（容量が30リットル相当のもの）	100枚
第3条第1号及び第2号に該当する者	小袋（容量が15リットル相	100枚

	当のもの)	
第3条第3号に該当する者	中袋（容量が30リットル相当のもの）	100枚
第3条第4号に該当する者で、その属する世帯構成員のうち当該避難民の数が1人のもの	小袋（容量が15リットル相当のもの）	1世帯当たり70枚
第3条第4号に該当する者で、その属する世帯構成員のうち当該避難民の数が2人のもの	中袋（容量が30リットル相当のもの）	1世帯当たり70枚
第3条第4号に該当する者で、その属する世帯構成員のうち当該避難民の数が3人以上のもの	大袋（容量が45リットル相当のもの）	1世帯当たり70枚

別表第2（第6条関係）

減免の対象者	減免の判定基準日の属する月	交付する数
規則第23条第2項第1号に該当する者	4月又は5月	70枚
	6月又は7月	60枚
	8月又は9月	50枚
	10月又は11月	40枚
	12月又は1月	30枚
	2月	20枚
	3月	10枚
規則第23条第2項第3号、第4号又は第5号に該当する者	4月又は5月	100枚
	6月	90枚
	7月	80枚
	8月	70枚

第3条第1号、第2号及び第3号に該当する者	9月	60枚
	10月又は11月	50枚
	12月	40枚
	1月	30枚
	2月	20枚
	3月	10枚
	4月又は5月	100枚
	6月	90枚
	7月	80枚
	8月	70枚
	9月	60枚
	10月又は11月	50枚
	12月	40枚
	1月	30枚
	2月	20枚
	3月	10枚

27. 廃棄物処理手数料の事務取扱要領

制 定 平 成 3 年 5 月 1 日
最近改正 平 成 31 年 3 月 28 日

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）第16条、第17条及び別表第1の1の項、5の項及び6の項に規定する廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(手数料の金額)

第2条 手数料は、条例別表第1の1の項、5の項及び6の項に規定する額を徴収する。

(手数料を徴収する施設)

第3条 手数料を徴収する施設は、次に掲げる市の処理施設（以下「施設」という。）とする。

- (1) 東部環境工場
- (2) 西部環境工場
- (3) 扇田環境センター

(手数料を徴収する廃棄物)

第4条 手数料を徴収する廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設へ持ち込める事業ごみ
 - (2) 市が収集しない家庭から出るたたみ、引っ越しごみなどの臨時ごみ
- (手数料を徴収しない廃棄物)

第5条 手数料を徴収しない廃棄物は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- (1) 直営部門が収集運搬する定期収集家庭廃棄物のほか、処理計画に定める廃棄物
 - (2) 民間事業者が市との委託契約により収集運搬する定期収集家庭廃棄物のほか、処理計画に定める廃棄物
 - (3) 民間事業者が市との委託契約により中間処理後に第3条に規定する施設に搬入する焼却灰及び資源化残さ
- (手数料の徴収方法)

第6条 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

第22条に定めている手数料の徴収方法は、現金による即納、廃棄物処理券による前納又は納入通知書による後納とする。

- (1) 即納

施設において搬入の都度、計量票を確認し現金で収納したときは、領収印を押した領収書を交付する。

- (2) 前納

手数料の前納は、廃棄物処理券の交付により行う。廃棄物処理券は、廃棄物計画課において手数料の納入通知書により納付済みであることを確認したうえで交付する。また、施設においては、搬入ごとに計量票を確認し、廃棄物処理券で収納したときは、前納済みである旨の計量票を交付する。

(3) 後納

手数料の後納は搬入した月ごとに一括して徴収するものとし、その徴収に当たっては納入通知書により当該月分を翌月請求し、その納期は請求月とする。

ア 納入者

納入者となる者は、熊本市一般廃棄物収集運搬許可業者で、手数料の納入不可能となる恐れがなく、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者、又は公的機関及びそれに準ずる者とし、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、特別の事由があると認める場合はこの限りではない。

(ア) 過去に本市と複数回にわたり契約を締結し、これを誠実に履行した者

(イ) 一般廃棄物の収集量が1月概ね80トン以上と見込まれる者

(ウ) 一般廃棄物の搬入日数が1月3分の2を超えると見込まれる者

イ 承認の申請

承認を受けようとする者は、毎年2月1日から2月末日までの間に廃棄物処理手数料後納承認申請書に別途本市が求める関係書類を添えて提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときはこの限りではない。

ウ 承認の期日及び有効期間

承認の期日は、原則として毎年4月1日とし、その有効期間は、当該年度末までとする。

エ 承認通知書の交付

承認したときは、所定の承認通知書を交付する。

オ 承認の取消し

手数料の納入が遅延した場合は、承認を取り消すものとする。

カ 搬入

施設において、搬入の都度、計量票を渡す。

キ 調定

手数料の調定は、施設において承認を受けた者別に月ごとの手数料を集計して、廃棄物計画課で一括して行う。

ク 納入期限

納入期限は、廃棄物を搬入した月の属する月の翌月の末日までとする。ただし、納付期限の日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、これらの日の翌日を納入期限とする。

（帳簿）

第6条 施設において、手数料の徴収状況について、即納、前納、後納に区分した日計表を作成するとともに、翌月始めに月計表を作成する。

第7条

（手数料の減免方法）

第8条 条例第17条に定めている手数料の減免については、免除のみを行う。

2 手数料減免については、規則第23条に定める廃棄物処理手数料減免申請書（以下、「減免申請書」という。）を廃棄物計画課又は各区役所総務企画課において審査のうえ、承認印を押した廃棄物処理手数料減免承認書を交付する。

なお、大規模災害時等、市長が特に認める場合には、施設又は別途定める場所においても手数料の減免手続きを行えるものとする。

（手数料を免除する廃棄物）

第9条 手数料を免除する廃棄物は、次に掲げるものとする。

(1) 市関係施設のごみ

(2) 被災者ごみ

(3) 公益的な美化活動ごみ

(4) その他市長が特別の事由があると認めるごみ

2 前項各号に掲げる廃棄物の受付は、次のとおりとする。

(1) 市関係施設のごみ あらかじめ市長に減免申請書を提出する（ただし、市職員自ら搬入するごみに限る。また、公営企業で発生するごみ及び各所管で発注する工事、委託業務等で発生するごみは除く。）。なお、1年間を通じて免除する市関係施設のごみについては、年度当初に年間減免申請書及び年間排出計画書等を提出する。

(2) 被災者ごみ 次に掲げる災害により排出された被災者のごみについては、当該災害ごとに市長が定めた期間において、り災証明書又は写真等のり災を証明できるものが添付された減免申請書を提出し、かつ、当該減免申請書に係る承認を受けたごみを搬入する。ただし、当該減免申請書は、災害の規模に応じて、市長が特に認める期間については、り災証明書及び写真等のり災を証明できるものの添付を要しない。

ア 火災

イ 風水害

ウ 地震

(3) 公益的な美化活動ごみ あらかじめ市長に減免申請書を提出する。ただし、公益的行事等の特別な事情があるものについては、公益的な美化活動に準じるものとして取り扱う。

(4) その他市長が特別の事由があると認めるごみ 市長に減免申請書を提出する。

附 則

この要領は、平成31年3月28日から施行する。

28. 熊本市ふれあい収集実施要綱

制 定 平成 21 年 11 月 24 日
最近改正 令和 3 年 12 月 3 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される廃棄物を収集場所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、廃棄物の処分の支援を図ることを目的として行う戸別収集（以下「ふれあい収集」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱に特に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号）及び熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成2年規則第65号）で使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 ふれあい収集を受けることができる者は、ふれあい収集を希望する者及びその者と同居する全ての者が、収集場所まで廃棄物を排出することが困難な状態にあり、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難な状態にあって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第1号から第5号までに該当する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者であって、肢体不自由又は視覚障害に該当する障害を有するもの
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の知的障害者更正相談所により重度の知的障害者と判定された者であって、A1又はA2の療育手帳の交付を受けたもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級1級に該当する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物を排出することが困難であると認められる者

(申請手続)

第4条 ふれあい収集を受けようとする者又はその代理人（以下「申請者」という。）

は、熊本市ふれあい収集申請書（様式第1号）に次に掲げる書類のいずれかを添えて市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 介護保険被保険者証の写し
- (2) 身体障害者手帳の写し
- (3) 療育手帳の写し
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の写し
- (5) 前各号を証明できるものの写し
- (6) 前条第5号に該当する場合は、熊本市ふれあい収集意見書（様式第2号）（調査）

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、居宅訪問等必要な調査を行うものとする。

(決定)

第6条 市長は、ふれあい収集を開始することを決定したときは熊本市ふれあい収集決定通知書（様式第3号）（以下「決定通知」という。）により、ふれあい収集を開始しないことを決定したときは熊本市ふれあい収集申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(収集する廃棄物)

第7条 ふれあい収集により収集する廃棄物は、次に掲げるものとする。ただし、植木地区において収集する廃棄物は、燃やすごみ、不燃物、資源ごみ及び粗大ごみとする。

- (1) 燃やすごみ
- (2) 埋立ごみ
- (3) 紙
- (4) 資源物
- (5) ペットボトル
- (6) プラスチック製容器包装
- (7) 特定品目

(収集方法等)

第8条 ふれあい収集による廃棄物の収集方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収集日、収集方法及び排出方法については、別に定めるものとする。
- (2) 収集場所は、第6条の決定通知を受けた世帯の住居の玄関前とする。ただし、支障のある場合は、協議の上決定するものとする。
- (3) 安否確認を希望する者については、収集日に廃棄物が排出されていない場合に呼び鈴を鳴すなどして応答を求め、応答がない場合は電話により緊急連絡先に通報することとする。

(報告義務)

第9条 申請者は、第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、直ちに電話等により市に報告しなければならないものとする。また、入院等により一時休止する場合や再開する場合についても同様とする。

(収集の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ふれあい収集を終了する。

- (1) 申請者から終了の申出があったとき。
 - (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 分別方法を守らないなど、収集を継続することが困難であると認められるとき。
 - (4) その他、長期間に渡り廃棄物の排出がなく、申請者、緊急連絡先等からの情報提供により終了することが妥当と判断したとき。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

29. 事業系一般廃棄物広域再生利用推進要綱

制定 平成18年10月24日

改正 令和4年7月28日

(目的)

第1条 この要綱は、事業活動に伴って排出される一般廃棄物のうち市町村の区域を越えて移動する特定再生資源の取扱いについて必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の再生利用の推進を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)及び熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成2年条例第98号。以下「条例」という。)の例によるもののほか、次の各号に掲げるものについて、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市外 熊本市の市域以外の区域をいう。
- (2) 市内 熊本市の市域をいう。
- (3) 排出者 特定再生資源を排出する事業者をいう。
- (4) 持込者 特定再生資源を市内へ持ち込む者をいう。
- (5) リサイクル 廃棄物を再生又は再資源化することをいう。
- (6) 関係市町村 特定再生資源の持出し又は持込みに関与する市町村をいう。

(特定再生資源)

第3条 この要綱において特定再生資源とは、次の各号に掲げるものであって、当該各号に定めるものをいう。

- (1) せん定木くず 木竹のせん定くず及び落ち葉等(落ち葉のほか、樹木から落下した小枝、花及び果実をいう。)
- (2) こん包木くず こん包材として使用された不用な木枠及び木箱(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包材用の木材を除く。)
- (3) 食品循環資源 食品リサイクル法に規定する食品循環資源

2 前項の特定再生資源は、固定器具、包装容器等の少量の付帯物を除き、その全ての量がリサイクルされるものでなければならない。

(持込願)

第4条 排出者は、市外の排出事業所において発生する特定再生資源を市内に持ち込み、市内の一般廃棄物のリサイクルを行う施設(以下「リサイクル施設」という。)に搬入しようとするときは、特定再生資源持込承認願出書(様式第1号。以下「持込願」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の持込願には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) リサイクル施設を有する一般廃棄物処分業者（法第7条第6項の規定による許可を受けた者に限る。以下「リサイクル業者」という。）が特定再生資源の受入れを承諾していることを証する書類（リサイクル業者が第4項に規定する委任を受けて提出する場合を除く。）

(2) 運搬に使用する車両の写真及び車両検査証の写し

(3) 持込者が、特定再生資源を積み込む場所を管轄する市町村において一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていることを証する書類の写し（排出者が自ら市内へ持ち込む場合を除く。）

3 第1項の持込願は、特定再生資源の排出者、排出事業所又は搬入先が複数であるときは、それらの関係を明らかにすることができるように作成しなければならない。

4 第1項の持込願は、排出者の委任を受けたときは、リサイクル業者が提出することができる。この場合において、リサイクル業者は、第2項に規定する書類に加えて、排出者が交付する委任状（様式第2号。以下「委任状」という。）を添付しなければならない。（以下、第9条第1項の特定再生資源持込変更承認願出書、同条第3項の特定再生資源持込変更届出書及び第13条第1項の特定再生資源持出届出書の提出において同じ。）

（持込みの承認）

第5条 市長は、前条の持込願の内容が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

(1) 特定再生資源を処理するリサイクル業者が本市の一般廃棄物処分業の許可を受けていること。

(2) 特定再生資源を市内に持ち込む量及びその頻度が、市内で発生する同種の特定再生資源の処理に支障を及ぼさない程度であること。

(3) 持込者が、特定再生資源の発生した場所を管轄する市町村において一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること（排出者が自ら市内へ持ち込む場合を除く。）。

(4) 運搬車両は、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭又は汚水が漏れるおそれのないように整備されていること。

(5) 排出者が第12条第2項の規定に基づく承認の取消しを受けた場合にあっては、取消しを受けた日から1年を経過していること。

2 市長は、前項の承認をしたときは、排出者に対し、承認書（様式第3号）を交付するものとする。

（関係市町村との調整等）

第6条 市長は、第4条第1項の持込願を受理したときは、関係市町村と法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画の相互の整合について必要な調整を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の承認の可否にかかわらず、その旨を関係市町村に通知するものとする。

（排出者の遵守事項）

第7条 第5条第2項に規定する承認書の交付を受けた排出者（以下「承認事業者」という。）は、法、食品リサイクル法その他の関係法令及び条例の規定のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた特定再生資源以外の一般廃棄物を市内に持ち込まないこと。

(2) 市内に持ち込む特定再生資源の量が、承認を受けたときの持込み計画量と著しく異なること。

（実績報告）

第8条 リサイクル業者は、第5条第2項の承認書に基づいてリサイクルした特定再生資源についてリサイクル実績報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）を作成し、6ヶ月ごとに市長及び関係市町村長並びに承認事業者に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、4月から9月までの前期分と10月から翌年の3月までの後期分に区分する。

3 前項の報告書の提出期限は、毎年、前期分は10月末日、後期分は4月末日とする。

（持込変更願）

第9条 承認事業者は、承認を受けた特定再生資源の持込みを変更しようとするときは、特定再生資源持込変更承認願出書（様式第5号。以下「変更願」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更しようとする内容が次の各号に掲げるものであるときは、この限りでない。

(1) 市内への持込みの廃止

(2) 特定再生資源の運搬者の変更

(3) 特定再生資源の運搬車両の変更

(4) 持込み計画量の軽微な変更

2 第4条、第5条及び第6条の規定は、前項の変更の承認について準用する。この場合において、各規定の承認願は変更願と読み替えるものとする。

3 承認事業者は、第1項各号に掲げる変更があったときは、特定再生資源持込変更届出書（様式第6号。以下「変更届」という。）を市長に提出するものとする。

4 第1項の変更願及び第3項の変更届は、排出者の委任を受けたときは、リサイクル業者が提出することができる。

（承認書の返納）

第10条 承認事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認書を速やかに市長に返納しなければならない。

(1) 市内への持込みを廃止したとき。

(2) 特定再生資源の持込みの変更が承認されたとき。

(3) 承認が失効したとき又は承認を取り消されたとき。

(指導)

第11条 市長は、市内への持込みが本市及び関係市町村における一般廃棄物の処理に支障を及ぼす恐れがあると認めるときは、承認事業者又はリサイクル業者に対し必要な指導を行うものとする。

(承認の失効及び取消し等)

第12条 第5条第1項の承認(第9条第1項の持込みの変更に係るものを含む。次項において同じ。)は、法及び食品リサイクル法による許可又は登録若しくは認定が取り消されたとき又はそれらに係る有効期間が経過したときは、直ちにその効力を失うものとする。

2 市長は、承認事業者又はリサイクル業者が次のいずれかに該当するときは、第5条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項第1号及び第2号の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 第7条、第8条第1項及び第9条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 前条の指導に従わないとき。
- (4) 市内における特定再生資源のリサイクルの実績が1年以上ないことが判明したとき。

(持出届)

第13条 排出者は、市内の排出事業所において発生する特定再生資源を市外へ持ち出し、市外のリサイクル施設に搬入しようとするときは、特定再生資源持出届出書(様式第7号。以下「持出届」という。)により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、排出者の委任を受けたときは、リサイクル業者が提出することができる。

(食品循環資源に係る特例)

第14条 特定再生資源が食品循環資源であって、そのリサイクル施設が食品リサイクル法第11条第1項に規定する登録又は同法第19条第1項に規定する認定を受けており、かつ第5条第1項第2号の規定に適合する場合に限り、その排出者は、当該特定再生資源を市内へ持ち込むことについて第5条第1項の承認を受けたものとみなす。

(実施細目)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月28日から施行する。

様式第1号～様式第7号 (省略)

30. 熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例

公 布 昭和60年9月25日条例第26号

最近改正 令和2年3月24日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、本市における浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。以下同じ。)の保守点検を業とする者について登録制度を設けるとともに、浄化槽清掃業者の許可及び浄化槽の設置等について必要な事項を定めることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(平13条例26・一部改正)

(登録)

第2条 法第48条第1項の規定に基づき、市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、毎年度4月1日に行うものとし、当該登録の有効期間は、3年とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平13条例26・平14条例44・平22条例60・一部改正)

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 浄化槽管理士の氏名及びその者の浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類

- (2) 保守点検の器具の明細を記載した書類
- (3) 浄化槽の適正な管理に資することを証する書類
- (4) その他規則で定める書類又は図面

(平 1 4 条例 4 4 ・ 一部改正)
(登録の実施等)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第 1 項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちに当該申請者に登録証を交付しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(平 1 4 条例 4 4 ・ 一部改正)
(登録の拒否)

第 5 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (2) 第 1 2 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第 1 2 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 3 0 日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- (4) 第 1 2 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 市の区域内に営業所を有しない者
- (8) 営業所に浄化槽管理士を置かない者
- (9) 規則で定める保守点検の器具を備えない者
- (10) 第 9 条第 4 項の規定に違反して浄化槽管理士に研修を受けさせなかった者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちにその旨を申請者に通

知しなければならない。

(平 1 0 条例 4 2 ・ 平 1 4 条例 4 4 ・ 平 2 0 条例 9 3 ・ 平 2 4 条例 4 7 ・ 一部改正)
(変更の届出)

第 6 条 浄化槽保守点検業者は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から 3 0 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(平 1 4 条例 4 4 ・ 一部改正)
(廃業等の届出)

第 7 条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、3 0 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった者

(平 1 4 条例 4 4 ・ 平 2 0 条例 9 3 ・ 一部改正)
(登録の抹消)

第 8 条 市長は、前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなく、同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）又は第 1 2 条第 1 項の規定による登録の取消しをした場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であった者に通知しなければならない。

(平 1 0 条例 4 2 ・ 平 1 4 条例 4 4 ・ 平 2 0 条例 9 3 ・ 一部改正)
(事業の実施等)

第 9 条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽管理士は、浄化槽の保守点検を行うときは、市長の交付する資格確認証を携帯しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検をした結果、浄化槽の清掃が必要であると認められたときは、速やかにその浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者に連絡しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その登録に係る浄化槽管理士に対し、第 2 条第 2 項の有効期間ごとに 1 回以上浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

(平14条例45・一部改正)
(標識の掲示)

第10条 浄化槽保守点検業者は、営業所の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
(帳簿の備付け等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、営業所に帳簿を備え、その業務に関し必要な事項を記載し、これを3年間保存しなければならない。
(登録の取消し等)

第12条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) この条の規定による停止の処分に違反したとき。

2 前項の規定による処分に係る聴聞を行う場合の当該聴聞の期日における審理は、これを公開しなければならない。

3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による処分をした場合に準用する。
(平10条例42・平14条例44・平20条例93・一部改正)
(報告徴収、立入検査等)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(浄化槽保守点検業の登録申請手数料等)

第14条 浄化槽保守点検業者の登録、登録の更新及び保守点検器具の検査等を受けようとする者は、別表第1に定める手数料を納入しなければならない。
(浄化槽清掃業の許可申請手数料等)

第15条 法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可及び清掃器具の検査等を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。
(水質検査後の改善計画)

第16条 浄化槽管理者は、法第7条又は法第11条に規定する水質に関する検査を受け、その検査の結果が、浄化槽の保守点検又は清掃の技術上の基準に適合しないと認められたときは、速やかに改善計画を定め、市長に届け出て、その承認

を得なければならない。
(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第12条第1項の規定による事業の停止の命令に違反した者

(平20条例93・一部改正)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (2) 第11条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (3) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第13条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平14条例44・平20条例93・一部改正)
(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第18条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 (令和2年3月24日条例第27号)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第5条第1項の規定は、同条例第2条第2項の有効期間の始期が令和3年4月1日以後となる更新の登録を受けようとする者について適用する。

別表第1

(平元条例1・一部改正)

区分	手数料の額
浄化槽保守点検業者の登録又は登録の更新を受けようとする者	1件につき 30,000円
登録証の再交付を受けようとする者	1件につき 500円
浄化槽管理士の資格確認証の交付を受けようとする者	1件につき 750円
保守点検器具の検査を受けようとする者	1件につき 1,500円
保守点検器具検査済証の再交付を受けようとする者	1件につき 800円

別表第2

区分	手数料の額
浄化槽清掃業の許可を受けようとする者	1 件につき 5,000 円
許可証の再交付を受けようとする者	1 件につき 500 円
浄化槽清掃業の従業員証の交付を受けようとする者	1 件につき 250 円
清掃器具の検査を受けようとする者	1 件につき 1,500 円
清掃器具検査済証の再交付を受けようとする者	1 件につき 800 円

3 1. 熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則

公 布 昭和60年9月25日規則第51号
最近改正 令和2年3月30日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(登録等の申請)

第2条 条例第3条の規定による申請書は、浄化槽保守点検業者登録申請書によるものとする。

2 条例第3条第2項第4号の規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書）
- (2) 申請者が法人である場合にあっては、役員一覧表
- (3) 営業所として使用する建物を所有し、又は賃借り等する権利を有することを証する書面（以下「権利証等」という。）及び当該建物の付近見取図（以下「付近見取図」という。）
- (4) 営業所ごとの浄化槽管理士一覧表
- (5) 浄化管理士免状の写し
- (6) 浄化槽管理士資格確認証交付申請書
- (7) 保守点検器具検査申請書
- (8) 浄化槽管理士が条例第9条第4項の研修を受講したことを証する書類の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平27規則8・一部改正)

第3条 法第35条の規定による申請書は、浄化槽清掃業許可申請書によるものとする。

2 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が法人である場合にあっては、役員一覧表
- (2) 権利証等及び付近見取図
- (3) 浄化槽清掃器具検査申請書
- (4) 清掃器具一覧表
- (5) 浄化槽清掃業従業員証交付申請書

(登録証等)

第4条 市長は、条例第4条第1項の規定により浄化槽保守点検業者の登録をしたときは、浄化槽保守点検業者登録証（様式第1号）を交付するものとする。

第5条 市長は、法第35条の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（様式第2号）を交付するものとする。

2 前項の許可の有効期間は、2年とする。

（平10規則15・一部改正）

（変更の届出）

第6条 条例第6条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業者登録申請書記載事項変更届の提出により行うものとする。

2 前項の浄化槽保守点検業者登録申請書記載事項変更届には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 住所又は氏名の変更の場合 次に掲げる書類

ア 浄化槽保守点検業者登録証

イ 住民票の写し（届出者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）

(2) 営業所の変更の場合 次に掲げる書類

ア 浄化槽保守点検業者登録証

イ 権利証等及び付近見取図

(3) 役員の変更の場合 次に掲げる書類

ア 浄化槽保守点検業者登録証（代表者の変更の場合に限る。）

イ 登記事項証明書

ウ 全ての役員に係る新旧対照表

エ 変更後の役員に係る条例第3条第2項第1号の書類

(4) 浄化槽管理士の変更の場合 変更後の浄化槽管理士免状の写し

第7条 法第37条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可申請書等記載事項変更届によるものとする。

2 前項の浄化槽清掃業許可申請書等記載事項変更届には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 住所又は氏名の変更の場合 次に掲げる書類

ア 浄化槽清掃業許可証

イ 住民票の写し（届出者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）

(2) 営業所の変更の場合 次に掲げる書類

ア 浄化槽清掃業許可証

イ 権利証等及び付近見取図

(3) 役員の変更の場合 次に掲げる書類

ア 浄化槽清掃業許可証（代表者の変更の場合に限る。）

イ 登記事項証明書

ウ 全ての役員に係る新旧対照表

エ 変更後の役員に係る環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項第3号

の書類

（廃業等の届出）

第8条 浄化槽保守点検業者は、条例第7条の規定により廃業等の届出をするときは、浄化槽保守点検業廃業等届に浄化槽保守点検業者登録証、浄化槽管理士資格確認証及び保守点検器具検査済証（以下「浄化槽保守点検業者登録証等」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

第9条 浄化槽清掃業者は、法第38条の規定により廃業等の届出をするときは、浄化槽清掃業廃業等届に浄化槽清掃業許可証、従業員証及び清掃器具検査済証（以下「浄化槽清掃業許可証等」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

（資格確認証）

第10条 条例第9条第2項の規定による資格確認証は、浄化槽管理士資格確認証（様式第3号）によるものとする。

（研修）

第10条の2 条例第9条第4項の研修は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 次に掲げる事項を研修内容とするものであること。

ア 浄化槽に係る行政の動向

イ 浄化槽の構造及び機能

ウ 浄化槽の保守点検及び清掃

エ 本市における浄化槽に関する情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(2) 市長が別に定める団体が実施する研修であること。

（登録証等の再交付）

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業者登録証、浄化槽管理士資格確認証又は保守点検器具検査済証を亡失し、又は毀損したときは、浄化槽保守点検業者登録証（浄化槽管理士資格確認証、保守点検器具検査済証）再交付申請書を市長に提出して再交付を受けることができる。

2 浄化槽保守点検業者登録証、浄化槽管理士資格確認証又は保守点検器具検査済証を毀損したときは、前項に規定する再交付申請書に当該浄化槽保守点検業者登録証、当該浄化槽管理士資格確認証又は当該保守点検器具検査済証を添付しなければならない。

第12条 浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃業許可証、従業員証又は清掃器具検査済証を亡失し、又は毀損したときは、浄化槽清掃業許可証（従業員証、清掃器具検査済証）再交付申請書を市長に提出して再交付を受けることができる。

2 浄化槽清掃業許可証、従業員証又は清掃器具検査済証を毀損したときは、前項に規定する再交付申請書に当該浄化槽清掃業許可証、当該従業員証又は当該清掃器具検査済証を添付しなければならない。

（標識の記載事項）

第13条 条例第10条の規定による標識の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 登録番号、登録年月日及び登録の有効期間

(3) 登録を行った市長名

(4) 浄化槽管理士の氏名

(平 1 4 規則 7 2 ・ 一部改正)

(浄化槽清掃業の営業に関する規程)

第 14 条 浄化槽清掃業者は、料金その他の営業に関する規程を定め、市長に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。

(平 2 6 規則 8 5 ・ 一部改正)

(器具の検査等)

第 15 条 浄化槽保守点検業者は、別表第 1 に掲げる保守点検の器具を備え、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により検査をしたときは、保守点検器具検査済証を交付するものとする。

第 16 条 浄化槽清掃業者は、別表第 2 に掲げる清掃の器具を備え、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により検査をしたときは、清掃器具検査済証を交付するものとする。

(登録証等の返納)

第 17 条 浄化槽保守点検業者は、その登録の有効期間が満了したとき、又はその登録が取り消されたときは、直ちに浄化槽保守点検業者登録証等を市長に返納しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、その事業の全部の停止を命ぜられたときは、直ちに浄化槽保守点検業者登録証を市長に返納しなければならない。

第 18 条 浄化槽清掃業者は、その許可の有効期間が満了したとき、又はその許可が取り消されたときは、直ちに浄化槽清掃業許可証等を市長に返納しなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、その事業の全部の停止を命ぜられたときは、直ちに浄化槽清掃業許可証を市長に返納しなければならない。

(身分を示す証明書)

第 19 条 条例第 1 3 条第 3 項の規定による証明書は、熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第 1 3 条第 3 項の立入検査員証（様式第 4 号）によるものとする。

(書類の書式等)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

附 則

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第 1 (第 1 5 条関係)

(平 2 規則 6 6 ・ 全改、平 1 3 規則 2 5 ・ 平 2 2 規則 3 4 ・ 一部改正)

種類	器具
水質検査器具	温度計
	透視度計
	PH 計
	DO 計
	亜硝酸計
	残留塩素計
	メスシリンダ
	MLSS 計
測定器具	スカム厚測定器具
	汚泥厚測定器具
	テストタ
その他の器具	自吸式ポンプ
	パイプ清掃器具
	スロット清掃器具

別表第 2 (第 1 6 条関係)

(平 2 規則 6 6 ・ 全改、平 1 3 規則 2 5 ・ 平 2 2 規則 3 4 ・ 一部改正)

種類	器具
清掃と洗浄器具	自吸式ポンプ
	パイプ清掃器具
	スロット清掃器具
測定器具	スカム厚測定器具
	汚泥厚測定器具
	温度計
	透視度計
	PH 計
	メスシリンダ

3 2. 熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱

制 定 昭和 63 年 10 月 1 日
最近改正 令和 3 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、浄化槽を設置する者に対する熊本市合併処理浄化槽設置補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 2 条第 1 項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (3) 既存の建築物 次に掲げる建築物以外の建築物をいう。
 - ア 新築された建築物
 - イ 増改築された建築物であって、当該増改築に係る部分の床面積が 1 0 平方メートルを超える建築物
- (4) 転換 既存の建築物で使用している単独処理浄化槽を廃止し、当該既存の建築物に浄化槽を設置するもの（単独転換）、又は既存の建築物で使用しているくみ取便所を廃止し、当該既存の建築物に浄化槽を設置するもの（くみ取転換）をいう。
- (5) 災害新設 転換以外のうち、当該設置が平成 2 8 年熊本地震を原因とする場合のものをいう。

(補助対象地域)

第 3 条 補助の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、次に掲げる区域以外の地域とする。ただし、下水道事業計画区域内であっても、下水道の整備が当分の間見込まれない区域で、かつ、市長が特に必要と認め、別に指定する区域については、補助対象地域とすることができる。

- (1) 下水道事業計画区域（旧下水道事業認可区域）
- (2) 農業集落排水事業採択区域
- (3) 開発行為による集合排水処理区域

(補助対象建築物)

第 4 条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、専用住宅及び併用住宅（人の居住の用に供する家屋の部分が延床面積の 2 分の 1 以上であるものをいう。以下同じ。）とする。ただし、賃貸を目的とするもの及び宿舍等を除く。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく浄化槽の補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して 1 0 年を経過する日の属する年度の

末日までの間に、当該補助金の交付に係る浄化槽（以下「旧浄化槽」という。）を廃止し、次に掲げる建築物に新たに浄化槽を設置する場合は、補助の対象外とする。ただし、平成 2 8 年熊本地震により旧浄化槽を廃止する場合は、この限りではない。

- (1) 当該補助金の対象となった建築物
- (2) 当該補助金の対象となった建築物を増改築した建築物
- (3) 当該補助金の対象となった建築物を除却した後、同一敷地内に新築された建築物（除却された建築物の所有者又は居住者であった者のために居住の用に供されるものに限る。）

(補助対象者)

第 5 条 補助の対象となる者は、補助対象地域において建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）又は浄化槽法に基づく設置に係る手続を適正に完了し、かつ、市税の滞納がない個人で、次の各号のいずれかに定める浄化槽を設置する者とする。ただし、設置する浄化槽は環境省が示す環境配慮型浄化槽に限る。

- (1) 1 棟の専用住宅に設置する、1 0 人槽以下の浄化槽
- (2) 1 棟の併用住宅に設置する、人の住居の用に供する家屋の部分の処理対象人員が 1 0 人槽以下の浄化槽

2 前項の規定にかかわらず、第 1 4 条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、当該取消しの日から 5 年を通過しない者は補助の対象としない。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の交付対象となる経費は、浄化槽の設置に要する費用、単独処理浄化槽からの転換については、単独処理浄化槽撤去に要する費用及び宅内配管工事に要する費用とし、補助金の額は別表 1 に掲げる区分につき、それぞれ同表に定める額を限度額とし、それぞれの工事費と比較していずれか低い額の合計金額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

2 前項の場合において、補助の対象となる建築物が併用住宅であるときは、熊本市浄化槽構造要領（昭和 6 3 年 5 月 2 3 日保健衛生局長決裁）第 2 条に基づき、人の居住の用に供する家屋の部分の処理対象人員を算定し、補助金の額を決定する。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置工事の施工前に、補助金交付申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の交付申請は当該年度分に限る。

(交付決定)

第 8 条 市長は、補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付決定をする。

2 市長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定の内容を補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知する。

(変更申請等)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、申請を取り消そうとするとき、又は申請の内容を変更しようとするときは変更承認申請書(第3号様式)を当該年度の2月20日までに市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助金交付変更通知書(第4号様式)により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(設置工事の完了)

第10条 申請者は、浄化槽を設置したときは、熊本市浄化槽取扱要綱(昭和63年5月23日制定)に定める工事完了検査を当該年度の3月10日までに受けなければならない。

2 設置工事は、前項の検査を受検し、検査結果が良となったときをもって完了とする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助金に係る設置工事完了後1箇月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を審査し、設置工事が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書(第6号様式)により申請者に通知する。

2 実績報告書提出時に、補助対象地域から外れた場合は、補助金の交付額の確定を認めない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(第7号様式)による請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他、市長が補助することが適当でないとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、申請者に対し補助金返還命令書(第8号様式)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(違約加算金)

第16条 申請者は、第15条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求さ

れたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものである。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第17条 市長は、申請者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(浄化槽の維持管理)

第18条 申請者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽が正常に機能するよう、熊本市浄化槽取扱要綱第3条に規定する一括契約を締結し、適正な維持管理を行うこと。

(単独処理浄化槽等の廃止)

第19条 申請者は、浄化槽を設置しようとする敷地内に、単独処理浄化槽又はくみ取便所があるときは、これを廃止するものとする。ただし、くみ取便所について、自家処理をする場合その他廃止しない相当の理由がある場合は、この限りではない。

(処分の制限)

第20条 補助金を受けて浄化槽等を設置した者は、市長の承認を受けずにその浄化槽等を処分してはならない。ただし、補助金を交付した年度の翌年度の初日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した場合は、この限りでない。

(申請者の死亡)

第21条 申請者が死亡した場合、申請者の相続人は、申請者が保有しているこの要綱に基づく権利及び義務を、代表して引き継ぐ者(以下「権利承継者」という。)を決定し、権利承継届出書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

3 3. 熊本市被災合併処理浄化槽設置支援事業補助金交付要綱

制 定 平成 29 年 12 月 22 日
最近改正 令和 3 年 3 月 30 日

(目的等)

第 1 条 この要綱は、熊本市平成 2 8 年熊本地震復興基金を活用して行う、熊本市被災合併処理浄化槽設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定めることにより、被災者の生活再建、公衆衛生及び公共用水域の水質保全の向上に寄与することを目的とする。

2 この要綱に基づく補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則（昭和 4 3 年規則第 4 4 号）に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 2 条第 1 項に規定する浄化槽をいう。

(2) 専用住宅 専ら居住の目的だけのために建築するものをいう。

(3) 併用住宅 人の居住の用に供する家屋の部分が延床面積の 2 分の 1 以上であるものをいう。

(補助対象地域)

第 3 条 補助金の対象となる地域は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 1 項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）とする。

(補助対象建築物)

第 4 条 補助金の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、専用住宅又は併用住宅とする。ただし、賃貸を目的とするもの及び宿舍等を除く。

(補助対象者)

第 5 条 補助金の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。ただし、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱（昭和 6 3 年 1 0 月 1 日保健衛生局長決裁）第 5 条に基づく補助対象者を除く。

(1) 平成 2 8 年熊本地震に起因し、合併処理浄化槽を設置しようとする者又は設置した者

(2) 平成 2 8 年熊本地震に起因し、下水道事業計画区域において建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）又は浄化槽法に基づく合併処理浄化槽の設置に係る手続を申請し、適正に完了した者

(3) 平成 2 8 年 4 月 1 4 日以降に合併処理浄化槽の設置工事に着手し、令和 4 年 3 月 1 0 日までに 1 棟の専用住宅に設置する 1 0 人槽以下の合併処理浄化槽又は併用住宅に設置する人の居住の用に供する家屋の部分の処理対象人員が 1 0 人槽以下の合併処理浄化槽の設置工事を完了した者

(4) 市税の滞納がない者

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、別表 1 に掲げる額又は合併処理浄化槽の実設置工事費のいずれか低い額とする。

2 前項の場合において、補助対象建築物が併用住宅であるときは、熊本市浄化槽構造要領（昭和 6 3 年 5 月 2 3 日保健衛生局長決裁）第 2 条に基づき、人の居住の用に供する家屋の部分の処理対象人員を算定し、補助金の額を決定する。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、合併処理浄化槽の設置工事の施行前に、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の交付申請は当該年度分に限る。

(1) 合併処理浄化槽の工事費の内訳を記載した見積書の写し

(2) 市税滞納有無調査承諾書

(3) リ災証明書（リ災証明書を取得できない場合は、平成 2 8 年熊本地震に起因する合併処理浄化槽の設置が必要となったことを確認するために市長が必要と認める書類）の写し

(4) 合併処理浄化槽の設置工事を予定する場所の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者のうち、平成 2 8 年 4 月 1 4 日からこの要綱の施行の日の前日までに合併処理浄化槽の設置工事に着手したものについては、前項の規定にかかわらず、当該設置工事の完了後、補助金交付申請兼実績報告書（様式第 2 号）に、前項各号（第 1 号及び第 4 号を除く。）の書類及び第 1 1 条各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(受付期間)

第 8 条 前条第 2 項に規定する書類の受付期間は、令和 4 年 3 月 1 0 日までとする。

(交付決定及び通知)

第 9 条 市長は、第 7 条第 1 項の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

2 市長は、第 7 条第 2 項の補助金交付申請兼実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付を決定し、当該申請兼報告書をもって当該設置工事に係る実績報告の提出があったものとみなして交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定兼金額確定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知する。

3 市長は、前 2 項の規定による審査において補助金を交付することが適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知する。

(変更申請等)

第10条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付申請内容を変更しようとするとき、又は取り消そうとするときは、変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認するときは、補助対象者に変更通知書（様式第7号）により通知する。

(実績報告)

第11条 補助対象者（第7条第2項の規定による申請をする者を除く。）は、補助金に係る合併処理浄化槽の設置工事完了後、1か月以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付請求書（様式第9号）
- (2) 合併処理浄化槽の工事費の支出が確認できる書類
- (3) 合併処理浄化槽の設置工事後の完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、合併処理浄化槽の設置工事が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書（様式第10号）により補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第13条 市長は、補助金交付請求書（様式第9号）による補助対象者の請求に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他市長が補助することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助対象者に通知する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第12号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(申請者の死亡)

第16条 申請者が死亡した場合、申請者の相続人は、申請者が保有しているこの要

綱に基づく権利及び義務を、代表して引き継ぐ者（以下「権利承継者」という。）を決定し、権利承継届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(浄化槽の維持管理)

第17条 補助対象者は、合併処理浄化槽が正常に機能するよう、熊本市浄化槽取扱要綱第3条に規定する一括契約を締結し、適正な維持管理を行わなければならない。

(雨水貯留槽への転用)

第18条 補助対象者は、公共下水道への接続等により合併処理浄化槽を使用しなくなったときは、雨水を貯留して飲用以外の散水等として利用できる雨水貯留槽への転用に努めなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月22日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 4. 熊本市災害し尿収集取扱要綱

制 定 平成 3 年 5 月 17 日
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害により被災したくみ取り便槽のし尿収集の手続き、経費等の取扱いを定め、し尿の収を適正かつ迅速にすすめることにより、災害復旧と生活環境の保全に資するとともに、被災者の負担軽減を図ることを目的とする。

(適用対象)

第 2 条 この要綱は、熊本地方気象台が発する注意報又は警報時の水害等（以下「災害」という。）において適用する。

2 この要綱は、災害により浸水し、満水又は著しく増量したくみ取り便槽のし尿で適用要件を満たすもの（以下「災害し尿」という。）について適用する。

3 この要綱は、事業者が管理するくみ取り便槽については適用しない。

(市の責務)

第 3 条 市は、災害し尿の収集を災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 5 0 条に規定する災害応急対策として行うものとする。

2 災害し尿の収集に要した費用は、同法第 9 1 条の規定により市が負担するものとする。

(手続き)

第 4 条 市民は、災害によりくみ取り便槽が浸水したときは、直ちに市へ連絡するものとする。

2 市は、市民から連絡を受けたときは、市の要請によるし尿収集業者の調査又は市自らの調査により、くみ取り便槽の浸水の実態を確認する。

3 市民は、浸水したくみ取り便槽のし尿が災害し尿として認められたときは、災害し尿収集依頼書（様式第 1 号）を提出し、災害し尿の収集を市に依頼することができる。

(委託)

第 5 条 市は、災害し尿収集依頼書を受け取ったときは、速やかに収集作業を行うものとする。

2 災害し尿の収集及び運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 7 条に規定するし尿収集業者に委託するものとする。

3 委託に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 4 条の規定によるものとする。

(委託作業)

第 6 条 し尿収集業者は、適正かつ迅速に委託作業を行わなければならない。

2 し尿収集業者は、委託作業の終了後、速やかに「災害し尿収集作業実施・検認書（様式第 2 号）」等の関係書類を市に提出しなければならない。

(委託料)

第 7 条 委託料は、災害し尿の収集量に熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 2 年規則第 6 5 号）第 7 条に定める届出料金を乗じた額とする。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

